

加美町地域防災計画

〔風水害等災害対策編〕

(案)

(令和4年2月修正)

加美町防災会議

加美町地域防災計画の修正について

1 加美町地域防災計画策定の経緯

「地域防災計画」は、災害対策基本法により、町が町民の生命・身体及び財産を災害から保護する責務を果たすための基本となるものとして位置づけられており、計画的な防災行政の推進と地域住民等の防災活動における指針としての役割を担うものです。

災害対策については、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、地震災害に対する日頃の備え、あるいは防災対策に対する見直しが緊急の課題とされ、国においても平成9年6月に防災基本計画の見直しが行われました。

また、宮城県においても平成9年6月「宮城県地域防災計画 地震災害対策編」及び平成10年4月「宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編」の全面見直しがなされております。

町村合併前の3町においては旧中新田町で平成12年3月に「中新田町地域防災計画（Ⅰ）地震災害対策編」、「中新田町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編」、旧小野田町で平成12年3月「小野田町地域防災計画（Ⅰ）地震災害対策編、（Ⅱ）風水害等災害対策編」、旧宮崎町で平成10年3月に「宮崎町地域防災計画」をそれぞれ修正を行っております。

なお、平成15年4月に合併し「加美町」が誕生したことにより、組織機構や名称等の変更に伴い、旧町の地域防災計画を修正し、平成17年3月に「加美町地域防災計画」が策定されました。

2 加美町地域防災計画の修正の目的

加美町地域防災計画については平成30年3月に修正を行いましたが、国においては近年の度重なる大規模災害による教訓や課題を踏まえ、平成30年6月及び令和3年5月に災害対策基本法の一部改正、平成30年から令和3年までに4回にわたる防災基本計画の修正を行いました。

宮城県においてもこれらの修正を踏まえ、平成31年2月、令和2年1月、令和3年2月に宮城県防災会議を開催し「県地域防災計画」の修正を行っております。

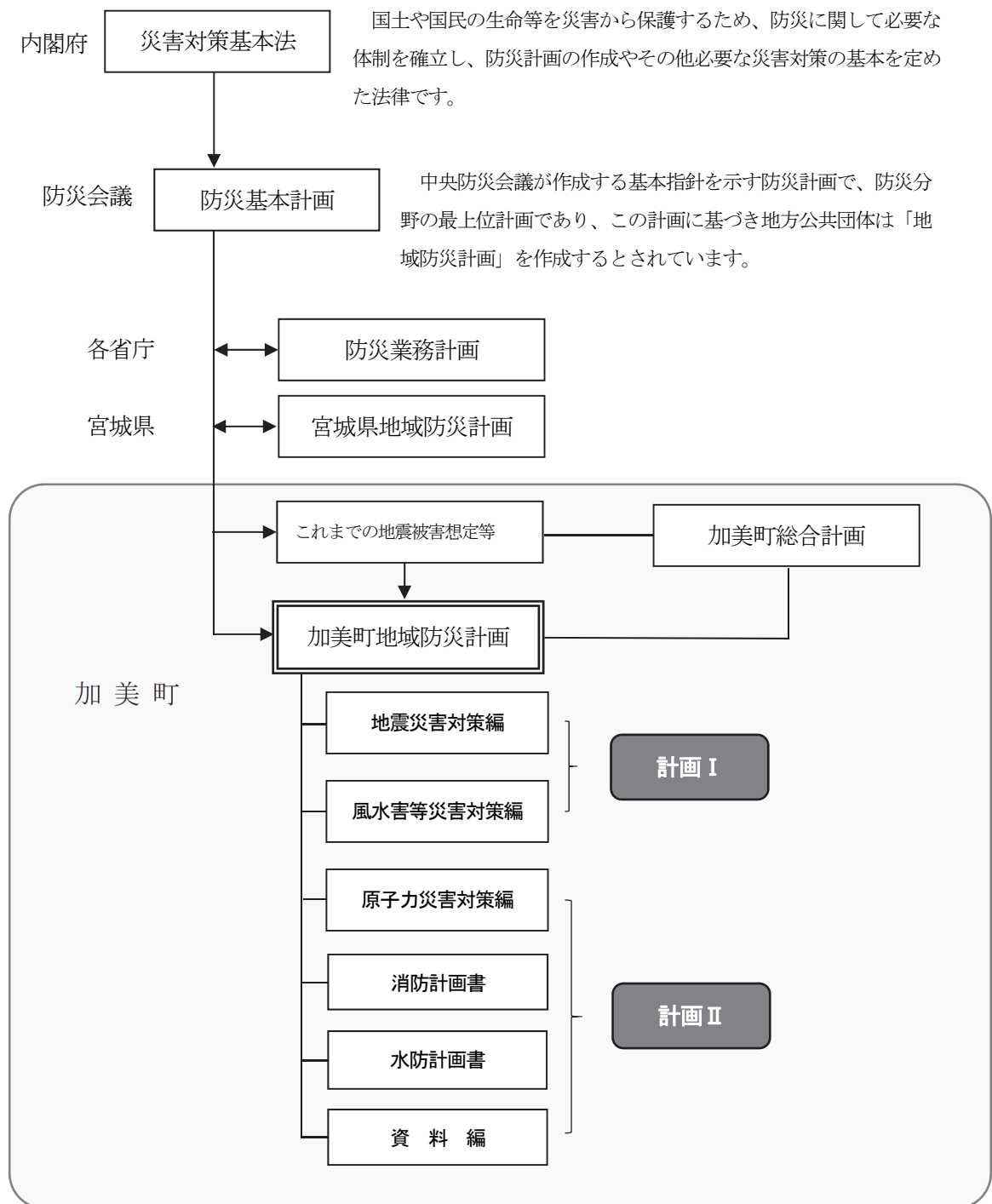
本町においても、国や県の防災計画との整合性を図り、町の防災対策の充実・強化を図るため、加美町地域防災計画の修正を行うものです。

【これまでの修正の履歴】

年月	主な修正事由
平成17年3月 策定	平成15年4月1日旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町合併に伴い、「加美町地域防災計画」を策定
平成28年9月 修正	東日本大震災の発生により、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正、県の地域防災計画の修正等がなされたことによる修正
平成30年3月 修正	熊本地震や平成28年台風第10号災害の発生により、防災基本計画の修正や水防法・土砂災害防止法の改正、県の地域防災計画の修正等がなされたことによる修正

3 加美町地域防災計画の構成

本計画書は、地震災害対策編と風水害等災害対策編を（Ⅰ）に、原子力災害対策編、消防計画書、水防計画書、資料編を（Ⅱ）に分けて製本し、全部で6部構成としています。



目 次

風水害等災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	総則-1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格	1
第3	計画の修正	1
第4	計画の構成	1
第5	基本方針	2
第2節	各機関の役割と業務大綱	5
第1	目的	5
第2	組織	5
第3	実施責任	5
第4	防災機関の業務大綱	8
第3節	加美町の概況	16
第1	位置	16
第2	地勢	16
第3	気象	17
第4	人口・産業	17
第5	土地利用	18
第6	交通	18

第2章 災害予防対策

第1節	風水害に強いまちづくり	予防-1
第1	水害予防対策	1
第2	土砂災害予防対策	4
第3	風雪害予防対策	7
第4	農林水産業災害予防対策	10
第5	火山災害予防対策	12
第2節	都市の防災対策	20
第1	目的	20
第2	市街地開発事業等の推進	20
第3	土地区画整理事業の推進	20
第4	都市公園施設	20

第3節	建築物等の予防対策	21
第1	目的	21
第2	防災事業の施行	21
第4節	ライフライン施設等の予防対策	22
第1	目的	22
第2	水道施設	22
第3	下水道施設	23
第4	電力施設	23
第5	ガス施設	24
第6	電信・電話施設	25
第7	共同溝・電線共同溝の整備	26
第8	廃棄物処理施設	26
第5節	防災知識の普及	27
第1	目的	27
第2	防災知識の普及、徹底	27
第3	学校等教育機関における防災教育	31
第4	町民の取り組み	32
第5	防災指導員の養成	32
第6	災害教訓の伝承	33
第6節	防災訓練の実施	34
第1	目的	34
第2	防災訓練の実施とフィードバック	34
第3	総合防災訓練	35
第4	住民、自主防災組織、事業所等の訓練	35
第5	防災関係機関等の防災訓練	36
第6	通信関係機関の非常通信訓練	36
第7	学校等の防災訓練	36
第8	企業等の防災訓練	37
第7節	地域における防災体制	38
第1	目的	38
第2	地域における自主防災組織の果たすべき役割	38
第3	自主防災組織の育成・指導	38
第4	自主防災組織の活動	39
第5	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	41
第8節	ボランティアのコーディネート	43
第1	目的	43
第2	ボランティアの役割	43
第3	災害ボランティア活動の環境整備	44
第4	ボランティア関係団体との連携	44
第5	一般ボランティアのコーディネート体制等の整備	44

第 9 節	企業等の防災対策の推進	47
第 1	目的	47
第 2	企業等の役割	47
第 3	企業等の防災組織	49
第 10 節	情報通信網の整備	50
第 1	目的	50
第 2	町における災害情報通信網の整備	50
第 3	その他通信網の整備	52
第 4	代替設備の整備	52
第 11 節	職員の配備体制	53
第 1	目的	53
第 2	町の配備体制	53
第 3	防災関係機関等の配備体制	56
第 4	防災担当職員の育成	56
第 5	人材確保対策	56
第 6	感染症対策	56
第 7	マニュアルの作成	57
第 8	業務継続計画（BCP）	57
第 12 節	防災拠点等の整備・充実	59
第 1	目的	59
第 2	防災拠点の整備及び連携	59
第 3	防災拠点機能の確保・充実	59
第 4	防災用資機材等の整備・充実	60
第 5	防災用資機材の確保対策	60
第 13 節	相互応援体制の整備	62
第 1	目的	62
第 2	相互応援体制の整備	62
第 3	市町村間の応援協定	63
第 4	県による市町村への応援	64
第 5	消防機関における消防相互応援体制等の整備	64
第 6	医療相互応援体制の整備	67
第 7	応急対策職員派遣制度の活用の促進	67
第 8	非常時連絡体制の確保	67
第 9	資機材及び施設等の相互利用	67
第 10	救護活動拠点の確保	67
第 11	関係団体との連携強化	67
第 14 節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	68
第 1	目的	68
第 2	医療救護体制の整備	68
第 3	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	69
第 4	医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	71

第5	救護所	71
第6	搬送体制	71
第7	福祉支援体制の整備	71
第15節	緊急輸送体制の整備	73
第1	目的	73
第2	緊急輸送ネットワークの形成	73
第3	緊急輸送道路の確保	73
第4	建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備	74
第5	緊急輸送体制	74
第16節	避難対策	77
第1	目的	77
第2	避難誘導體制	77
第3	水害・土砂災害における避難情報	77
第4	指定緊急避難場所の確保	79
第5	避難路の確保	80
第6	避難路等の整備	81
第7	避難誘導體制の整備	81
第8	避難行動要支援者の支援方策	82
第9	教育機関における対応	83
第10	避難計画の作成	83
第11	避難に関する広報	84
第17節	避難受入れ対策	86
第1	目的	86
第2	避難所の確保	86
第3	避難の長期化対策	90
第4	避難所における愛護動物の対策	90
第5	応急仮設住宅対策	90
第6	帰宅困難者対策	90
第7	被災者等への情報伝達体制等の整備	92
第8	孤立集落対策	92
第18節	食料、飲料水及び生活物資の確保	94
第1	目的	94
第2	町民等のとるべき措置	94
第3	食料及び生活物資等の供給計画の策定	94
第4	食料及び生活物資等の備蓄	95
第5	食料及び生活物資等の調達体制	95
第6	食料及び生活物資等の輸送体制の整備	96
第7	燃料の確保	97
第19節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	98
第1	目的	98
第2	高齢者、障がい者等への支援対策	98

第3	外国人への支援対策	103
第4	旅行者への支援対策	103
第20節	複合災害対策	105
第1	目的	105
第2	複合災害の応急対策への備え	105
第3	複合災害に関する防災活動	106
第21節	災害廃棄物対策	107
第1	目的	107
第2	処理体制	107
第3	主な措置内容	107
第22節	災害種別毎予防対策	109
第1	火災予防対策	109
第2	林野火災予防対策	111
第3	危険物等災害予防対策	113
第4	道路災害予防対策	114

第3章 災害応急対策

第1節	防災気象情報の伝達	応急-1
第1	目的	1
第2	防災気象情報	1
第3	水防警報及び決壊等（被害情報）の通報	10
第4	土砂災害警戒情報	10
第5	気象警報等の伝達	11
第2節	情報の収集・伝達	12
第1	目的	12
第2	情報収集・伝達	12
第3	異常現象を発見した場合の通報	18
第3節	通信・放送施設の確保	19
第1	目的	19
第2	災害時の通信連絡	20
第3	町防災行政無線施設	21
第4	非常時の通信の確保	21
第4節	災害広報活動	23
第1	目的	23
第2	社会的混乱の防止	23
第3	町の広報	23
第4	安否情報	24
第5節	防災活動体制	25
第1	目的	25

第2	初動対応の基本的考え方	25
第3	町の活動	25
第4	消防機関の活動	29
第5	交通安全指導隊・防犯指導隊	30
第6	防災関係機関の活動	30
第7	町、県、国及び関係機関の連携	30
第8	複合災害発生時の体制	31
第6節	警戒活動	32
第1	目的	32
第2	警戒体制	32
第3	水防活動	32
第4	土砂災害警戒活動	33
第5	ライフライン、交通等警戒活動	33
第6	流木防止活動	33
第7節	相互応援活動	34
第1	目的	34
第2	市町村間の相互応援活動	34
第3	県による応援・受援活動	35
第4	県内消防機関の相互応援活動	36
第5	緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	36
第6	広域的な応援体制	37
第7	受入れ体制の確保	37
第8	他県等への応援体制	38
第8節	災害救助法の適用	39
第1	目的	39
第2	災害救助法の適用	39
第3	救助の実施の委任	41
第9節	自衛隊の災害派遣	42
第1	目的	42
第2	災害派遣の基準及び要請の手続き	42
第3	町と県及び自衛隊との連絡調整	43
第4	派遣部隊の活動内容	44
第5	派遣部隊の受入れ体制	45
第6	派遣部隊の撤収	46
第7	経費の負担	46
第10節	救急・救助活動	47
第1	目的	47
第2	救出・救助活動	47
第3	惨事ストレス対策	48
第4	感染症対策	48

第 1 1 節 医療救護活動	49
第 1 目的	49
第 2 災害時の医療	49
第 3 町の医療救護体制	49
第 4 医療救護の対象者	51
第 5 医薬品等の確保	51
第 6 救急患者等の搬送体制	51
第 7 在宅要医療患者の医療救護体制	52
第 1 2 節 交通・輸送活動	53
第 1 目的	53
第 2 緊急輸送活動	53
第 3 町の活動	54
第 4 陸上交通の確保	56
第 1 3 節 ヘリコプターの活動	60
第 1 目的	60
第 2 活動要請	60
第 3 活動内容	60
第 4 活動拠点	61
第 5 県防災ヘリコプター	61
第 6 自衛隊ヘリコプター	62
第 1 4 節 避難活動	63
第 1 目的	63
第 2 高齢者等避難	64
第 3 避難の指示等	64
第 4 避難の指示等の内容及び周知	68
第 5 避難誘導	69
第 6 指定緊急避難場所の開放及び周知	70
第 7 避難所の開設及び運営	70
第 8 避難情報の発令等による広域避難	73
第 9 避難長期化への対処	73
第 1 0 孤立集落の安否確認対策	74
第 1 1 広域避難者への支援	74
第 1 2 在宅避難者への支援	74
第 1 5 節 応急仮設住宅等の確保	76
第 1 目的	76
第 2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理	76
第 3 公営住宅等の活用等	77
第 4 民間賃貸住宅の活用等	77
第 5 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備	78
第 6 住宅の応急修理	78
第 7 支援制度に関する情報提供	78

第 1 6 節 相談活動	79
第 1 目的	79
第 2 町の相談活動	79
第 3 専門職による相談の実施	79
第 1 7 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	80
第 1 目的	80
第 2 高齢者、障がい者等への支援活動	80
第 3 外国人への支援活動	82
第 1 8 節 愛玩動物の収容対策	84
第 1 目的	84
第 2 被災地域における動物の保護	84
第 3 避難所における動物の適正な飼育	84
第 4 仮設住宅における動物の適正な飼育	84
第 1 9 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	85
第 1 目的	85
第 2 食料・物資等調達体制の整備	85
第 3 流通在庫備蓄	86
第 4 食料	86
第 5 飲料水	90
第 6 生活物資	93
第 7 物資の輸送体制	95
第 8 義援物資の受入れ及び配分	95
第 9 燃料の調達・供給	96
第 2 0 節 防疫・保健衛生活動	97
第 1 目的	97
第 2 防疫	97
第 3 保健対策	97
第 4 食品衛生対策	99
第 2 1 節 遺体等の搜索・処理・埋葬	100
第 1 目的	100
第 2 遺体等の搜索	100
第 3 遺体の処理、収容	100
第 4 遺体の火葬、埋葬	100
第 2 2 節 災害廃棄物処理活動	103
第 1 目的	103
第 2 災害廃棄物の処理	103
第 3 処理体制	103
第 4 処理方法	104
第 5 清掃資機材の調達	105
第 6 推進方策	105
第 7 住民の協力	105

第23節 社会秩序維持活動	106
第1 目的	106
第2 生活必需品の物価監視	106
第3 被災地の治安維持	106
第24節 教育活動	107
第1 目的	107
第2 避難措置	107
第3 学校施設等の応急措置	108
第4 教育の実施	108
第5 心身の健康管理	109
第6 学用品等の調達	109
第7 給食	109
第8 修学支援	109
第9 通学手段の確保	109
第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	109
第11 災害応急対策への生徒の協力	110
第12 文化財の応急措置	110
第25節 防災資機材及び労働力の確保	111
第1 目的	111
第2 緊急使用のための調達	111
第3 労働者の確保	111
第4 労働者の供給	111
第5 応援要請による技術者等の動員	111
第6 従事命令等による応急措置の業務	112
第26節 公共土木施設等の応急復旧	114
第1 目的	114
第2 道路施設	114
第3 河川管理施設	115
第4 農地、農業施設	115
第5 都市公園施設	116
第6 廃棄物処理施設	116
第7 被災宅地に関する危険度判定などの実施	116
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	117
第1 目的	117
第2 水道施設	117
第3 下水道施設	118
第4 電力施設	119
第5 ガス施設	119
第6 電信・電話施設	120
第28節 農林水産業の応急対策	122
第1 目的	122

第2	農業用施設	122
第3	林業、治山施設	122
第4	農産物	123
第5	畜産	125
第6	林産物	126
第7	水産物	126
第29節	二次災害・複合災害防止対策	127
第1	目的	127
第2	二次災害の防止活動	127
第3	風評被害等の軽減対策	128
第30節	応急公用負担等の実施	129
第1	目的	129
第2	応急公用負担等の権限	129
第3	立入検査等	130
第4	公用令書の交付	130
第5	手続き	131
第6	損失補償及び損害補償等	131
第31節	ボランティア活動	133
第1	目的	133
第2	一般ボランティア	133
第3	専門ボランティア	134
第4	NPO／NGOとの連携	134
第32節	海外からの支援の受入れ	136
第1	目的	136
第2	海外からの救援活動の受入れ	136
第3	救援内容の確認	136
第4	関係機関との協力体制	136
第33節	災害種別毎応急対策	137
第1	火災応急対策	137
第2	林野火災予防対策	139
第3	危険物等災害応急対策	142
第4	道路災害応急対策	144

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	復旧復興-1
第1	目的	1
第2	災害復旧・復興の基本方向の決定	1
第3	災害復旧計画	1
第4	災害復興計画	3

第5	災害復興基金の設立等	4
第6	復興組織体制の整備	4
第2節	生活再建支援	5
第1	目的	5
第2	罹災証明書の交付	5
第3	被災者台帳	6
第4	被災者生活再建支援制度	6
第5	資金の貸付	8
第6	生活保護	9
第7	その他救済制度	9
第8	税負担等の軽減	9
第9	雇用対策	11
第10	相談窓口の設置	11
第3節	住宅復旧支援	12
第1	目的	12
第2	一般住宅復興資金の確保	12
第3	住宅の建設等	12
第4	防災集団移転促進事業の活用	13
第4節	産業復興支援	14
第1	目的	14
第2	中小企業金融対策	14
第3	農林漁業金融対策	14
第4	相談窓口の設置	14
第5節	都市基盤の復興対策	15
第1	目的	15
第2	防災まちづくり	15
第3	想定される計画内容例	16
第4	都市計画の決定等の代行	16
第6節	義援金の受入れ・配分	17
第1	目的	17
第2	受入れ	17
第3	配分	17
第7節	激甚災害の指定	19
第1	目的	19
第2	激甚災害の調査	19
第3	激甚災害指定の手続き	19
第4	特別財政援助の交付（申請）手続き	19
第5	激甚災害指定基準	21
第8節	災害対応の検証	22
第1	目的	22
第2	検証の実施	22

第3	検証体制	23
第4	検証の対象	23
第5	検証手法	23
第6	検証結果の防災対策への反映	23
第7	災害教訓の伝承	23

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、「加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編」として、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、加美町と宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、風水害等災害の発生時には、住民とともに相互に密接な連携のもとで総合的に、かつ総力を挙げ応急対策を実施し、町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護又は被害の軽減に努めることを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「加美町地域防災計画」の「（Ⅱ）風水害等災害対策編」として、加美町防災会議が策定する計画であり、本町の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行い、風水害等の防災対策に万全を期する。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。
 - 第1章 総則
 - 第2章 災害予防対策
 - 第3章 災害応急対策
 - 第4章 災害復旧・復興対策

第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

なお、町は、「国土強靱化基本法」（平成25年12月）に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「加美町国土強靱化地域計画」（令和3年3月策定・令和3年4月改訂）を定めた。この「加美町国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難情報の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難経路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等多様な情報に関し、流言飛語等曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、住民一人一人が防災に対する意識を高め、住民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、国、県、町及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの身の安全は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、地域住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を及ぼす。

そのため、災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

8 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化・補完的機能の充実

大規模地震災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達するなど、携帯電話、インターネットの情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総集結し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

【資料編】6-01-02「災害対策基本法」

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町・県及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

加美町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき、加美町防災会議条例第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織し、町の防災に関する計画を作成、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整等並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

町で災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがあるときには、災害対策基本法に基づく災害対策本部並びに各防災関係機関の防災組織により、応急対策を実施する。

町の防災組織体制は、災害警戒配備体制及び災害対策本部体制とする。

また、局地災害に対処するために特に必要と認めるときは、災害対策本部内に現地災害対策本部を設置し応急対策を行う。災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておく。

【資料編】1-02-01「加美町防災会議条例」

【資料編】1-02-02「加美町防災会議規定」

【資料編】1-02-03「加美町防災会議の構成機関・委員名」

第3 実施責任

1 加美町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 町民

町民一人ひとりは「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

町民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

※町の責務

・災害対策基本法

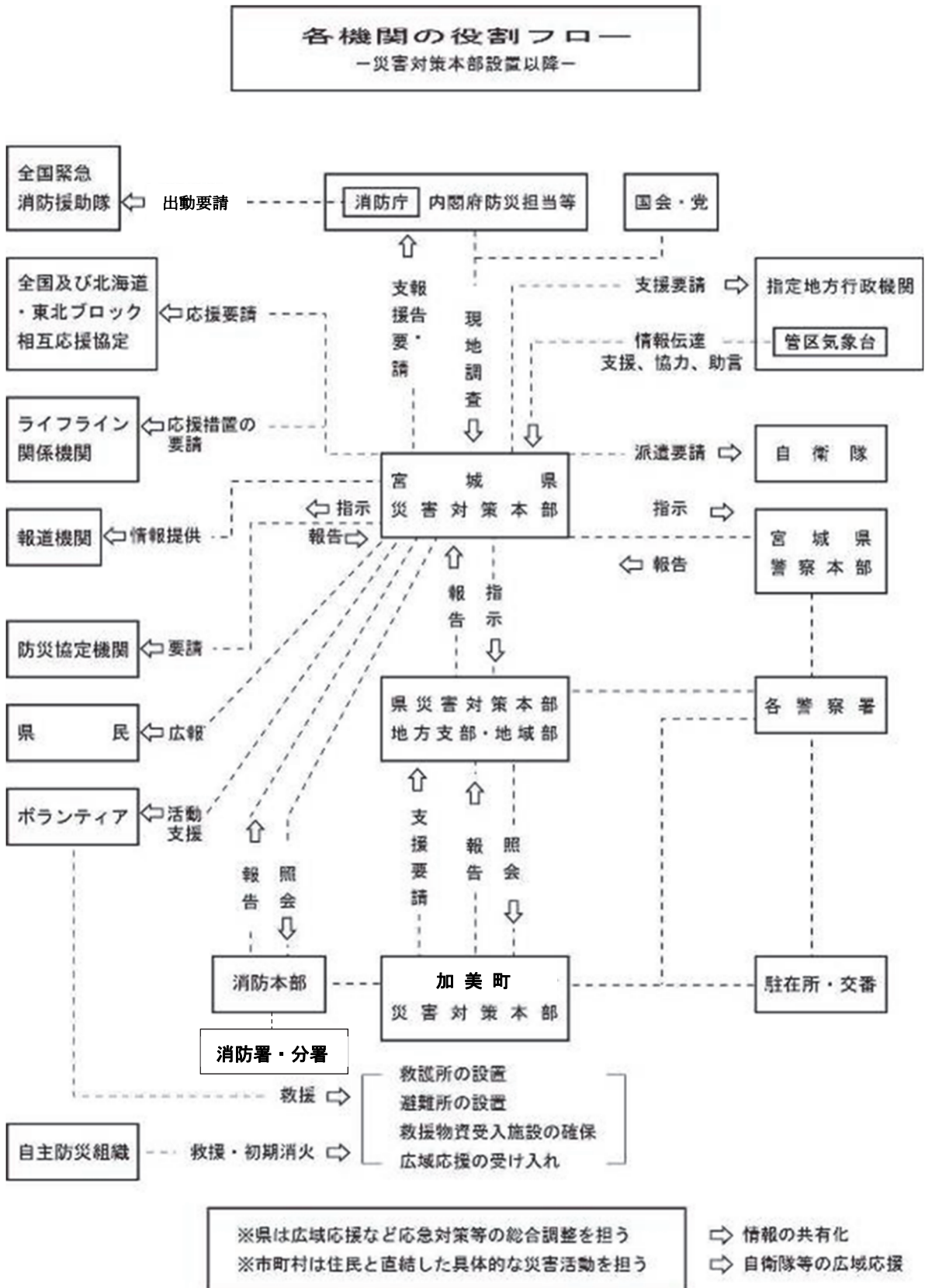
第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

・消防組織法

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

・水防法

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。



第4 防災機関の業務大綱

1 町・町の機関

機 関 名	業務の大綱
加美町	(1) 加美町防災会議及び災害対策本部等に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難情報の発令及び指定避難所等の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料、その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 (12) 町立小・中学校、保育所の応急教育対策 (13) ボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 防災上必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (15) 災害時における相互応援 (16) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 (17) その他災害発生時の防ぎょ又は被害の拡大防止措置
加美町教育委員会	(1) 町立学校施設等の災害対策 (2) 町立学校等児童生徒の安全対策 (3) 町立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策
加美町消防団	(1) 水火災予防活動 (2) 災害情報の収集、伝達 (3) 消防施設の整備、点検等管理 (4) 警戒活動 (5) 消防活動 (6) 水防活動 (7) 住民の避難誘導及び避難所等の管理
加美町防犯指導隊 交通安全指導隊	(1) 災害警備活動 (2) 交通規制及び交通秩序の確保 (3) 避難所等の巡回警備

2 消防・警察

機 関 名	業務の大綱
大崎地域 広域行政事務組合消 防本部 加美消防署 西部分署	(1) 水害火災、その他災害の予防活動 (2) 災害情報の収集、伝達 (3) 消防施設の整備、点検等 (4) 警戒活動 (5) 消防活動 (6) 水防活動 (7) 救急、救護活動 (8) 災害時における消防の相互応援
加美警察署	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

3 一部事務組合

機 関 名	業務の大綱
大崎地域 広域行政事務組合	(1) 廃棄物処理対策 (2) 死体等の火葬対策
加美郡保健医療 福祉行政事務組合 公立加美病院	(1) 医療、救護活動 (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力

4 自衛隊

機 関 名	業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第22普通 科連隊)	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

5 宮城県 of 機関

機 関 名	業務の大綱
宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
宮城県北部 地方振興事務所	(1) 通信対策 (2) 情報収集及び広報対策 (3) 相互応援対策 (4) 消防対策 (5) 市町村との連絡調整 (6) 労務供給対策 (7) 中小企業の経営相談対策その他商工労政対策等 (8) 自衛隊の災害派遣対策 (9) 県民相談及び復興意欲の振興対策 (10) 高圧ガスの保安対策 (11) 物品の調達 (12) 食料供給対策 (13) 農林業対策 (14) 土地改良事業対策 (15) その他の対策

機 関 名	業務の大綱
宮城県北部 県税事務所	県税の減免措置
宮城県北部 土木事務所	(1) 住宅対策 (2) 交通施設、道路の障害物の除去対策 (3) 水防対策 (4) その他土木、建築関係対策
宮城県大崎地方 ダム総合事務所 (漆沢ダム管理事務所)	(1) ダム施設等の整備及び防災管理 (2) ダム施設における通信及び災害復旧対策
宮城県北部 家畜保健衛生所	(1) 家畜の防疫対策 (2) 家畜の保健環境対策
宮城県北部 保健福祉事務所	(1) 災害救助法に基づく救助事務 (2) 医療救護対策 (3) 防疫対策 (4) 給水対策 (5) 廃棄物処理対策 (6) その他保健環境対策 (7) その他生活福祉対策
宮城県北部 教育事務所	(1) 文教対策 (2) 文化財の保護対策
宮城県大崎 広域水道事務所	(1) 広域水道及び工業用水道対策 (2) 供水施設等の整備及び防災管理 (3) 災害時における供水施設の応急復旧対策

6 指定地方行政機関

機 関 名	業務の大綱
東北森林管理局 宮城北部 森林管理署	(1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給 (3) 林道の適正な管理
東北地方整備局	(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 (4) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること (5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設、空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北農政局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 町や県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関 名	業務の大綱
東北地方 環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

7 指定公共機関

機 関 名	業務の大綱
東北電力（株） 宮城県北営業所 東北電力ネットワーク（株） 古川電力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
東日本電信電話（株）宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
中新田、小野田、西小野田、加美鳴瀬、宮崎、賀美石郵便局	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い (3) 管理施設、用地の提供 (4) 緊急物資の仕分け、配送等
日本赤十字社 宮城県支部 加美町分區	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他応急対応に必要な業務

機 関 名	業務の大綱
イオン株式会社、 (株)ヨークベニマル、ウジエスーパー、みやぎ生活協同組合、(株)セブン-イレブン・ジャパン、 (株)ローソン、 (株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等
日本放送協会仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
日本通運(株)仙台支店 福山通運株(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策

8 指定地方公共機関

機 関 名	業務の大綱
加美郡医師会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 防疫及び保健衛生の指導及び協力
(一社)大崎歯科医師会	(1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認
(一社)宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医薬品の管理と供給
(株)ミヤコーバス古川営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達
(公社)宮城県トラック協会 大崎支部	災害時における緊急物資のトラック輸送
(一社)宮城県LPGガス協会 大崎第三支部	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
(一社)宮城県建設業協会大崎支部	災害時における公共施設の応急対策への協力

9 公共的機関等

機 関 名	業務の大綱
加美よつば 農業協同組合 (中新田、小野田、 宮崎各支店)	(1) 農作物、家畜等の被害調査及び被害応急対策 (2) 被害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給 対策及び病虫害防除の指導 (3) 食料の確保 (4) 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
宮城県農業共済組合 (六の国支所)	(1) 被災水稻、麦、果樹等の被害調査及び共済金の支払い業務 (2) 被災家畜、家屋、農業用施設等の被害調査及び共済金の支払 い業務 (3) 家畜の防疫業務
加美商工会	(1) 商工災害対策及び被災商工業者の経営対策 (2) 災害時における応急復旧資材、生活関連資材の確保
鳴瀬川土地改良区、 加美郡西部土地改良 区、大崎土地改良区	(1) 灌がい排水施設の防護対策 (2) 農地保全、又は利用上必要な施設等の災害応急対策
大崎森林組合	(1) 森林の被害調査及び応急復旧対策 (2) 災害時における資材等の需給対策及び病虫害防除の指導 (3) 林野火災対策 (4) 災害に伴う資金の貸付及びあっせん
加美町 社会福祉協議会	(1) 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者 ニーズの把握 (2) ボランティアの養成及び関係団体との育成支援 (3) 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 (4) 災害義援金の募集

【資料編】6-02-11「防災担当機関及び連絡窓口一覧」

第3節 加美町の概況

第1 位置

本町は、仙台市の北部、大崎市古川の西部に位置し、東端はひとめぼれ・ササニシキで有名な米どころ大崎平野の西端を形成、西端は山形県との境を成す奥羽山脈を隔てて尾花沢市に接している。奥羽山脈の支脈船形山から発する清流鳴瀬川が町を西から東へ貫流している。

町の東部は広大な水田地帯が広がる加美町の中心部となっている。中央部は鳴瀬川沿いの段丘が水田と集落に利用され、鳴瀬川右岸に位置する薬菜山は加美富士と呼ばれ、周辺はリゾート地帯として通年にわたって大いに賑わいを見せている。

主要な道路は、町の東部を南北に走る国道457号と、東西に横断する国道347号があり、両道路が交差する中新田地区は人口、商業、工業が集積し中心市街地を形成している。

また、東北縦貫自動車道古川ICや東北新幹線古川駅、JR陸羽東線西古川駅も隣接するなど、比較的交通の便に恵まれている。

第2 地勢

1 地形

本町は、西部の奥羽山脈から丘陵地帯を経て東部の江合川及び鳴瀬川により形成された沖積平野である大崎平野の平坦地へと変化する。

北部は奥羽山脈の張出しとそれに続く丘陵地で南部は船形山地となっている。地積は東西32km、南北28km、面積は460.67km²である。標高は船形山の1,500mを最高地点とする山脈が500mから1,000mの標高となっている。

丘陵地の標高は400mから100m程度である。町西部の小野田地区の河岸段丘平坦地は西端の150mから東端の40mまで下がって大崎平野に続き、東端の標高は20mとなっている。

【資料編】1-04-02「土地利用及び標高区分」

2 地質

地質は西部山地及び丘陵地は新第三系中新世を基盤とし、表層は火成岩類で覆われている。段丘は第四系の河岸段丘堆積物である礫・砂から成り、河岸平野は更新世の沖積平野堆積物である礫・砂・粘土から成っている。

3 河川

町の河川は、1級河川鳴瀬川水系に属し、23河川が指定河川となっている。鳴瀬川は船形山地北斜面から発し、朝日沢、唐府沢、筒砂子川、大滝川等を合わせて東流し、小野田段丘の北側を流れる田川が二ツ石川、烏川等を合わせて東流の後、中新田市街地で鳴瀬川と合流している。

また、町北東丘陵地から多田川が東南に流下し、大崎市で鳴瀬川と合流している。町内には鳴瀬川に漆沢ダム及び二ツ石川に二ツ石ダムが完成している。

【資料編】2-01-01「(1)河川表」

第3 気象

気象は、寒暖の差が大きい内陸型気候に属し、冬から春にかけて北西風が強い地域である。

西部山岳・丘陵地域は、東部地域に比べて平均気温は低く、西部にいくほど標高が高くなっているため降雪量も多くなり、豪雪地帯に指定されている。

月ごとの気象状況では、3月から5月にかけて大陸からの季節風が奥羽山脈に遮られフェーン現象を起し、火災が発生しやすい時期となる。5月から7月にかけては梅雨前線が停滞して降雨量が増え、8月から9月にかけては台風に見舞われる。11月から3月までは降雪・積雪があり、空気が乾燥する。

第4 人口・産業

1 人口と世帯数の推移

国勢調査によると、県内では20位程度の人口数であり、町の人口は減少傾向となっている。

【資料編】1-04-04「(1)人口・世帯数」

2 年齢層別人口の推移

年齢層別人口でみると、15歳未満の年少人口は減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少傾向にある。65歳以上の老年人口は増加している。

また、高齢化の進展は、一方で高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯の増加ともなっており、防災上では要配慮者の増加という側面もあり、災害時だけでなく平常時からの防災対策の推進を図る。

【資料編】1-04-04「(2)年齢別人口の推移」

3 産業別人口の推移

産業別人口でみると、第1次産業人口が減少、第2次及び第3次産業人口が増加しており、町の産業構造が急激に変化してきている。

【資料編】1-04-04「(3)就業者数」

4 身体障がい者手帳所持者

身体障がい者は災害時の避難において、また、避難所での生活において困難に直面すると考えられる。

さらに障がいの程度や内容も日々変化していく。防災上はもちろんとし日常における地域社会・コミュニティのケアが重要である。

また、障がい者手帳をもたない災害要配慮者にも十分な配慮が必要である。

【資料編】1-04-04「(4)身体障がい者手帳所持者数」

5 地区別人口等

各地区の人口は大きく異なっており、商業地域ではまとまって居住しているが、農業地域では小さな居住集団を形成しており、防災対策はそれぞれの地区の実情に適切に対応することが必要である。

【資料編】1-04-04「(5)地区別人口・高齢者割合・世帯数」

第5 土地利用

現況については奥羽山脈など山岳部や山麓部には、生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり、林業の場として利用されている他、薬菜山周辺の高原地帯には民間資本によるリゾート事業や町による観光施設が建設され、町内外の多くの方々から観光、レクリエーションの場として利用されている。また、東部は平坦で肥沃な水田地帯となっており、これらに供給する灌漑用水を確保するため二ツ石ダムが整備されている。

中新田地域は中心部が都市計画区域に指定されており、商工業、官公庁等や住宅・店舗等が集中しており、国道347号と国道457号を対角線とした市街地を形成している。また周辺には大規模工場や大型量販店等が立地している。

第6 交通

(1) 道路

町の道路網は国道347号が東西を、457号が南北をそれぞれ縦貫し、町東部の中新田地区でクロスしている。

国道457号は県の基幹道路である国道4号の代替道路の機能を併せもつ重要路線となっている。国道347号は平成28年度より通年での通行が可能となっており、災害時の物流の確保や交流人口の拡大が期待されている。(冬期は県境区間の通行においては、夜間通行止めの規制がなされている。)

一般県道は、8路線(柳沢中新田線、清水下狼塚線、中新田三本木線、岩出山宮崎線、小野田三本木線、鳥屋崎小野田線、最上小野田線、鳴子小野田線)となっている。

町の西部は豪雪地帯に指定されており、北部土木事務所では除雪対象路線のうち緊急確保路線第1種路線として、国道347号(字宇津野まで)、457号、一般県道柳沢中新田線、最上小野田線(宮崎字湯の倉まで)を指定している。

町道は、今後は幅員の狭い生活道路や集落道路の整備が必要である。

第2章 災害予防対策

第1節 風水害に強いまちづくり

〈主な実施機関〉

国（国土交通省東北地方整備局）、宮城県（総務部、農政部、水産林政部、土木部）、危機管理室、建設課、産業振興課、各土地改良区、仙台管区气象台

第1 水害予防対策

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

なお、水防対策は本計画によるほか、「加美町水防計画」に基づき実施する。

2 現況

（1）河川の状況

本町における河川等の状況は、1級河川鳴瀬川および鳴瀬川水系の23河川が指定されており、県及び国土交通省が管理している。

1級河川以外の小河川、水路等は、各土地改良区の管理下の農業水路となっている。町が直接管理する準用河川はない。

台風や豪雨時には、名蓋川で堤防の決壊や溢水、住宅の床下浸水があり、多田川では堤防の浸食又は堤防の護岸の洗掘、鳴瀬川では河川敷内畑地の冠水、公園への浸水、また城生字前田地区では河川からの流水等が集まり床下浸水に見舞われることがある。

鳴瀬川には漆沢ダム及び二ツ石川に二ツ石ダムが完成しているほか、筒砂子川では国土交通省において筒砂子ダムが調査中となっている。

【資料編】2-01-01「(1)河川表」

（2）ため池等

ため池、堤、堰等は重要な農業用水源となっている。ため池等は各種事業により整備が行われているが、年数が経過し、老朽・脆弱化しているものもある。パトロール等により改修工事が必要であると認めた場合には、所有者に対し改修を要請する。

【資料編】2-04-04「(1)ため池等一覧表」

【資料編】2-04-04「(2)堤・堰一覧表（堤）」

【資料編】2-04-04「(3)堤・堰一覧表（堰）」

3 県土保全事業施行

（1）河川改修事業

本町にある1級河川（国土交通大臣及び県知事管理）については、機会をとらえてこ

れら管理者に改善又は改修工事の促進等を要請する。

河川管理者である県では、河川改修計画等において、鳴瀬川について次のような事業方針を示している。

ア 鳴瀬川

既設の漆沢ダムにより、計画高水流 $650\text{ m}^3/\text{sec}$ を $180\text{ m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水、工業用水、農業用水の補給を行う。さらに上流ダム計画の見直しにより、既設の漆沢ダムを治水専用化し計画高水流量 $650\text{ m}^3/\text{sec}$ を $50\text{ m}^3/\text{sec}$ に調整するとともに、上流加美町においては、新たに筒砂子ダム建設により計画高水流量 $530\text{ m}^3/\text{sec}$ を $40\text{ m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給並びに発電用水の供給を行う。下流の大崎市三本木から河口までの区間については、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

(2) 被害予想箇所

本町の河川では、水害（洪水）により被害を受けるおそれのある区域が予想されている。

【資料編】2-01-01「(2) 被害予想箇所」

(3) 重要水防箇所

知事が管理する河川で、特に水防上警戒又は防ぎよが重要な区域として、重要水防区域箇所が指定されており、北部土木事務所が点検を行っている。

【資料編】2-01-01「(3) 重要水防箇所」

4 水害予防事業

(1) 河川改修事業

洪水を防ぐため、国及び県等に対し次の河川改修事業等の要請を行う。

多田川は、昭和45年から河川改修事業及び護岸工事が実施されているが、重要水防区域となっている下狼塚地区の早期事業着工について要請する。

知事が管理する箇所については改修工事等を要請するとともに、各種事業の促進に協力する。

(2) 砂防、保安林

町内には「砂防指定地」が国土交通大臣から指定されている。工事は県が事業主体となり砂防、改修工事が行われており、町は、工事の早期完成に向け協力を行う。

水源のかん養などの保安林の持つ公益的な維持・強化の目的から、「加美町水資源保全条例」に基づき、伐採その他開発行為等を抑制するとともに、林床植生の消滅や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐等を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備を行う。

(3) 灌がい用排水施設の整備

農業用水路の管理不良や、ため池、取水堰等の老朽化による災害の発生も懸念されるため、土地改良区等管理団体による定期点検の実施、老朽化等による施設の改良工事等について推進する。

5 水害予防体制の整備

(1) 気象等情報の把握

総務課は、県（復興・危機管理総務課、北部土木事務所）及び仙台管区气象台、雨量観測所でもある大崎地方ダム総合事務所との連携を密にし、雨量の推移や河川上流域の降雨の状況、また、河川の水位・流量・ダムの放流の状況等を速やかに把握し、必要に応じ警戒態勢がとれるよう体制を整備する。

（2）河川等の巡視

建設課、産業振興課及び総務課は、水害の危険を事前に察知するため、県（北部土木事務所、北部地方振興事務所）及び消防団（水防団）、関係機関及び地域住民と協力し、河川等の巡視、警戒を行う。

（3）水防施設、資機材の整備

災害時の水防活動に万全を期すため、町、消防団水防倉庫及び水防用資機材の整備を行う。

【資料編】2-02-04 「(2) 水防資機材の備蓄状況」

【資料編】2-03-05 「砂防指定地」

【資料編】2-04-04 「(1) ため池等一覧表」

（4）水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

（5）水防計画の作成

町は知事から指定を受けた「水防管理団体」となっており、その管理者である町長は、次の事項を考慮した「加美町水防計画」を作成し、水害対策を講ずる。

- ・水防活動組織及び活動体制の確立
- ・河川管理施設の管理及び操作
- ・水防施設及び水防資機材の整備
- ・気象等の観測及び通報等の活用
- ・水防活動従事者の安全確保
- ・他の水防機関との協力及び応援体制
- ・その他水害を予防するための措置

6 水質事故対策

町、県及び関係機関は、河川への油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

7 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難の確保

町は、地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、町長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避

難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

8 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

9 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

町は、県と連携し、農業用ため池について、施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

10 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第2 土砂災害予防対策

1 目的

大雨や地震等に伴う土砂災害により、多数の死傷者や物的被害が生じていることは、昨今の多くの事例からも明らかである。がけ崩れ、地すべり等の土砂災害は、突発的に甚大な被害をもたらすため、防止施設等の整備については推進、要請を行うとともに、住民の土砂災害に対する認識を高め、警戒・連絡・避難等の体制を整備する。

2 現況

町内では、土砂災害警戒区域等指定箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、雪崩危険箇所がしていされている。

また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域の対策も必要である。

3 土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒・避難が行われるよう努める。

【資料編】2-01-02「(1)土砂災害警戒区域等指定箇所」

【資料編】2-01-02「(2)土石流危険渓流」

【資料編】2-03-03「(2)地すべり危険箇所」

【資料編】2-03-04「急傾斜地崩壊危険箇所」

(1) 町の予防対策

山の斜面を切り取っての宅地化や道路の建設、樹木の伐採、風化が進むことで、点検が行われている危険箇所以外でも土砂災害の発生が予想されるため、新たな危険箇所の発見に努めるとともに、危険と認められる箇所については防災工事等の着工について推進又は要請を行う。

イ 災害危険箇所等の現状把握とパトロールの実施

土砂災害等の危険箇所の土地所有者等に対し、平常時から定期的な巡回の実施及び防災措置について助言指導を行う。

また、県及び関係機関、地元住民と定期的にパトロールを行い、危険箇所の現状把握と新たな危険箇所の発見に努める。

・土砂災害等関係機関

関係機関名称	連絡先	電話番号
加美消防署	警防係	0229-63-2003
加美警察署	警備課	0229-63-2311
北部土木事務所	河川砂防第2班	0229-91-0747
北部地方振興事務所	総務班	0229-91-0716
加美町消防団	町総務課 危機管理室	0229-63-5264

ロ 住民等への周知

急傾斜地やがけ崩れ等が発生するおそれのある個所、区域には標識を設置するとともに、次により住民に注意を喚起する。

このため、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

また、災害が発生するおそれが高くなった場合は、速やかに避難できるよう、広報及び避難体制を充実する。

ハ 説明会等による普及

危険区域内の住民を対象として随時説明会を開催し、災害予防、応急対策、避難対策等についての周知徹底を図る。

二 広報紙等による普及

毎年6月は土砂災害防止月間で、6月1～7日はがけ崩れ防災週間となっており、この期間を活用し広報紙で予防及び応急対策の心構え、避難、救出方法等について掲載し、注意を喚起する。

また、チラシの配布、ポスターの掲示等により、防災対策について周知徹底する。

ホ 巡回による普及

危険区域内のパトロールに合わせ、広報車等で土砂災害に対する広報活動を行う。

ヘ 避難訓練等の実施

関係機関と協力しながら、地域住民を対象に警戒、避難、救出、救護等の訓練を実施し、防災態勢の充実を図る。

ト 雨量観測体制の整備

県内の雨量等気象情報については、仙台管区气象台から、県（復興・危機管理総務課）を通じ本町（総務課）に情報が提供されている。本町内では大崎地方ダム総合事務所が雨量観測所となっているほか、漆沢ダム管理事務所及び大崎広域水道事務所（麓山浄水場）の観測記録を活用する。大雨等に伴う災害が予想される区域の住民に対し、早期に適切な措置がとれるよう気象情報、震度情報等の収集・伝達体制を整備するとともに、雨量観測施設の設置について検討する。

4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

山地災害危険地区とは、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。

県は、山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Aランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。

国は国有林において山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災に向けた総合的かつ効果的な山地災害対策を推進する。

町は、ハザードマップ等による山地災害危険地区の啓発活動や警戒避難態勢の整備に努める。

【資料編】2-03-03 「(1) 地すべり危険地区」

【資料編】2-03-06 「(1) 崩壊土砂流出危険地区」

【資料編】2-03-06 「(2) 山腹崩壊危険地区」

5 地すべり等防止事業

国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事及び災害防止に必要な諸対策を実施する。

町内には、地すべり防止区域が指定されている。

【資料編】2-03-03 「(3) 地すべり防止区域」

6 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が指定されている。

【資料編】2-03-04 「急傾斜地崩壊危険箇所」

7 砂防設備

本町における砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地については、近年の異常気象の頻発や土地利用の変遷などを考慮した場合、引き続き危険渓流の把握に努め、県へ要望すると共に、土砂災害の発生のおそれがある場合には、警戒・避難体制の整備を図る。

【資料編】2-03-05「砂防指定地」

8 治山事業

地震や豪雨に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備を推進する。崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、治山対策の推進に努める。

また、発生の危険性が高い場所を中心として、定期的に治山施設等の点検を行うとともに、防災マップ等により危険場所、避難場所及び避難経路等についての周知に努める。

9 宅地造成事業に対する指導

宅地造成事業については、建築基準法及び町開発指導要綱に基づき、防災措置を講ずるよう指導する。

10 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ロ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ハ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ニ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ホ 救助に関する事項
- ヘ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ト 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

第3 風雪害予防対策

1 目的

風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防止するため、各種施設の整備及び除雪対策体制の充実を図り、積雪期の被害の軽減に努める。

2 現況

町は、春季の北西風や台風時の東風・南東風が吹く際に、瞬間最大風速30m/sを超える強風に見舞われることがあるため、樹木や電力柱、家屋等の倒壊により人的被害が発生するおそれがある。3月から4月にかけての乾燥期に吹く強い西風は、大火災の大きな要因となるほか、鳴瀬川河川敷内の砂を舞い上げることで畑作物の被害や視界の悪化、家屋内への堆積など砂塵公害も発生するおそれもある。

積雪では、町の西部の漆沢地区で2m近い積雪量に達することがあり、また中央部では、1日平均2cm程度であるが、1日に40cm以上の降雪に見舞われることもあり、農作物や樹木のみならず建物まで被害が及ぶことがある。山間部においては雪折れなどの森林被害が発生する。

除雪作業の徹底や防雪柵の設置等により、積雪によって長時間孤立する集落は存在していないが、凍結や猛吹雪により一時的に交通が遮断されることがある。

3 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。

また、道路管理者は、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

4 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

5 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るため、除雪活動を円滑に実施する。また、道路管理者は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。冬期間の交通の確保は、住民の生活や経済活動に直接大きな影響を与えるため、積雪寒冷地域等施設整備事業等の補助事業により除雪機械等を整備し、除雪対策を速やかに実施する。

町は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期の消防水利の確保について十分配慮する。

(1) 除雪対策

国道及び県道の除雪作業は北部土木事務所が実施し、町は除雪計画に基づき、町道及び主要生活道路の除雪、排雪作業を行う。異常な降雪時や住民に被害が生じる可能性がある場合は、総務課・建設課・産業振興課は防災関係機関と連携しながら、除雪作業用

重機を所有する業者及び地域住民に協力を求め、除雪作業を行い、速やかに道路交通の確保及び救援・救出活動を実施する。また、必要と認められる場合は、加美警察署と連携し、住民に周知を行いながら交通規制を行い、迅速な除雪作業に努める。

イ 除雪計画

建設課及び小野田・宮崎支所は、除雪路線の決定、除雪の方法について「除雪計画」を作成し、除雪本部を建設課及び小野田・宮崎支所に置き、除雪作業を実施する。除雪は交通量の増加を考慮し、異常降積雪以外は原則として午前7時までに作業を完了するよう努める。

除雪作業は、バス路線等で積雪量が10cm以上の場合に行うこととし、車両がスタッドレスタイヤ等で走行が可能な道路状態を保つよう努めるものとし、除雪機械を有する業者に委託及び町所有の除雪車両等で実施する。

【資料編】2-01-03「除雪対象路線」

ロ 除雪車両等の整備

建設課は、町道等の除雪を実施するために必要な除雪用車両及び歩道除雪用車両等を計画的に整備する。

【資料編】2-27-02「(1)除雪計画」

【資料編】2-27-02「(2)雪害防止機械設備」

6 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に、関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

7 スキー場利用客対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、町は、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、一時避難場所の確保及び救出・救助対策を講じる。

8 雪崩危険箇所

町西部の小野田地区及び宮崎地区は豪雪地帯に指定されており、国・県による雪崩危険箇所等点検要領に基づく調査の結果、危険箇所の一部が雪崩危険箇所（Ⅰ）として指定されている。

町は住民に対して、雪崩防災週間（12月1日～12月7日）等の期間を重点的に広報等で周知・啓発し、適切な警戒避難体制がとれるよう雪崩災害対策を推進する。

【資料編】2-03-07「雪崩危険箇所調査区域」

第4 農林水産業災害予防対策

1 目的

大規模災害による農業、畜産業、林業及び水産業の施設等の被害を軽減するため、県及び関係機関と相互に連携しながら次の予防対策を行う。

また、農作物被害に対しては、必要と認めるときは「農作物安定対策本部」等の対策本部を設置し、応急対策を講じる。

2 現況

本町の基幹産業である農業、畜産業、林業における災害としては、過去の歴史から水害、強風害、干害、冷害、病虫害、凍霜害等があり、被害を絶えず受けている。

また、林業については、雪害の発生がみられ、頻度は少ないものの、一度発生すれば林業の特質上その被害は甚大なものとなる。

さらに、内水面業についてはイワナ、ヤマメ、アユ、サケの養殖や孵化事業は、病気の発生や水害による施設の流失の危険性が高い。

最近では平成5年・15年に冷害に見舞われ、平成27年9月には豪雨災により、多額の農業被害を受けている。

また、山間丘陵地においては、主に水稻、果樹及び葉たばこ等が凍霜害、低温（冷害）に悩まされているほか、豪雪による融雪の遅れによる播種の適期が定まらないなど等の厳しい自然環境下にある。

3 防災措置等

町は、県と連携し、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い農村構造の形成を図るとともに、土地改良長期計画等に則し総合的に防災事業を実施するよう関係機関へ要請を行い、施設整備を推進する。また、大規模な自然災害発生により農業水利施設が被災した場合における、関連する様々な二次災害・複合災害を想定し、未然防止に努める。

町及び県は、次のとおり災害予防対策を推進する。

（1）農地、農業用施設の災害の防止

洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

（2）集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

イ 避難路や避難地等の確保

（イ）避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

- (ロ) 災害拠点整備
災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備
- (ハ) 避難地用地整備
被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備
- ロ 消防用施設の確保
- (イ) 営農飲雑用水施設整備
防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備
- (ロ) 防火水槽整備
- ハ 集落の防災設備整備
- (イ) 集落防災設備整備
老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備
- (ロ) 公共施設補強整備
地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備
- ニ 災害情報の伝達施設の確保
情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線等の整備
- ホ 農業気象対策の推進
農業気象業務については、仙台管区气象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。
- ヘ 病虫害防除対策
- (イ) 防除体制の整備
町の農作物安定対策本部等で対処できない町域を超えた広範な被害が予測される場合は、近隣の市町村との広域的な防除組織（防除協議会議等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。
- ト 防災営農技術等の普及
災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。
- (イ) 畜産業対策
 - ① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。
 - ② 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。
 - ③ 水害
 - a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。
 - b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。
 - ④ 干害
 - a 給水施設（井戸等）の整備管理を指導する。
 - b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。
 - ⑤ 凍霜害
 - a 牧草のてん圧を励行させる。
凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

⑥ 冷害

a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

⑦ 雪害

a 融除雪を促進するため溝築を指導する。

b 牧草の秋期てん圧を指導する。

⑧ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(ロ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。

(ハ) 果樹対策

果樹栽培農家に対し、強風による落果、凍霜害、病害を予防するため、防風林や防風網の設置、消毒について指導する。

また、開花直前から受粉後10日頃までの幼果期の凍霜害防止のため、重油等の燃焼による保温について指導する。

(二) 水産業対策

本町にはあゆ養魚組合の育成施設、イワナ、ヤマメ養魚施設、サケ孵化場があり、施設の維持管理、魚の病害、魚の退避等について指導するほか、施設を水害等から予防するため堤防の築堤又は施設の移転等について技術指導を行う。

(ホ) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第5 火山災害予防対策

1 目的

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。

2 現況

(1) 近隣の活火山

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山の定義としており、近隣では「鳴子」が活火山として定義されている。

(2) 鳴子火山の過去の活動状況

鳴子火山は、本県北西部に位置する小規模カルデラ火山である。山頂には、直径約5kmのカルデラが存在する。その内部には溶岩ドーム群および溶岩流からなる中央火口丘が形成され、さらにそれらの中央部に火口湖、潟沼が存在している。

カルデラは、荷坂火砕流堆積物、柳沢火砕流堆積物の形成に伴い形成されている。中央火口丘は流紋岩質であり、直径100m～400m程度の爆裂火口が多数認められる。

鳴子火山のうち、潟沼西部の鳥谷ヶ森溶岩は、約1万3000～4000年前に流出したものと考えられる。

歴史時代の噴火記録は、837年5月の噴火があるのみである。古文書の解析結果から、この噴火も水蒸気爆発主体であったものと推定されている。

【資料編】3-02-02「近隣の火山」

3 防災事業等の推進

(1) 防災体制の整備等

イ 加美町

(イ) 防災知識の普及

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。

(ロ) 降灰対策

町は、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル

イ 噴火警報等の種類と発表基準

(イ) 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

(ロ) 噴火予報

仙台管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山であることを留意

(ハ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する指標である。

各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。また、噴火警戒レベルの引き上げや引き下げの基準について、仙台管区气象台が科学的知見に基づく精査を実施し、気象庁ホームページで公表している。

噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表

(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(二) 噴火速報

仙台管区气象台が、登山者や火山周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(ホ) 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある場合等に、火山活

動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（へ）降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1 mm 未満

(ト) 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(チ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。

① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

② 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙が流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達

(イ) 噴火警報等

a 通報及び伝達の内容

(a) 仙台管区气象台

仙台管区气象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。また、栗駒山、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルを噴火警報に付して発表する。

(b) 宮城県

仙台管区气象台から噴火警報等の伝達を受けたときまたは自ら知ったときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(c) 町

知事から噴火警報等の伝達を受けたときまたは自ら知ったときは、その伝達に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

b 通報及び伝達の系統

噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

(3) 異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、速やかに仙台管区气象台を含む関係機関に伝達する。また、町長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

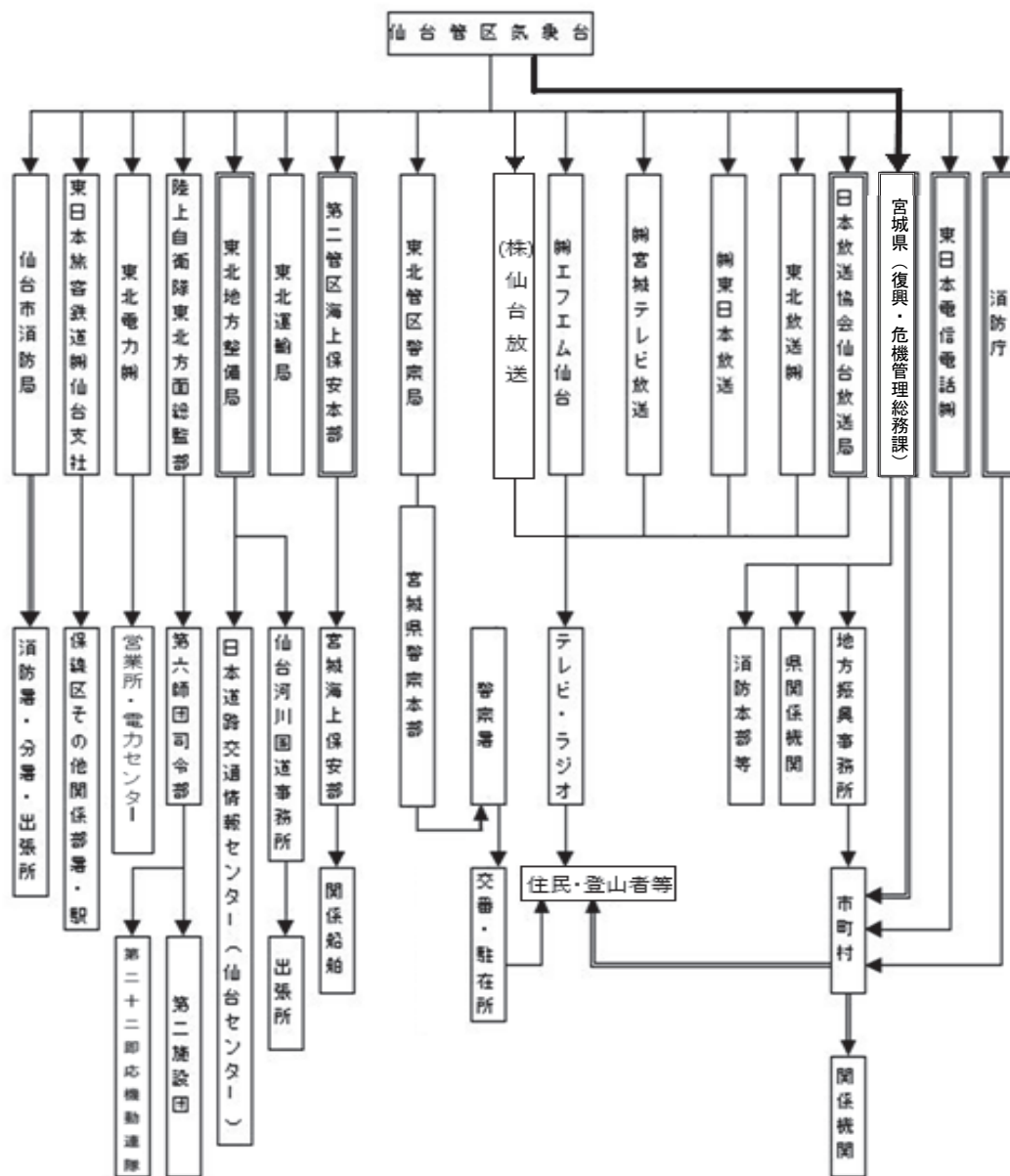
- イ 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- ロ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ハ 火山地域での地震の群発
- ニ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ホ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ヘ 火山地域での湧泉の新生あるいは涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ト 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- チ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

（4）二次災害の防止

町及び県は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

また、国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。

[噴火警報等伝達系統図]



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路

第2節 都市の防災対策

〈主な実施機関〉

建設課、総務課、危機管理室、宮城県

第1 目的

火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 市街地開発事業等の推進

町は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第3 土地区画整理事業の推進

県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、市町村を指導する。

なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第4 都市公園施設

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置を行うとともに、町が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

〈主な実施機関〉

建設課、総務課、教育委員会

第1 目的

町及び関係機関は、災害による建築物の被害を防止するため、必要な事業対策を講じる。

第2 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

町及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進する。

町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 文化財の防災対策

町は、県、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

4 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

5 落下物の防止対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

〈主な実施機関〉

上下水道課、(一社)宮城県LPGガス協会、東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株)宮城県北営業所、東北電力ネットワーク(株)古川電力センター、大崎地域広域行政事務組合

第1 目的

大規模な災害の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、災害廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 水道事業者は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 水道事業者は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 水道事業者は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 水道事業者は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。
- (5) 水道事業者は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう、災害時の応急給水用の給水タンクや非常用飲料水袋などの復旧用資機材を計画的に整備し、備蓄に努める。

3 管路図等の整備

水道事業者等は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。また、上下水道課の建物が被災しても迅速に応急復旧が実施できるよう、管理図面等を他の公共施設に複写保管する。

4 危機管理体制の確立

- (1) 水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- (2) 県は応急給水に関する行動計画を作成する。
- (3) 水道事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設

上下水道課は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確認するため、町下水道浄化センター及び処理施設等の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

上下水道課は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確認するため、污水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

上下水道課は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

上下水道課は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

【資料編】2-07-03「下水道普及率」

第4 電力施設

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

水力発電設備は各施設の立地状況に応じて必要な箇所に、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の開閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。また、特に洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、導水路と溪流との交叉地点、護岸、水製工、山留壁、地滑り箇所などについて点検、整備する。

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。

また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け等を実施する。

また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

第5 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具（ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ハ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。

- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 広報の実施

ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

イ 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

ロ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ハ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

ニ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

ホ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

東北地方整備局、県及び町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。

第8 廃棄物処理施設

1 処理施設の耐震化等

町及び大崎地域広域行政事務組合並びに廃棄物処理業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、町及び大崎地域広域行政事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

町及び大崎地域広域行政事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

町及び大崎地域広域行政事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

町及び大崎地域広域行政事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

町及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第5節 防災知識の普及

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、産業振興課、建設課、教育委員会、防災関係機関

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についてその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信することに努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

（1）防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参

加し、各々の役割等を住民に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」に、住民を対象とした防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発等の実施

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット〔ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等〕、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|--|
| <p>① 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における避難対象地区 ・ 孤立する可能性のある地域内集落 ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に関する知識 ・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 <p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 各地域における災害種別ごとの指定緊急避難場所及び避難路に関する知識 ・ 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等 ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難場所、避難経路等の確認 ・ 各地域における避難情報の伝達方法 など <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の |
|--|

備蓄

- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 出火防止等の対策の内容
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること

④ 災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など

⑤ その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など

（5）要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

（6）災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

【資料編】2-09-01「災害伝言サービス」

（7）相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

（8）「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

（1）ハザードマップの整備

イ ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

（2）日常生活の中での情報揭示

町は、避難場所や避難路の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

（3）観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発

（1）徒歩による避難の原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

（2）運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

5 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関

学校等教育機関は、町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育

防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

ロ 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ハ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 地域住民に対する防災意識の啓発・普及

町及び教育委員会は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5 防災担当主任等

町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

6 防災に関する教育の充実

町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間

の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

7 防災教育及び防災体制の推進

町及び教育委員会は、各学校等において防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

8 地震防災上必要な知識の普及

町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第4 町民の取り組み

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 防災指導員の養成

町は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、

女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1 目的

自治会、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者など、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実践的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連等。

3 開催場所

町からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第6 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町及び県は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、県民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

町及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6節 防災訓練の実施

〈主な実施機関〉

加美町全職員、消防団、大崎地域広域行政事務組合消防本部、加美警察署、自主防災組織、その他防災関係機関

第1 目的

的確な防災活動を行うためには、防災に関する知識の普及とともに、実践的な防災訓練の積み重ねが大きな役割を発揮する。

各防災関係機関は災害発生時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、住民が食材を持ち寄って炊き出し訓練を行うなど地域の実情に応じた内容とする。

また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 総合防災訓練

災害時には、広範囲にわたりさまざまな応急対策を同時に実施する必要があるため、町及び県、防災関係機関、関係機関・団体、事業所、住民等による密接な連携が重要である。

的確な防災活動の実施と連携、また住民に対する防災知識の普及及び防災活動能力を高めるため、総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、8月の最終日曜日を基本とし、年1回以上実施する。

訓練は、人口密集地や防災活動が困難な区域等地域の実情を考慮しながら開催し、地域住民の参加はもとより、自衛隊等防災関係機関、本町と災害協定を締結している市町（市川市、山形市、尾花沢市、大石田町）の職員、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等団体等の参加も得ながら、要配慮者への支援、被災時の男女のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明らかにして、多様な世代から多くの住民が参加する実践的な訓練となるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

訓練内容は、次の個別訓練について調整を取りながら総合的に実施する。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・災害対策本部運用訓練 | ・避難訓練 |
| ・職員招集訓練 | ・救出救護訓練 |
| ・通信情報訓練 | ・警備、交通規制訓練 |
| ・広報訓練 | ・避難所運営訓練 |
| ・火災防ぎょ訓練 | ・炊き出し、給水訓練 |
| ・緊急輸送訓練 | ・水害防止訓練 |
| ・公共施設復旧訓練 | ・自衛隊災害派遣等応援要請訓練 |
| ・ガス漏洩事故処理訓練 | ・その他 |

第4 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

住民、自主防災組織及び事業所等は「自らの身は、自らで守る」、「自らの地域はみんなで守る」という基本を忘れず、行政区単位で住民等の工夫を取り入れながら地域レベルでの防災訓練の実施に努める。

また、避難所の主・副の責任者を男女各1名が務めるなど、男女双方の視点による運営が図られるよう日頃から訓練に努めるとともに、要配慮者対策も考慮し適切な活動ができるよう各種訓練を行う。

町及び加美消防署等は、住民等が行う訓練について積極的に協力、支援する。

訓練内容は、初期消火訓練、避難訓練、避難所設置訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練等を中心に適宜実行し、あわせて地域の連帯と防災意識の高揚を図る。

第5 防災関係機関等の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

大規模災害の発生時に、防災活動の主体となる防災関係機関は、それぞれの防災に関する計画に従い訓練を実施し、相互に参加しあうことを通じて、非常時における組織間の意思の伝達等を円滑化し、防災活動能力の向上に努める。組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持・整備を図る。

第6 通信関係機関の非常通信訓練

町と東北総合通信局、県、他市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第7 学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

- 4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第8 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、大規模な災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、地震発生の際に企業が一時的な指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施するものとし、その結果を町長に報告しなければならない。
- 5 洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- ・ 避難訓練（避難誘導等）
- ・ 消火訓練
- ・ 救急救命訓練
- ・ 災害発生時の安否確認方法
- ・ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- ・ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- ・ 災害救助訓練
- ・ 市町村、自治会、他企業との合同防災訓練
- ・ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

〈主な実施機関〉

自主防災組織、危機管理室、加美警察署、教育委員会、事業所等

第1 目的

大規模災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、町は地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員（防災リーダー）の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

大規模災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が、自主防災組織の活動を支えることもあわせて意識付けさせる。

第3 自主防災組織の育成・指導

1 町の役割

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 町は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 町は県及び関係機関と連携し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の推進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。

- (4) 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

2 自主防災組織の状況

現在、町の自主防災組織として、行政区を中心とする自主防災組織が結成されているほか、主婦を中心とした婦人防火クラブが結成され、初期消火訓練や応急救護訓練、炊き出し訓練等を行い、防災知識の習得に努めている。

また、幼稚園児等による幼年消防クラブが結成され、避難訓練を行うとともに火災予防について学んでいる。

【資料編】2-11-03「自主防災組織等」

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう町及び県等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などの救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

ヘ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 要配慮者の情報把握・共有

災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

イ 地域内の被害情報の収集方法

ロ 連絡をとる防災関係機関

ハ 防災関係機関との連絡方法

ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

町長の避難情報又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地 …………… 冠水、火災、落下物、危険物

(ロ) 山間部、起伏の多いところ …………… 土石流、崖崩れ、地すべり

(ハ) 河川 …………… 決壊・氾濫

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

ハ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、町の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 自主防犯組織に対する警察の支援

加美警察署は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

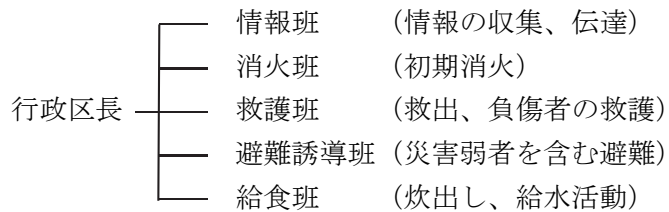
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町の防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町の地域防災計画に地区防災計画を定める。

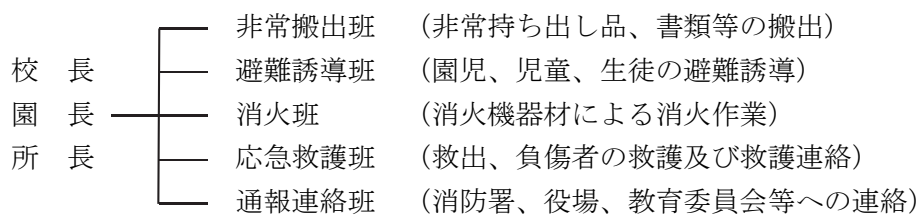
町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

<自主防災組織の活動班編成>

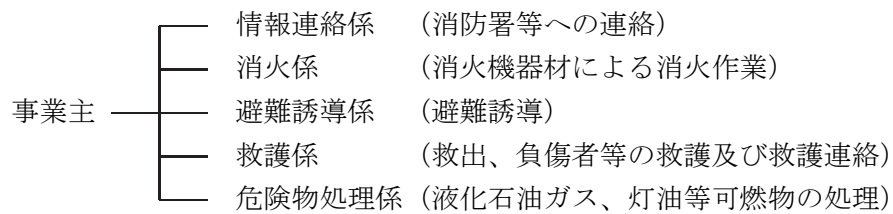
[地 域]



[学校・幼稚園・保育所]



[事業所等]



第8節 ボランティアのコーディネート

〈主な実施機関〉

町社会福祉協議会、保健福祉課、総務課、NPO・ボランティア等

第1 目的

災害においては救出、避難、二次災害防止活動のため多くの労力を必要とする一方、町職員等防災関係機関の職員も被災者となり、防災対応能力が著しく低下することが予想される。

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。

このため、今後、地域団体やNPO・ボランティア等は、「社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供する」というボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等及び防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効性を確保するため、町社会福祉協議会と協力しつつ、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア

- (6) 高齢者、障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が自主性に基つきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

その際、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

さらに、町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第4 ボランティア関係団体との連携

ボランティア組織として、町には「ボランティア友の会」（事務局：加美町社会福祉協議会）があり、全県的には「NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター」（事務局：宮城県社会福祉会館内）がある。

NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは、阪神淡路大震災を教訓に、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が大同団結し、平成8年に設置された組織で、当面、災害ボランティアの受付・登録、企業・団体との協定、コーディネーターの育成を行い、災害時には救援・救助を行うこととしているほか、今後、県社会福祉協議会が行う福祉救援ボランティア活動マニュアルの策定に協力するとともに、災害ボランティアの活動システムの構築等について、行政機関等との連携も含め検討していくこととしている。

こうしたボランティア組織は、災害対策について専門的な知識を持つとともに、他のボランティア関係団体等との交流があり、災害時には非常に大きな力を発揮している。

平常時から町社会福祉協議会を通じ、行政と各種ボランティア組織との連携を強化する。

【資料編】2-12-04「災害ボランティアセンター設置・運営」

第5 一般ボランティアのコーディネート体制等の整備

1 ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を

行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備・取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等養成後のフォローアップに努めるとともに、県と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とのネットワークを構築する。

(5) 「赤十字防災ボランティア」の受け入れ体制の整備

大規模地震災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細かなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

町においては、大規模災害発生時に日本赤十字社宮城支部との調整の下に、災害救援活動を行うために登録された「赤十字防災ボランティア」の受け入れ体制を整備する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

町は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。

また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) ボランティアの育成等

町社会福祉協議会は、平常時からボランティアの育成及び受入れ、活動体制の整備を行うこととし、1月17日の「防災ボランティアの日」、6月12日の「県民防災の日」、9月1日の「防災の日」等の機会を利用し、住民及び中学・高校生、企業等に対して広報誌やパンフレット等を配布、ボランティア養成講習会等の周知を図り、ボランティアの育成に努め、保健福祉課はこれに協力する。

3 活動体制の整備

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、保健福祉課、日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等と連携し、ボランティアの災害時の補償など安心して活動できる環境の整備、ボランティアリーダーの養成、活動拠点の整備、防災活動用資機材等の整備を行う。

また、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティア登録制度の検討を行う

4 受入れ窓口

災害時におけるボランティアの受入れ窓口は、保健福祉課が協力して社会福祉協議会に一元化して行う。

必要に応じ「加美町災害ボランティアセンター」を設置し、その受入れ体制を整備する。

ボランティアの登録は、一般ボランティア、組織化されたボランティア、単純労役の提供、専門技術の提供等に分けて行い、活動の内容、不足人員、ボランティア活動期間等により調整しながら適切な人員配備に努める。

5 ボランティアニーズの提供

災害時には、保健福祉課は、被災者が必要としている活動内容や住民の要望等についての情報を受入れ窓口等に積極的に提供するとともに、町社会福祉協議会及びボランティア活動団体等と密接に連携・支援し、迅速な応急活動等を実施する。

第9節 企業等の防災対策の推進

〈主な実施機関〉

危機管理室、宮城県、ひと・しごと推進課、企業等

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取組の継続的な実施力の向上に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

(5) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

2 町、県及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

町及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に

支援を行うとともに、町は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や地域住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第10節 情報通信網の整備

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、各支所、企画財政課

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、県及び防災関係機関と協力して、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化や双方向ネットワークの構築、システムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や通信専用の非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第2 町における災害情報通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 町防災行政無線等の整備拡充

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線をはじめとする情報伝達システムの整備を図る。消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）からの災害情報は、速やかに住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

【資料編】2－14－02「加美町防災行政無線局一覧」

【資料編】2－14－03「防災無線専用番号表」

3 職員参集システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、町職員の携帯電話メール配信システムを整備しているが、緊急的な参集も可能となる自動配信システムの構築を検討し、発災初動時における情報収集・連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

(3) 情報伝達手段の注意事項

夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合に配信する避難情報については必要なエリアに伝達することが有効であるためエリアを限定し、地域の実情に応じて有効性や運用上の課題等を考慮した上で伝達手段の提供範囲等を検討する必要がある。

(4) 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟に努める。

6 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信専用のバッテリー等の非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどによる堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第3 その他通信網の整備

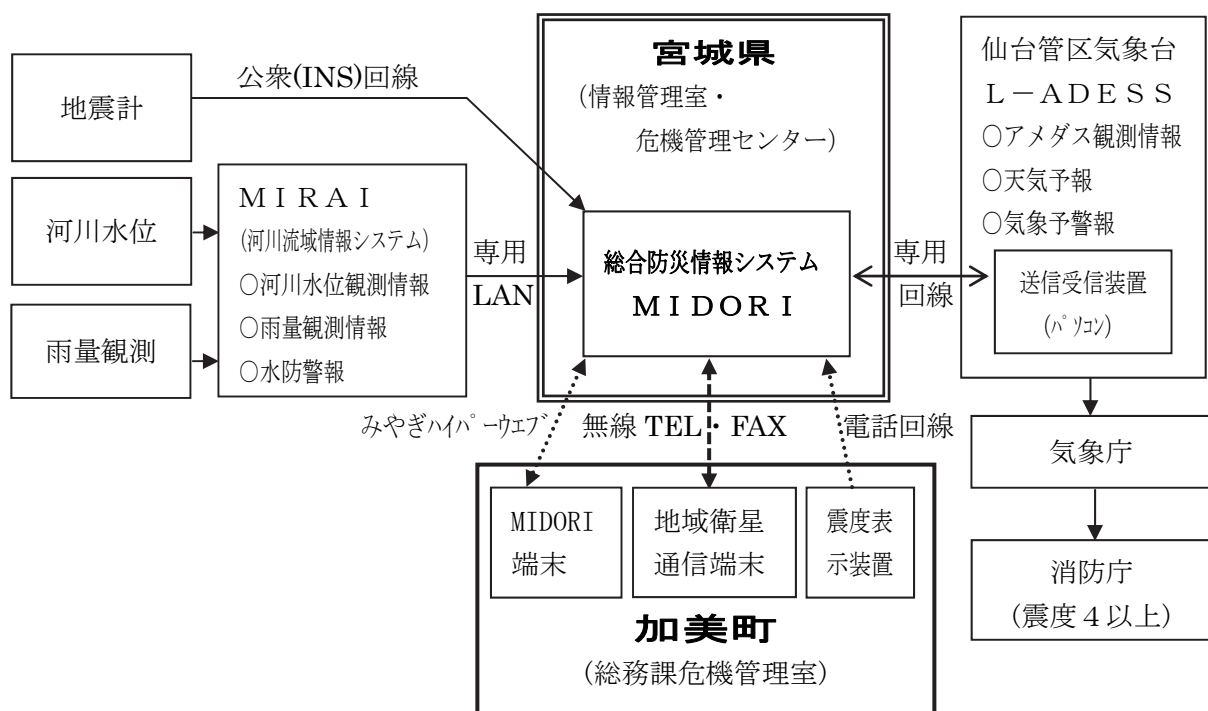
インターネットを活用し、情報の収集伝達が可能になるなど、通信メディアの発達は著しいものがある。パソコン通信、コミュニティFM、エリアメール等、多様な通信メディアについて検討し、応急物資の調達や避難に関する情報、ボランティア情報等、災害対策での有効的な利用を図る。

第4 代替設備の整備

災害情報の管理や災害対策に必要な住民情報、及び災害対策本部の設置場所はすべて町役場本所とするが、庁舎及び設備の老朽化を考慮し、通信設備等の複合化及び多ルート化、また各種データの保管等について検討を行う。

また、新しい通信システム等の導入により、設備の操作等も専門的、複雑化することが予想されるため、町職員に対しては、通信設備の使用方法等について日頃から研修する機会を設け、その習熟を図る。

【 県総合防災情報システム(MIDORI)イメージ図 】



第11節 職員の配備体制

〈主な実施機関〉

加美町全職員、防災関係機関

第1 目的

町内において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、町、県及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。

このため、町及び防災関係機関は、県と連携しつつ、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画について定める。

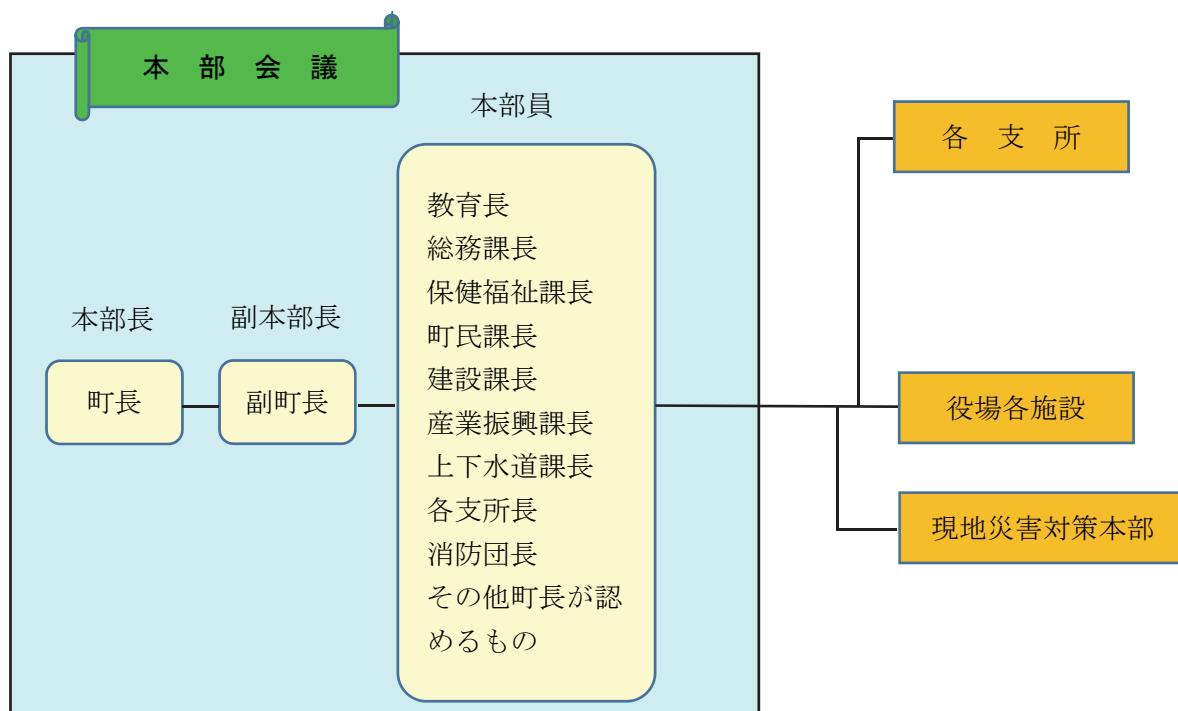
なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、本節において同様に定める。

第2 町の配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織・運用

町災害対策本部の組織は、「加美町災害対策本部条例」及び「加美町災害対策本部要綱」に基づき策定したマニュアルを活用し、町災害対策本部の体制運用を行う。



(2) 指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮を執る。
各課、所、又は館長が指揮を執れない場合、課長補佐、副所・館長がこれに代わる。

■各活動体制の発令者及び代決者

体制	発令者	代決者 1
警戒配備 (0号配備)	危機管理室長	危機管理室長補佐
警戒本部 (1号配備)	総務課長	危機管理室長
特別警戒本部 (2号配備)	副町長	総務課長
災害対策本部 (3号配備)	町 長	副町長

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

町災害対策本部は、町内に相当規模以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めたときに設置（ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたときに廃止する。そのため、平常時から自動設置となる場合と、町長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、町災害対策本部の標識を町災害対策本部事務局前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

イ 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

ロ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ハ 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、町災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

二 特定（非常又は緊急）災害現地対策本部との連携

町災害対策本部は、県、国が特定（非常又は緊急）災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 警戒本部・特別警戒本部

風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、規模に応じて、警戒本部又は特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 警戒本部・特別警戒本部の組織・運用

警戒本部・特別警戒本部の組織は、「加美町災害対策本部条例」及び「加美町災害対策本部要綱」に基づき策定したマニュアルを活用し、体制運用を行う。

(2) 指揮命令系統

職員の動員基準は、町長又は副町長が配備体制を決定するほか、震度階級等に応じた動員基準を明確にすることにより、招集を簡略化する。

副町長が警戒配備の必要性を認めた場合の配備は、総務課長は、副町長から警戒配備の指示を受け、課長等に連絡する。課長等は必要人員を招集、確保する。

また、警戒配備基準に該当する災害を確認したときは、本部員（※1）が所属する課等の係長以上（※2）の職員は自主的に出勤することを原則とし、この場合には課長等からの招集連絡等を行わない。

その他の職員は必要に応じて課長等が連絡し、招集する。

（※1）本部員：教育長、総務課長、小野田支所長、宮崎支所長、保健福祉課長、建設課長、産業振興課長、町民課長、上下水道課長、消防団長

（※2）係長以上

・課長	・支所長	・参事	・副館長	・主幹
・室長	・園長	・課長補佐	・副所長	・係長
・所長	・専門監	・室長補佐	・次長	
・館長	・事務局長	・副参事		

(3) 警戒本部の設置及び廃止

警戒本部が設置された場合は、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。また、設置したときは県及び防災関係機関、住民に報告、周知する。

なお、被害等が発生している場合は被害状況の変化により特別警戒本部の設置に移行できる態勢を想定しておくこととする。

警戒本部は、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと副町長が認めたときに廃止する。

3 町職員の動員配備

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については次のとおりである。

(1) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、自主的に災害警戒本部等の設置を認識することとするが、情報伝達の確実性を確保するため、その伝達方法については庁内放送、口頭、電話連絡、メールによるものとする。

(2) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

(3) 配備体制

町職員の配備体制の基準及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。

[第3章 災害応急対策 第5節 防災活動体制 参照]

4 水防本部

水防本部は、水防法（昭和24年法律第193条）第7条の規定に基づき町が定めた加美町水防計画により、洪水等による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

第3 防災関係機関等の配備体制

1 防災関係機関の体制整備

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画、町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 町災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

3 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第4 防災担当職員の育成

町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第5 人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第6 感染症対策

町及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の定期的な手洗い、マスクの着用等個人防衛及び換気、ソーシャルディスタンス等の感染症対策を徹底する。

第7 マニュアルの作成

町及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図る。

第8 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

（1）業務継続計画（BCP）の策定

町及び防災関係機関、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（2）業務継続体制の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（3）業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

（1）電源及び非常用通信手段の確保

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保に努める。

（2）再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進するよう努める。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第12節 防災拠点等の整備・充実

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、建設課、教育委員会、防災関係機関

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備及び連携

- 1 町は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、行政区単位で、集会所、公民館等のコミュニティ防災拠点の整備充実に努める。

また、町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

- 2 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備充実に努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

- 2 町及び防災関係機関は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星通信等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- 3 町及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

- 4 町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

【資料編】2-18-06「臨時ヘリポートの適地場所」

第4 防災用資機材等の整備・充実

1 町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め協定を締結し、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と協定を締結し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。また、防災倉庫に資材及び食料を備蓄し、災害時の応急活動の円滑化を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、地元建設業者等と協定を締結し、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

【資料編】3-13-02「加美町建親会会員名簿」

第13節 相互応援体制の整備

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、大崎地方広域行政事務組合消防本部、宮城県、他市町村、警察署、自衛隊

第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県、他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- イ 災害時における連絡担当部局の選定
- ロ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- イ 主な応援要請事項の選定
- ロ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

町、県及び他市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。県は、町と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故

3 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市、大石田町との間に協定を締結している。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど必要な準備を整える。

第4 県による市町村への応援

1 市町村への応援体制の確立

(1) 支援体制の構築

県は、被災による町の機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、地方振興事務所・地域事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。

町は、県による支援等の受入れ体制を整備する。

(2) 大規模災害発生時等の対応

県は、町からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、町からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

町は、県による支援の受入れ体制を整備する。

2 連携体制の構築

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 応援体制の強化

町、県及び他市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 消防機関における消防相互応援体制等の整備

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

本町においても、「大崎地方消防相互応援協定」、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「災害時における宮城県市町村相互応援協定」を締結し、県内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

1 大崎地方消防相互応援協定

消防組織法第39条に基づく消防の相互応援協定で、大崎地方1市4町で締結している(昭和41年9月1日締結)。応援の要請は、町長が電話等により直接他の市町長に要請を行う。

要請を受けた市町長は速やかに応援隊を派遣するものとし、災害の状況等により派遣できないときは、その旨を遅滞なく連絡する。

(1) 応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

イ 災害の種別

- ロ 災害発生場所
- ハ 所要人員及び必要資機材等
- ニ 応援隊引受場所
- ホ その他

(2) 応援隊を派遣する場合は次の事項を要請先の市町村に通報する。

- イ 出動時刻
- ロ 出動人員及び機材数
- ハ 到着予定時刻

応援を要請した町長又は消防団長は、応援隊の引受場所に誘導員を待機させ迅速な誘導を行うとともに、応援隊の指揮をとる。

【資料編】5-04-01「古川地方消防相互応援協定書」

2 災害時における宮城県市町村相互応援協定等

県においては、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」を締結し、県内における広域応援体制の整備を推進しているところであり、町は大規模災害時等において県との連携を進める。

(1) 県に対する応援要請

宮城県内の市町村において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村が個別に締結している相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策等を実施することが困難な場合において、町は県に対して応援要請を行う。（平成16年7月26日締結、平成16年8月1日施行）

応援の内容は次のとおり。

- イ 物資・資機材の提供に関する応援
- ロ 職員の派遣に関する応援
- ハ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(2) 宮城県広域消防相互応援協定

大規模災害が発生した場合に、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合が、その行政区域を越えて、人命の救助と被害の軽減を図ることを目的に締結（平成4年4月1日実施）。応援活動の対象は次のとおり。

- イ 地震、風水害
- ロ 山林地域での林野火災、大災害
- ハ 高層建築物の火災
- ニ 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急、救助事故

【資料編】5-04-02「宮城県広域消防相互応援協定書」

(3) 宮城県が締結している応援協定等

県は、広域的な地方公共団体間の消防相互応援体制を確立するため、次の応援協定を締結している。

- イ 宮城県広域航空消防応援協定

- ロ 宮城県内航空消防応援協定
- ハ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
- ニ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

【資料編】5-03-01「宮城県広域航空消防応援協定書」

【資料編】5-03-02「宮城県内航空消防応援協定」

(4) 緊急消防援助隊

災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県に設置された全国規模の組織で、総務省消防庁長官の要請に基づき出動する。

3 その他の応援協定等

(1) 災害時における町と郵便局の協力に関する協定内容

- イ 連絡責任者 町：危機管理室長、郵便局：中新田郵便局長。
- ロ 郵便局が実施する事項
 - ・ 災害救助法の適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ・ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ハ 町と郵便局が実施する事項
 - ・ それぞれが収集した被災町民の避難・連絡先及び被災状況に関する情報の相互提供及び確認
- ニ 災害時の協力要請
 - ・ 緊急車両として郵便局の車両の提供
 - ・ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

【資料編】5-08-05「災害発生時における加美町と中新田郵便局及び古川郵便局の協力に関する協定書」

(2) 日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画

水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で応援活動を行う。

(応援活動の内容)

- ・ 応急給水 ・ 応急復旧 ・ 応急用資材の提供 ・ 漏水調査 ・ 工事業者のあっせん等

【資料編】5-05-03「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」

(3) 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定

宮城県大崎地区LPガス協議会及び一般社団法人宮城県LPガス協会は、災害時におけるLPガスの供給及びこれに付随する資機材の調達・確保に関し、町の要請に対して優先的に協力を行う。

【資料編】5-05-01「災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書」

第6 医療相互応援体制の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制を整備するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めており、町は大規模災害時における県との連携体制の整備を図る。

第7 応急対策職員派遣制度の活用促進

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第8 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第9 資機材及び施設等の相互利用

町及び県は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第10 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

【資料編】2-17-10「救援活動拠点等候補地一覧表」

第11 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。また、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

〈主な実施機関〉

総務課、保健福祉課、各福祉センター、公立加美病院、教育委員会、各こども園、保育所、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備

1 町の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

イ 町は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

ロ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ハ 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

イ 町は、加美郡医師会等と緊急時の医療協定の締結を進め、町内の医療機関の協力を得ながら医療救護にあたることとし、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」として、公立加美病院を指定する。

公立加美病院には、緊急的措置が必要な重篤患者と軽症患者を選択するトリアージポストを置き、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

また、被害の規模によっては知事及び日本赤十字社宮城県支部に対し医療救護班の派遣要請を行い、救護体制を充実する。

ロ 災害時の拠点病院

災害時の拠点病院として、県では「基幹災害拠点病院」として国立病院機構仙台医療センターを指定し、大崎地域災害医療支部における「地域災害拠点病院」として、大崎市民病院が指定されている。

【資料編】2-18-02「災害時の拠点病院」

【資料編】2-18-03「医療機関等一覧」

ハ 要配慮者が避難する福祉避難所

町は、障がい者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となる場合は、大崎地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、加美郡医師会、大崎歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

イ 町は、必要に応じ、地域の実情に合わせた医療救護班を編成する。編成にあたっては、公立加美病院を中心に、加美郡医師会、大崎歯科医師会等医療機関の協力を得る。

町独自で医療救護班編成が困難な場合は、北部保健福祉事務所（大崎地域災害医療連絡会議）の協力のもと、広域圏で編成する。

ロ 町及び周辺市町村等で編成された医療救護班については、北部保健福祉事務所（保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行う。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

イ 町は、加美郡医師会、公立加美病院等医療機関の協力を得て、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

ロ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市町村及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の収集・把握

保健福祉課及び各福祉センターは、災害発生後早期に、町内の医療機関の稼動状況及び医薬品の状況、ライフラインの状況等について把握し、総務課及び大崎地域広域行政事務組合消防本部、県その他関係機関と情報の共有を図る。

(2) 情報の共有

イ 保健福祉課及び各福祉センターは、総務課とともに負傷者数の把握に努め、必要と認められるときは、速やかに知事、加美郡医師会、公立加美病院、日本赤十字社宮城県支部に対し応援医師団、及び救護に必要な医療機材の手配、医薬品等の確保要請を行う。

また、平常時から、災害時における関係機関との連絡体制について整備を行う。

ロ 町は、地域災害医療支部を通じて、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有するように努める。

(3) 宮城県広域災害救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

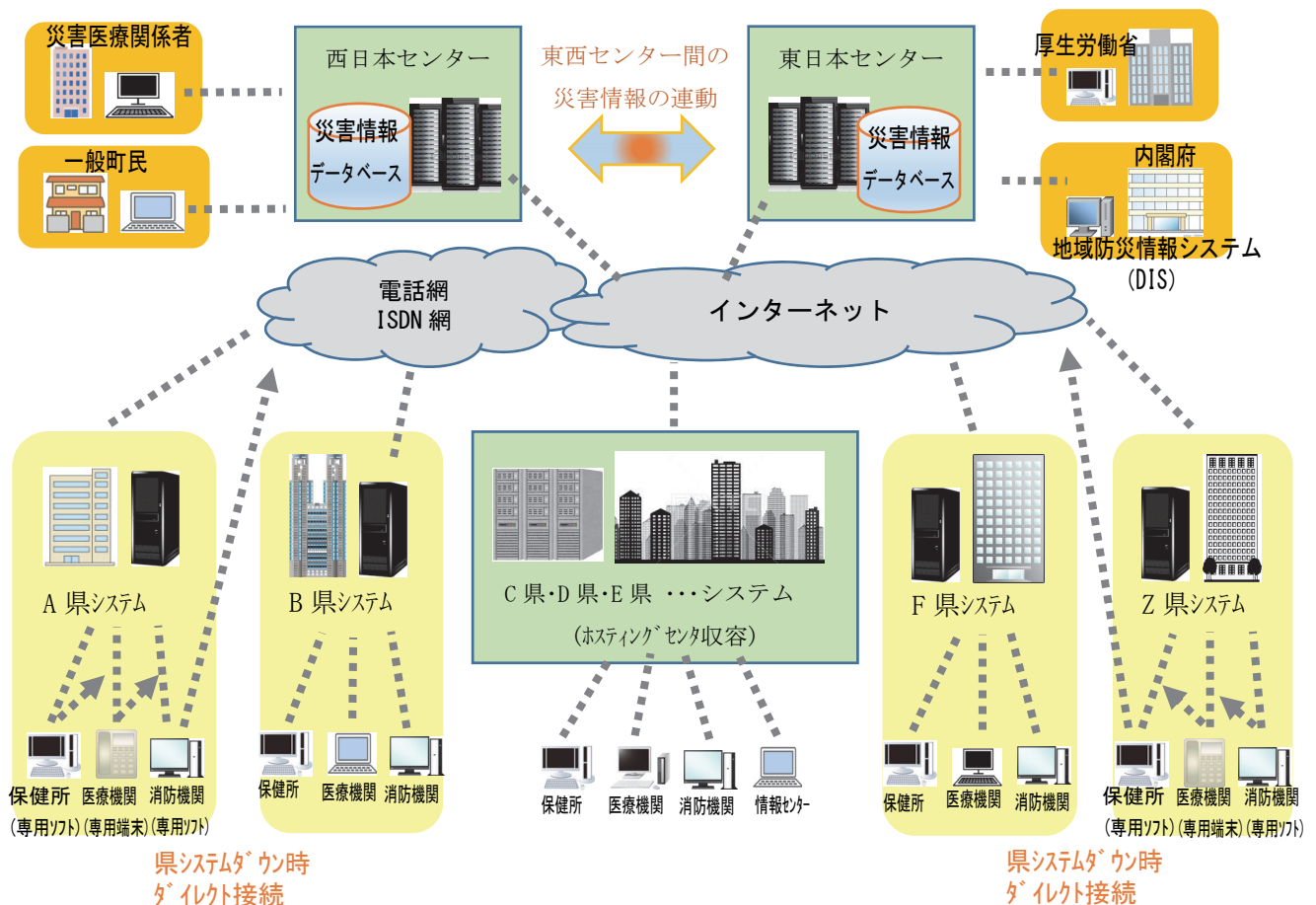
医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県広域災害救急医療情報システム（災害モード）により行う。

宮城県広域災害救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用されている。

平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

○ 広域災害・救急医療情報システム全体図



第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

町は、地区薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

保健福祉課及び各福祉センターは、救護活動に必要と認められる救急医療器材、医薬品目・数量等について検討し備蓄に努めるとともに、定期的に点検、補充を行う。

また、不足する医薬品等は、町内の医薬関係業者等に確保を依頼するとともに、必要に応じ県（北部保健福祉事務所）等へ要請を行うなど確保体制について整備を行う。

2 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、加美郡医師会や地区薬剤師会とあらかじめ協議する。

第5 救護所

保健福祉課は、災害により町内の医療機関が被災、若しくは多数の負傷者が発生したため町内の医療機関だけでは対応できないときは、必要に応じ、救護所を設置し応急救護にあたる。

救護所の設置場所は、被災地付近又は避難所となる小中学校等をあて、応急措置に必要なテント、救護用医療機器、タンカ、照明機材、発電機等の整備を行う。

救護所を設置した場合には、住民に周知徹底する。

【資料編】2-18-05「救護所設置予定施設」

第6 搬送体制

保健福祉課は、災害時における傷病者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、大崎地域広域行政事務組合消防本部（加美消防署）、関係各課及び県（北部保健福祉事務所）、医療関係機関・団体と連携し搬送体制を整備する。

また、ヘリコプターによる搬送も有効であるため、総務課は県（消防課）と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターの確保に努める。

【資料編】2-18-06「臨時ヘリポートの適地場所」

第7 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

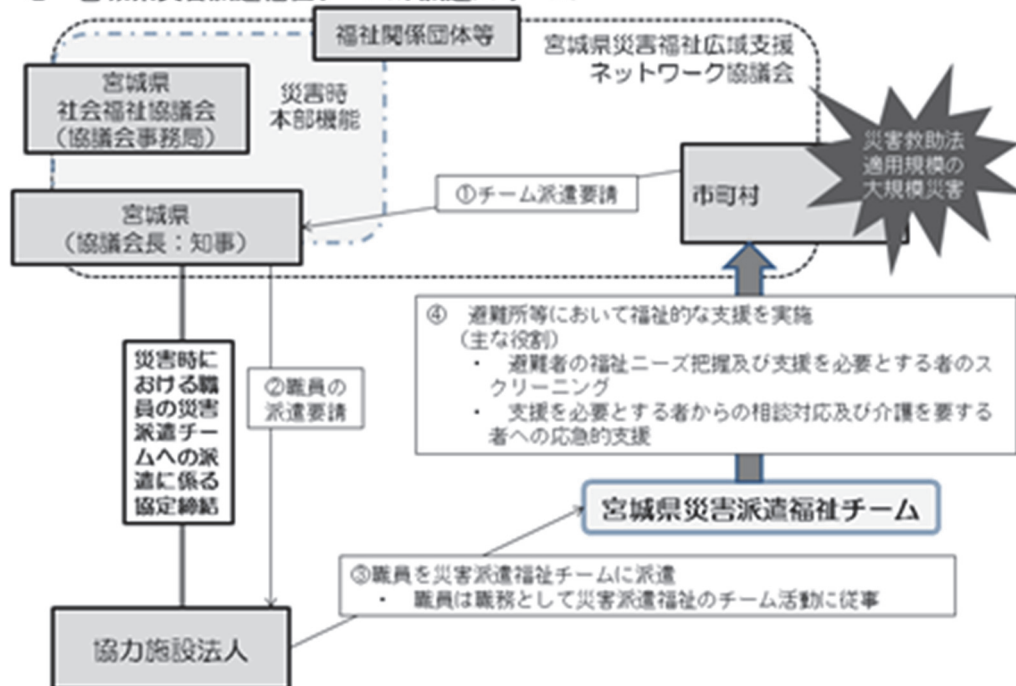
このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制の整備

(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。

○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム



(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

町地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第15節 緊急輸送体制の整備

〈主な実施機関〉

建設課、総務課、町民課、危機管理室、加美警察署、宮城県（土木部）

第1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

本町は国道沿いに民家が建ち並び迂回路が少ないことや、2本の国道が中新田地区で直交していることから、災害時には避難や応急対策活動等による人及び車両等が集中し、交通渋滞のおそれがある。

また、冬期には道路に降雪や凍結も予想される。救急活動や応急対策に必要な物資の輸送を迅速かつ確実に行うため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

緊急輸送道路は、道路の防災対策が行われ、災害時には速やかな復旧と必要な交通規制等が実施される。

建設課は、災害時に北部土木事務所及び加美警察署等関係機関と連携し、県が指定する緊急輸送道路の速やかな応急復旧及び輸送路確保に努める。

また、平常時より、緊急輸送道路の耐震性の強化及び幅員の確保等を関係機関に対し推進・要請する。

【資料編】2-20-02「指定緊急輸送道路」

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。また、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、他の交通施設との連携の強化等により、交通の確保に努める。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

このため、速やかに道路状況等を把握するための連絡体制について整備を行うとともに

に、主要道路及び医療機関・避難場所・物資の集積場所等に接続する道路を緊急輸送路として優先的に確保するほか、平常時から職員や住民に重要性を周知する。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

加美町建親会は災害時に応急復旧に必要な人員及び資機材等を速やかに調達できる体制について整備を行う。

3 交通規制等交通管理体制の整備

町は、効果的な緊急輸送を行うため加美警察署と協力し、交通安全施設の整備及び交通規制を行う。加美警察署は、必要な交通規制を行うため、道路管理者と協議し、交通安全施設及び交通管理体制の整備を行う。

4 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

5 道路啓開体制の整備

(1) 民間団体等との協定

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

(2) 道路管理者相互の連携

道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(3) 重要物流道路等の道路啓開の国への応援要請

県及び町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

(4) 大規模災害時における県、国への応援要請

大規模災害が発生した場合において、町だけでは緊急輸送道路の確保に必要な道路啓開、応急復旧等が困難な場合は、県又は国土交通省東北地方整備局に対して応援を要請する。

第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（役場、学校等）に番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の手続き

緊急輸送を迅速に行うためには、「緊急輸送車両確認証明書」及び標章（県公安委員会発行）を携行する必要があるため、町所有車両については事前に「緊急通行車両等事前届

出」の申請手続きを行っておく。

[第3章 災害応急対策 第12節 交通・輸送活動 参照]

2 輸送体制

緊急輸送に必要な車両等は、町の公用車のほか、あらかじめ災害協定を締結した事業所等の協力を得て輸送力を確保する。町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、輸送の要請を行い、輸送力を確保する。

【資料編】5-01-01「災害時における防災協定等締結状況一覧表」

3 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給のため、ヤマト運輸等と締結した協定に基づき連携の強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、ヤマト運輸等との協定に基づき連携の強化を図る。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込むなど協定内容をより充実させるよう努める。

4 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

5 燃料優先協定の締結

町においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を推進する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

6 緊急通行車両標章の周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

7 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

【資料編】6-02-03「緊急通行車両等事前届出書等様式、標章」

第16節 避難対策

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、教育総務課、生涯学習課、各こども園、保育所、建設課、
中新田高校、保健福祉課、地域包括支援センター、小野田支所、宮崎支所

第1 目的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての避難場所等の整備など、災害発生後に住民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第2 避難誘導体制

町は、避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、あらかじめ、情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

県は、町に対し、避難情報等の発令基準策定の支援を行うなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。また、町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、町は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 水害、土砂災害における避難情報

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難情報を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動が

わかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	町
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨）	仙台管区気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） ※大雨に関するもの	

2 避難情報の発令対象区域の設定

（1）水害

町は、水位周知河川の水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報等の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞

が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、国及び県に対して、これらの基準及び対象地域の設定及び見直しについて、必要な助言等を求めることができる。

(2) 土砂災害

町は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

町は、国及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができる。

第4 指定緊急避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

(1) 町の対応

町は、大規模な災害から管内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館、集会所、社会福祉センター等の公共的施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により住民や外来者への周知徹底に努める。その際、誘導標識には、「指定避難場所」と「指定緊急避難場所」を明確に区分して表示する。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(2) 公共用地等の有効活用

町は、避難場所等の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

ロ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ハ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

ニ 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定すること。

ホ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

ヘ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。

ト 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

チ 危険物施設等が近くにないこと。

リ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

ヌ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていること。

ル 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

ヲ 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第5 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理

者及び加美地区交通安全協会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路の整備・改善

町及び県は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町及び県は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

（1）避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

（2）多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第7 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

町は、消防職団員、水防団、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援等実施者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第8 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、災害行動支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、災害行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防止体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報の把握及び災害時個別支援計画の策定を推進するなど、対策強化を図る。

5 外国人等への対応

町、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第9 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は町等が避難の指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 避難計画の作成

1 町の対応

町は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援等実施者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校等、量販店、公民館、ホール、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11 避難に関する広報

1 指定避難所等の広報

町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努めるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

また、避難指示のほか、一般住民に対して普段の行動を見合わせることや、避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

2 住民等に対する避難の広報

住民等に対する避難の広報は、町の広報車及び消防団の車両等により口頭、サイレン等すべての手段を用い周知、徹底に努めることとし、広報体制を整備する。

指定した避難場所及び避難所は、表示看板等により位置を明確にしておくとともに、住民に対し防災マップ、パンフレット等を配布し、周知徹底する。

なお、案内標識等を整備する際には、夜間照明、外国語の併記等についても考慮する。

学校、公民館、社会教育施設など多数の人々が集まる施設の管理者は、あらかじめ避難誘導計画等を作成し、訓練等を通じ職員の習熟を図る。

第17節 避難受入れ対策

〈主な実施機関〉

保健福祉課、地域包括支援センター、教育総務課、生涯学習課、各こども園、保育所、産業振興課、建設課、町民課、総務課、中新田高等学校

第1 目的

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

この場合、指定避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

【資料編】2-21-02「災害時公衆電話設置場所一覧」

(2) 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和3年5月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

- (5) 運営に必要な事項については、「加美町避難所運営マニュアル」「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」「加美町福祉避難所開設・運営マニュアル」に定める。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルスを含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所開設に努める。
- (11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常な状態へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、町教育委員会は、学校と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル

作成のポイント等を示し、学校、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所指定し、整備するように努める。

また、町は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(2) 福祉避難所の公示

町は、福祉避難所については、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定基準

イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(4) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、「鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会」など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他市町村との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と公益社団法人宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

第5 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅等の空き家の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

【資料編】2-22-05「応急仮設住宅建設候補地」

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害

用伝言板や災害用伝言ダイヤル（１７１）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画（ＢＣＰ）

町は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（ＢＣＰ）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

（１）マニュアルの作成

町は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

（２）情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。

また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

（３）備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、県内に店舗を有する（一社）日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションを確保する。

町は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

町は、県及び鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）の帰宅困難者の移動

支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、メディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

県及び町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、県は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。

第8 孤立集落対策

- 1 町は、中山間地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

- 2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- 3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 国、県及び町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

【資料編】2-22-02「指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所」

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

〈主な実施機関〉

産業振興課、保健福祉課、上下水道課、教育委員会、総務課、
支援物資協定締結企業・事業所

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町及び関係機関は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

また、住民に対しても、平常時から食料と飲料水、医薬品、衣類等避難時における非常持出品の確保について周知徹底する。

第2 町民等のとるべき措置

- 1 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 町民は、家族構成を配慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 4 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 5 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、県、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達

町は、非常食の備蓄を補完するため、関係企業等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

【資料編】5-01-01「災害時における防災協定等締結状況一覧表」

2 生活物資の調達

町は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給

範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保

イ 町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

ロ 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

ハ 町は（公社）日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 情報管理体制の構築

町は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

2 協力体制の構築

(1) 災害時物資拠点の確保

町は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。

(2) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

町は、倉庫協会等の協力を得ながら、災害時の物資拠点として、民間倉庫、旧市場施設などの施設から、容積、床荷重、交通アクセス、町全体での配置バランスなどを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結する。

3 訓練の実施

町は、平常時より、トラック協会や地方機関などと、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第7 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

町は、石油商業協同組合等と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 情報の収集

町は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設の非常用電源施設の運転可能時間、燃料の備蓄量、油種、想定される必要補給量、受入れ設備の状況などの情報をあらかじめ収集する。

(2) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、72時間の事業継続が可能となる電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え、その活用体制を整備するとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害対策緊急車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などにに基づき、災害発生時において災害対策緊急車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定するとともに、災害対応力の強化に努める。

また、町から指定された給油所は、災害対策緊急車両への優先給油について、町と協力して施設等にその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を軽減するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

〈主な実施機関〉

保健福祉課、町民課、各福祉センター、産業振興課、教育委員会、町社会福祉協議会、自主防災組織、危機管理室

第1 目的

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町及び関係機関は、その対策について整備する。

※ 用語の定義

用 語	定 義
要配慮者	災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者

第2 高齢者、障がい者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、町、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 社会福祉施設等の予防対策

町には、特別養護老人ホーム、グループホーム、通所介護施設、地域活動支援センター、障がい者福祉サービス事業所及び児童・母子福祉施設等の社会福祉施設があり、高齢者や心身障がい者のケア及び生活支援、入所児童の保育等を行っている。

各施設の管理者は、定期的に施設の耐久性・耐震性を点検し、必要な修繕を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、平常時から、入所者等の避難誘導等について訓練を行い、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資・食料等の備蓄に努めるものとする。

3 要配慮者の災害予防対策

(1) 町地域防災計画・全体計画の策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

イ 要配慮者の所在把握

(イ) 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委

員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

- (ロ) 町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

ロ 所在情報の管理

- (イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

- (ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

- (ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 名簿の作成・更新

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

ロ 名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ハ 個別避難計画の策定

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップ

の見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

ニ 個別避難計画の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防団、加美警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あるいは、町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ホ 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(6) 防災設備等の整備

町は、独居老人や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(7) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(8) 情報伝達の普及

町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

4 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、町を支援する。

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

6 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

7 要配慮者自身の備え

町及び県は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく

- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する
など

第3 外国人への支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町及び県は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- (1) 町は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- (2) 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- (3) 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- (4) 町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- (5) 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- (6) 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- (7) 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- (8) 町は、県、(公財)宮城県国際化協会と協力し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

栗駒・船形リゾート地域として指定を受け、整備が進んでいる本町には、やくらいゴルフ倶楽部、やくらい薬師の湯、やくらいスキー場、陶芸の里温泉交流センター等の施設がある。

このため町は、災害時の旅行者の被害状況把握について、(一社)日本旅行業協会東北支部及び(一社)全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

2 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

3 関係機関との連携及びマニュアル策定

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

4 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第20節 複合災害対策

〈主な実施機関〉

町、防災関係機関

第1 目的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害についてより厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (3) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に係る機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

イ 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

ロ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

（3）複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

（1）町は、複合災害時に迅速に避難情報や避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障がいの程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

（2）町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第21節 災害廃棄物対策

〈主な実施機関〉

町民課、大崎地域広域行政事務組合（大崎広域中央クリーンセンター）、町公衆衛生組合

第1 目的

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 町の役割

町は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、町の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、町が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を町に対して行う。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

町及び大崎広域行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- (2) (1) の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

[第3章 災害応急対策 第22節 災害廃棄物処理活動 参照]

【資料編】2-26-03「清掃資機材の調達先」

第22節 災害種別毎予防対策

〈主な実施機関〉

総務課、危機管理室、産業振興課、保健福祉課、建設課、
大崎地域広域行政事務組合消防本部、加美警察署

第1 火災予防対策

1 目的

本町は木造家屋が多く、季節によって奥羽山脈から吹き降ろす西からの強い風の影響もあり、明治時代には中新田地区において町役場、警察署など462戸が全焼する火災にも見舞われており、火災予防対策は極めて重要である。

町及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

出火件数は、建物火災で見ると年10件前後を推移している。出火原因をみると、放火、放火の疑い、たばこ、たき火、こんろがここ数年連続上位で推移している。

また、最近では「放火」や「放火の疑い」、「原因不明」が増えていることも懸念される。

【資料編】2-22-01「火災発生件数及び損害額」

3 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災也多発している。

このため、町、県及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火

火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、町は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備を積極的に進めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備や消防ポンプ積載車などの計画的な更新を推進する。

6 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

(3) 県は、町に対し、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等についてを指導し、積極的な財政援助に努めるものとし、町は、これらの充実に努める。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、町の火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8 町消防計画の充実強化

火災等の被害を防除し、被害を軽減することを目的として、消防施設及び人員等の整備と強化、その総合的な活用を図るため必要に応じて町消防計画の修正を行い、その周知に努めるとともに、計画の実現を推進する。

9 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

町の森林面積は、町総面積の約70%を占めており、火災予防対策は必要不可欠である。

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。

【資料編】2-22-03「所有区分別森林面積」

このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

(資料：町森林整備対策室)

2 現況

出火件数は、これまで1年に数件程度発生していたものの、東日本大震災以降は林産物等の放射能汚染への懸念等から入山者が減り、ほとんど発生していない。

近年の焼損面積では、平成16年の1.7haが一番大きいものとなっている。

出火原因では、たき火、タバコ等の不始末、放火の疑いとなっている。

【資料編】2-22-04「林野火災の発生状況」

3 事前防止措置

町は林野火災を未然に防止するため、森林又は森林から1kmの範囲内で火入れを行う場合に「森林等における火入れの規制に関する条例」に基づき町の許可が必要であることについて周知し、事前防止措置を図る。

【資料編】1-02-06「加美町森林等における火入れの規制に関する条例」

4 広報宣伝の充実

林野火災は野火付けからの延焼や山林作業、ハイカー、山菜取り、その他入山者による火の不始末、放火等が原因となっている。また、近年はアウトドア指向から入山者が増加傾向にあるため、入山者の増える春先の乾燥期を重点に、防火思想の普及、啓発活動並びに広報宣伝を徹底する。

(1) 山火事防止協議会による活動

加美地区山火事防止協議会（構成機関：加美消防署、郡内2町消防団、大崎森林組合、宮城北部森林管理署、北部地方振興事務所、郡内2町林務・消防担当課）による山火事防止パレードを実施し、住民への周知活動を推進する。

【資料編】1-02-07「加美地区山火事防止協議会規約」

(2) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(3) 山火事防止強調月間の設定（春季3月～5月、秋季10月～11月）

(4) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

(5) 広報誌等による広報

春季及び秋季の乾燥期においては、町広報誌等による注意喚起、周知を行う。

5 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防堰堤及びダムを計画的に整備するほか、既存の堰堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保

育を適切に行う。

6 防ぎよ資機材の備蓄

町及び関係機関は、林野火災に迅速に対処するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

7 巡視・監視の徹底

町は、国、県及び森林所有者等と連携し、巡視、監視活動を実施する。3月から5月及び10月から11月までの火災多発期は、町の自然環境保全監視員による巡視回数を増やして警戒を強化するとともに、林野火災の早期発見、初期消火に努める。また、入山者に対しては火気の取扱について声掛けや指導を行う。

第3 危険物等災害予防対策

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設

町内には、石油等の危険物貯蔵所など、消防法第10条に定める危険物施設がある。

町及び県は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

イ 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

ロ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ハ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

二 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

ホ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料編】2-08-06「危険物取扱施設等一覧」

(2) 火薬類製造施設等

イ 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

ロ (一社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

ハ 消防関係機関は、前記イについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。町は、前記イについて、消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の確立・推進を支援する。なお、町は、安全性の確保のため火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

二 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

第4 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

加美警察署は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所

について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

橋梁定期点検により、安全で円滑な交通の確保や、第三者への被害の防止を図るとともに、維持管理を効率的に行うために健全性の診断を行う。また、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

(1) 加美警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、加美警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 加美警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

〈主な実施機関〉

仙台管区气象台、宮城県、町災害対策本部（総務課、産業振興課、建設課）、教育委員会、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

風水害等の災害発生に重要な気象予警報等の収集、伝達について、次により迅速かつ確実に行い、災害の発生に備え、被害を未然に防止又は被害を軽減する。

第2 防災気象情報

気象庁及び仙台管区气象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、仙台管区气象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベルまたは警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。

なお、町及び県が大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、県は直ちに町に通知しなければならない。町は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区气象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1 防災気象情報及びその活用

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種 類		概 要
注 意 報	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪 注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮 注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雨 注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水 注意報	河川の上流域で降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪 (氷) 注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている箇所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている箇所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている箇所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2 日先から5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1 である。

種 類	概 要
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な大雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（注1）大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻確度発生ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(注2) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(注3) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

【資料編】3-01-02 気象警報・注意報の発表基準

2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。警戒レベル2～5に相当する。

また、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

(1) 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生 情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険 情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒 情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類	標 題	概 要
洪水注意報	氾濫注意情報	はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 はん濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 ハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

予報区域名	河川名	区 域
鳴瀬川	鳴瀬川	左岸 大崎市古川引田字堀込道上 79 番地先から海まで
		右岸 大崎市三本木斉田字桜館 1 番の 1 地先から海まで
	多田川	左岸 大崎市古川西荒井字東田 5 番の 1 地先から鳴瀬川合流地点まで
		右岸 大崎市三本木高柳字横江 454 番の 1 地先から鳴瀬川合流地点まで

3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)
通報方法	- 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 - 火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 - 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

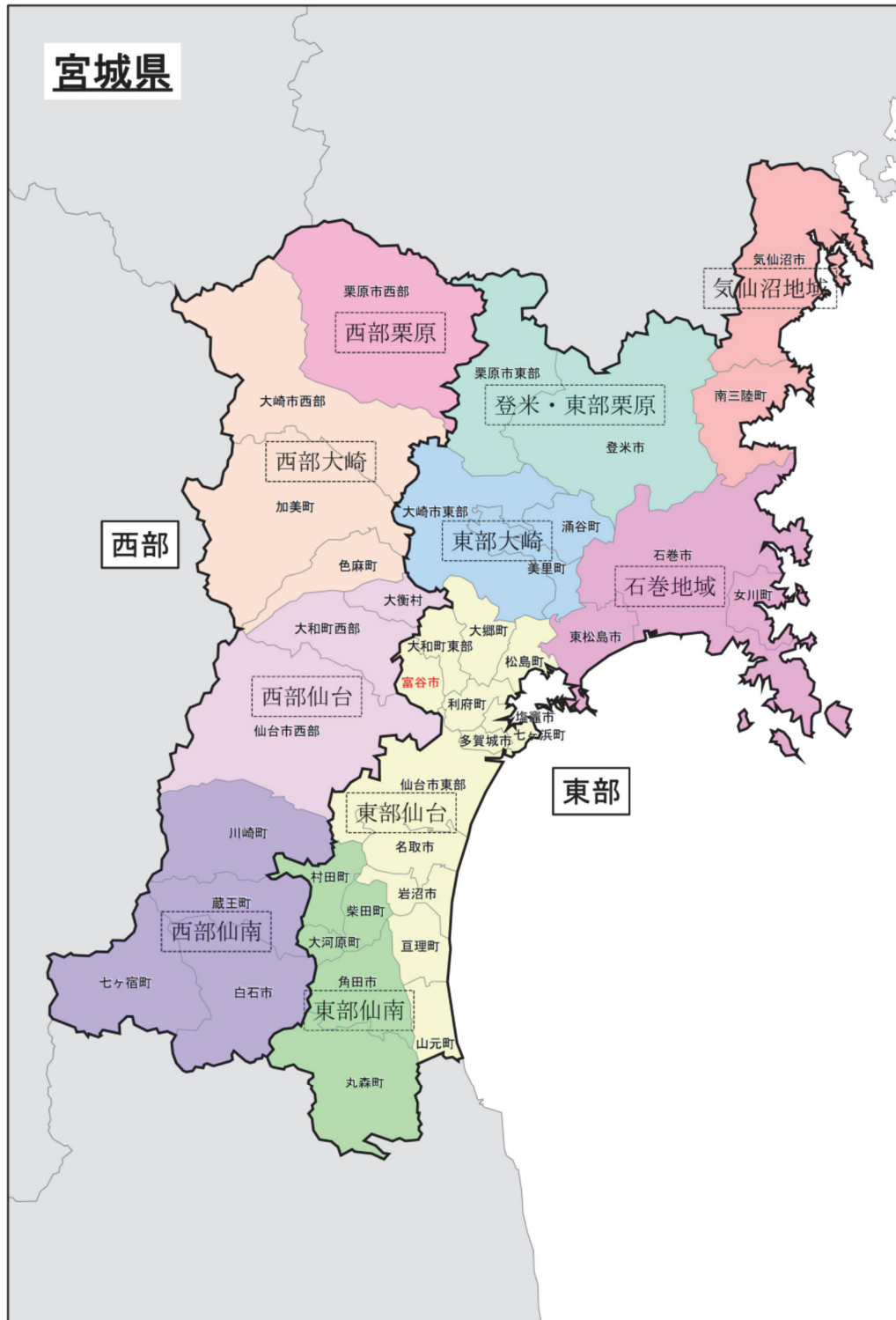
大崎地域広域行政事務組合消防本部は、知事から上記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

4 予報・警報等の細分区域

(平成28年10月10日現在)

府県 予報区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	東部	東部仙台	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大郷町
		石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
		東部大崎	大崎市東部、涌谷町、美里町
		気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
		東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		登米・東部栗原	登米市、栗原市東部
	西部	西部仙台	仙台市西部、大和町西部、大衡村
		西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西部大崎	大崎市西部、色麻町、加美町
		西部栗原	栗原市西部

警報・注意報の細分区域（宮城県）
（平成22年5月27日から運用）



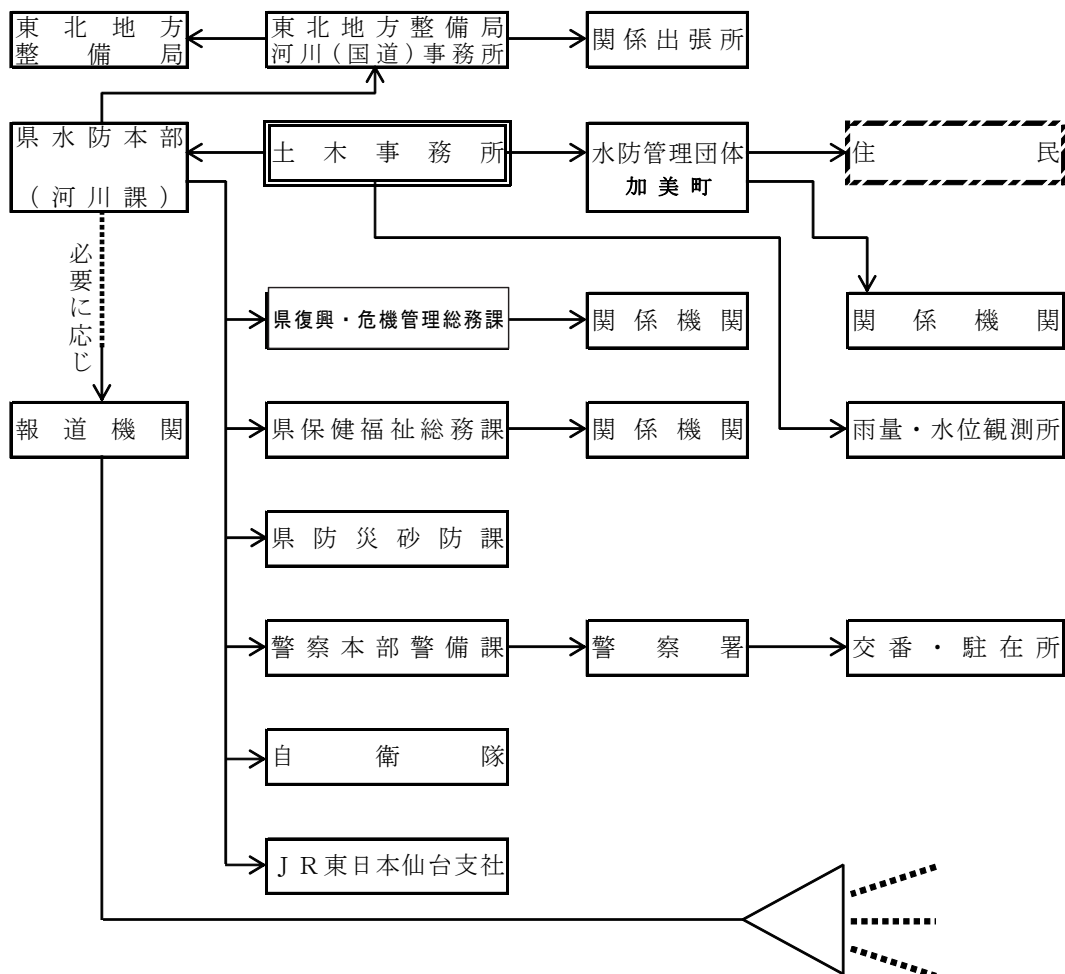
第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、下図により速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報する。

水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）



第4 土砂災害警戒情報

県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区气象台と共同で発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係町長に通知するとともに、広く一般に周知する。

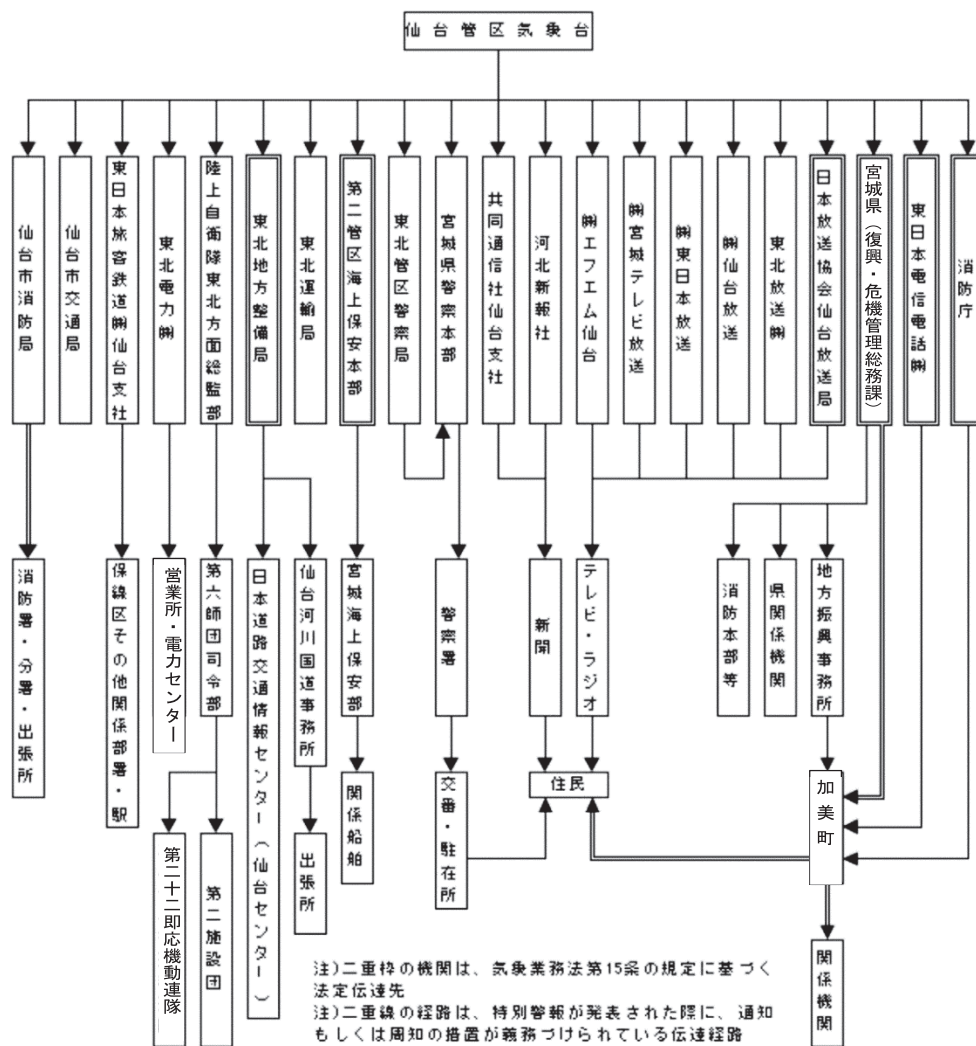
第5 気象警報等の伝達

気象庁及び仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。

それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

総務課、建設課及び産業振興課は、必要と認められる情報は次により住民に周知する。

気象警報等の伝達系統図



住民等に対する周知は次により行う。

広報責任者	周知方法	広報内容
総務課長	広報車等	必要と判断される予警報
産業振興課長	広報車等	必要と判断される霜注意報、低温注意報、乾燥注意報
建設課長	広報車等	洪水等に関連する注意報、警報

第2節 情報の収集・伝達

〈主な実施機関〉

加美町全職員、消防団、自主防災組織

第1 目的

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 情報収集・伝達

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて県及び総務省消防庁に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。

(3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、町及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町及び県に連絡する。

また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

- (5) 町、県及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。
- なお、町職員に係る登庁途中における被害状況報告書は、別に定める。
- (6) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。
- (7) 町又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。

2 情報の収集

- (1) 町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による調査や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。

イ 町職員による情報収集

総務部長（総務課長）は、被害情報の収集のため調査を実施する。調査は関係機関の協力を得て各課が分担して行い、別に定める調査様式に基づき総務部（総務課）に報告する。

収集する被害情報			担 当 班
人的被害	・死者 ・行方不明者 ・重症者 ・軽傷者等の把握	一般町民	町民生活班、情報連絡班
		町職員	総務2班
		幼稚園児・児童・生徒	教育対策班
		教職員	教育対策班
		保育園児、福祉避難施設入所・通所者	児童福祉班、福祉班
住家被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況		情報連絡班
非 住 家 被害	農林業施設、農林産物及び家畜の被害状況		農林業班
	商工業施設の被害状況		商工班
	危険物施設の被害状況		消防班、町民生活班
公共施設被害	医療施設の被害情報		医療福祉班
	学校・社会教育施設の被害		教育施設班、教育対策班
	文化施設・文化財等の被害状況		教育施設班
	社会福祉施設の被害		福祉班
	し尿、一般廃棄物処理施設被害状況		環境衛生班
	その他公共施設の被害状況		各班
土木構造物被害	土木構造物の被害状況（河川、橋梁、道路等）		調査復旧班、交通班
	上下水道施設の被害状況		上下水道班
ライフライン被害	交通機関等の被害状況		情報連絡班
	電気・電話等の途絶等の状況		情報連絡班
そ の 他	火災発生状況		消防班、消防団、情報連絡班
	避難収容施設の開設状況		福祉班、避難所支援班
	救護所の開設状況		医療救護班
	応急給水		上下水道班

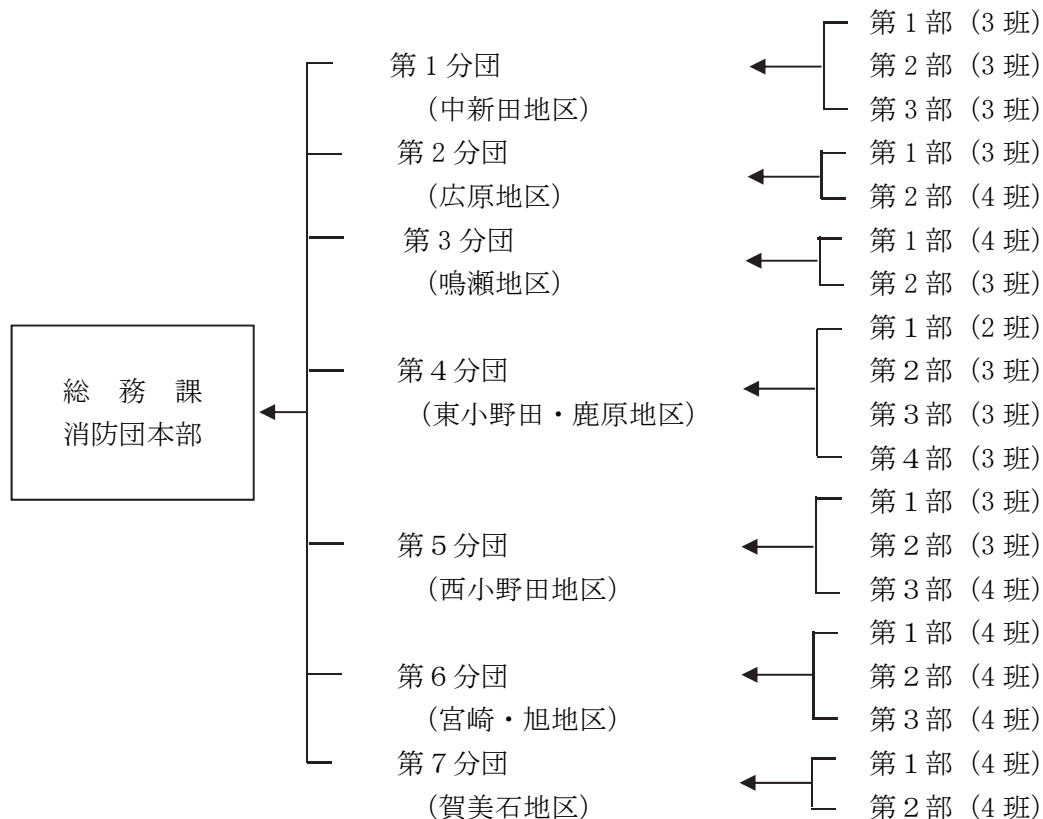
【資料編】6-02-04「災害概況即報及び被害状況報告様式」

ロ 自主防災組織（行政区長等）による情報収集

災害が発生した場合は、区長を中心とした自主防災組織により、地域の被害情報を収集し、町に報告する。情報収集にあたり可能な限り被害の詳細把握に努め、中新田地区は総務部（総務課）へ、小野田・宮崎地区は各支所に報告する。

ハ 消防団による情報収集

災害が発生した場合、部長及び班長は災害情報の収集にあたる。部長等は、詳細な現場の状況把握に努め、団本部及び総務部（総務課）に報告する。



(2) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

(3) 県は、町及び消防機関等からの被害情報を、県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。

(4) 県は、町において情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う。

3 情報の伝達

(1) 町と県の間における情報伝達は、防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

(2) 町及び県は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。

また、町は、行政無線、消防無線、携帯電話（エリアメール）等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

- (3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、首相官邸及び非常（緊急）災害対策本部に伝達する。併せて、地域衛星通信ネットワークも活用する。

【資料編】3-02-03「気象予警報の伝達先・伝達内容」

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- イ 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- ロ 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ハ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- ニ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- イ 町、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員（リエゾン）を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。
- ロ 町、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ハ 町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

5 被害状況等の報告

町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき被害を取りまとめ、県に報告する。

(1) 報告の種類等

報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告する。

ただし、町が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合において、県と連絡が取れるようになった後は、県に報告する。

イ 災害概況即報

町は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に様式第1号により即時報告し、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被

害の概況を県に対し報告する。

ただし、下記（イ）又は（ロ）に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告する。

その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告する。

（イ）町内で震度5強以上の地震が記録された場合（被害の有無を問わない。）。

（ロ）死者又は行方不明者が生じたとき。

ロ 被害状況報告〔即報〕

（イ）町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告する（おおむね1日1回程度）。

ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

（ロ）町は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努める。

ハ 被害状況報告〔確定〕

町は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況を取りまとめ、災害が発生してからおおむね2週間以内に確定報告する。

6 消防機関に対する伝達

町消防団及び加美消防署への情報等の伝達は総務課長が行う。総務課長は消防団に対し、次の「火災（災害）発生時の連絡体制」に基づき伝達する。

消防団長は、総務課長から配備等の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる態勢を整えるとともに、現場等に消防団本部を設置し、消防署及び災害対策本部等と密接な連携を保ち、的確な火災防ぎょ・救助・避難誘導等の応急活動を実施する。

消防団に対する伝達事項で消防活動に関するもの以外の主な事項は次のとおり。

イ 情報収集及び伝達

消防団の分団長及び部長等は、被害情報の把握等情報の収集を行い、総務課に情報を提供する。

なお、水防活動の際の情報収集は、分団長が統括して、水防管理者（町長）に報告、活動終了後は水防活動実施報告書を提出する。

消防団に対する情報の伝達は、総務課長が消防団長に対して行うが、併せて担当地区の分団長及び部長若しくは班長に連絡する。

ロ 避難誘導

住民に対する避難指示等が町長から出された場合には、町職員及び消防団員等が加美警察署、住民等の協力を得て誘導にあたる。総務課長は、避難対象地区を管轄する分団長及び部長に連絡し、避難誘導を行う。

ハ 避難所等の管理

避難場所及び避難所の安全を確保するための管理にあたる。

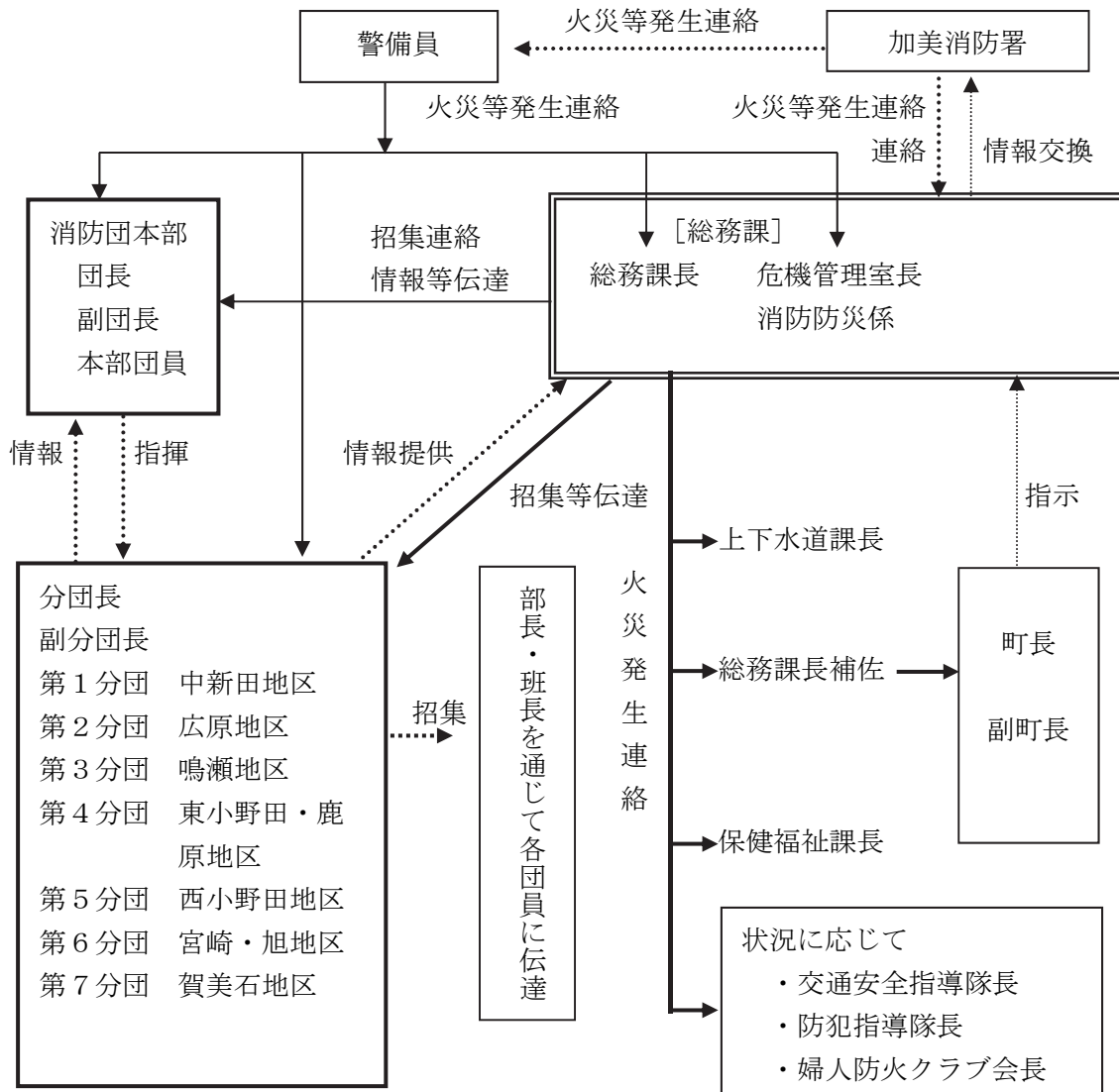
ニ 応援消防隊の案内

本部長（町長）の要請に基づき他の市町村等から応援消防隊等が来町するときは、誘導及び火災防ぎょ活動等の内容、部署位置、水利等の案内、連絡にあたる。

【 消防団への災害（火災）発生時の連絡体制 】

勤務時間外における連絡体制で、勤務時間内においても、これに準じる。

[勤務時間外 警備員の連絡先 →] [勤務時間内 総務課の連絡先 →]



7 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、町、県、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況

- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

【資料編】3-02-02「近隣の火山」

第3 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

また、通報を受けた町長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- イ 地象に関する事項 異常音響及び地変
- ロ 水象に関する事項
- ハ その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報の伝達系統

異常現象等の区分		連絡先（電話番号）	通報先（電話番号）
異常現象発見者	イ．地象に関する事項 [異常音響、地変]	加美町役場（63-3111） 小野田支所（67-2111） 宮崎支所（69-5111） 加美警察署（63-2311） 又は「110」 小野田駐在所（67-2011） 西小野田駐在所（67-2303）	◆気象に関する異常現象の場合 仙台管区気象台 業務課（022-297-8131） ◆県の機関 北部地方振興事務所 総務班（91-0716） 北部土木事務所 道路建設第二班（91-0748） 河川砂防第二班（91-0747） 道路管理班（91-0734）
	ロ．水象に関する事項	宮崎駐在所（67-5011） 賀美石駐在所（67-2546） 大崎広域消防本部（22-2351）又は「119」 加美消防署（63-2003） 西部分署（67-2369）	大崎保健福祉事務所 総務班（91-0707） 北部教育事務所 総務班（91-0738） ◆必要に応じて 隣接市町村 大崎市（23-2111） 色麻町（65-2111）
	ハ．その他、災害が発生するおそれがある現象		関係機関 東北電力（株）宮城県北営業所（24-9051） 東北電力ネットワーク（株）古川電力センター（24-9041） 東日本電信電話（株）宮城事業部 災害対策室（022-269-2248） 又は「113」

第3節 通信・放送施設の確保

〈主な実施機関〉

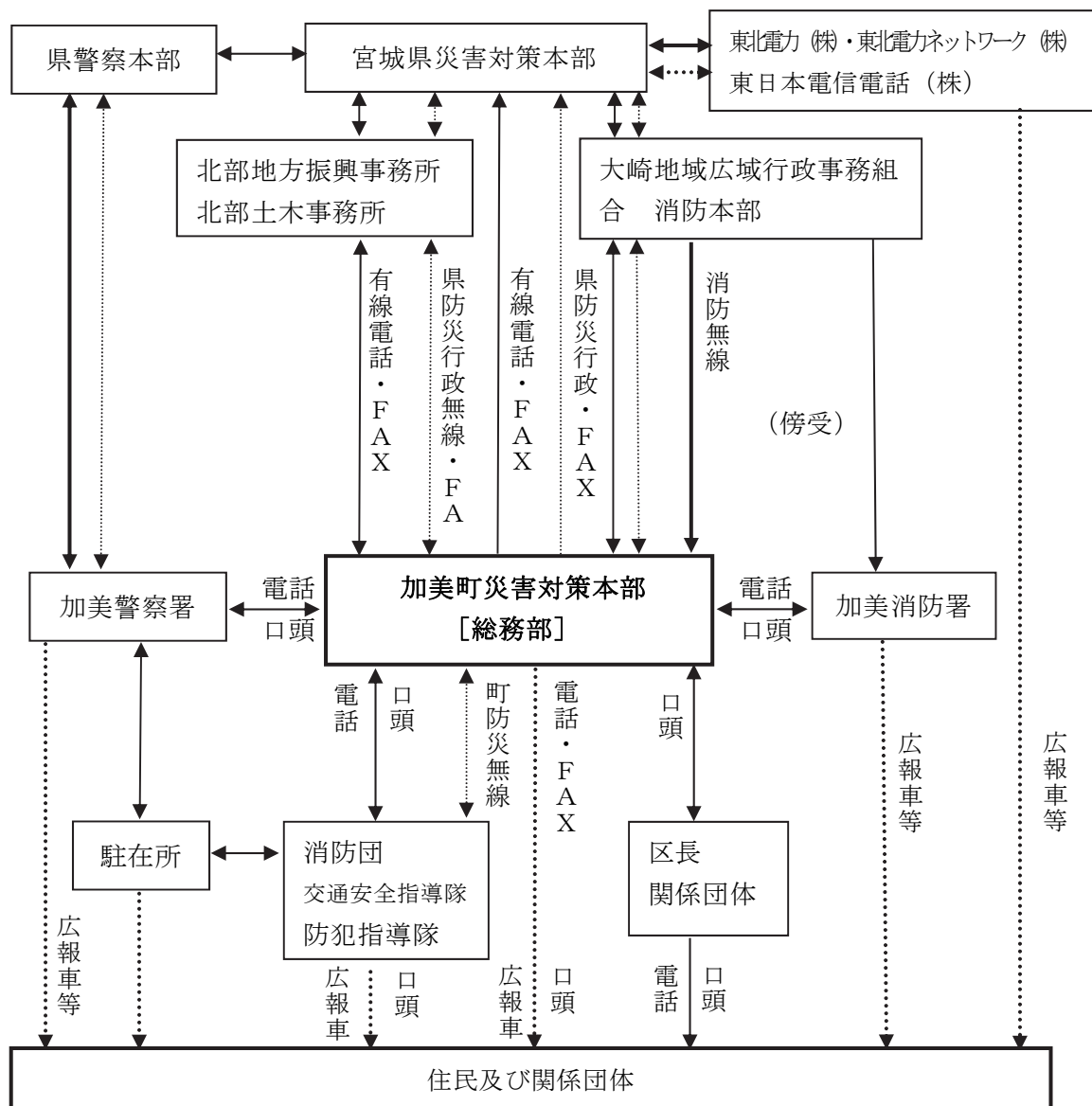
町災害対策本部（総務課、危機管理室、企画財政課、各支所、上下水道課）、
加美警察署、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集等に大きな影響が生じる。このため、町、県及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

【 防災関係機関等への通信経路 】

[→ 有線電話 無線電話 — 専用電話 広報車・口頭等]



第2 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- イ 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- ロ 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- ハ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- ニ 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ホ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
- ヘ 国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- ト 消防庁回線（消防防災無線）…総務省消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- チ 内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- リ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
- ヌ 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、主運用波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ル 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
- ヲ MCA無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
- ワ 非常通信…町、県及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- カ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
- コ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）
 - …災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。
 - 災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
- タ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

第3 町防災行政無線施設

- 1 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災無線等通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第4 非常時の通信の確保

災害情報の収集・伝達は、有線電話（N T T）を中心に行うが、災害時優先電話、防災無線、衛星携帯電話等に加えて、災害時優先携帯電話、災害用伝言板等多様な通信手段を確保する。電話回線のふくそう等により通信困難な場合、また電話通信施設に被害が生じ有線電話が使用できない場合は、次により通信を行う。

1 優先電話の使用

災害に関する緊急通信が必要な場合に、電話通信設備等の利用が制限されているときは、次の災害時優先電話（N T T）又は災害時優先携帯電話により通信を行う。優先電話は、電話回線のふくそう等が生じたときには優先的に通信（主に発信）が確保されるが、回線数が少ないため、主に県等防災関係機関との連絡に使用する。

2 衛星携帯電話の使用

有線電話、災害時有線電話回線が通信困難な場合は、役場本所、各支所に配備した衛星携帯電話を使用する。衛星携帯電話は平時において通話試験を実施し、災害時に使用できるように定期的な充電に努める。

3 非常通信の使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、有線通信を利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会に加入している機関（事務局 東北総合通信局）に対し、「非常通信」を依頼する。

非常通信を依頼する場合、次により行う。

イ 非常通信の要件

次に掲げるもの、又はこれに準ずる通信内容とする。

- (イ) 人命救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの。
- (ロ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (ハ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (ニ) 道路、電力配備、電話回線の破壊又は障害の状況、及びその修理復旧のための資材の手配、運搬要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- (ホ) 非常災害対策本部、防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(へ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

ロ 非常通信の依頼手続

東北総合通信局に対し、災害の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と付記する。

【資料編】6-02-01「非常通信依頼文（例）」

4 放送の要請

本部長（町長）は、災害に関してとるべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、知事を通じて放送局に対し要請を行う。

(1) 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

(2) 手続

次の事項を明らかにして、知事（復興・危機管理総務課）を通じ放送局に対し要請を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

イ 放送要請の理由

ロ 放送事項

ハ その他必要事項

5 急使の派遣

災害により通信が途絶した場合、若しくは通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じ自動車、バイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第4節 災害広報活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部）

第1 目的

町、県及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

町は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 町の広報

1 広報の内容

町は、地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報・避難場所に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報

- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (17) 相談窓口の設置に関する情報
- (18) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- (19) 町ホームページへの掲載による広報

2 広報の実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 行政無線等による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ、パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報班の派遣
- (7) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
- (8) 携帯メールや緊急速報メール
- (9) 大崎コミュニティFM放送等への情報提供
- (10) 臨時災害放送局の開設
- (11) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

第4 安否情報

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 防災活動体制

〈主な実施機関〉

加美町全職員、防災関連機関

第1 目的

災害等が発生した場合、町の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、県、防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 初動対応の基本的考え方

町、県及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3 町の活動

1 職員の配備体制

町内全域で相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととし、各配備体制の基準等については次のとおりである。

(1) 警戒配備（0号）

大雨、洪水等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるときなど配備基準に該当する場合、又は警戒本部設置前において、危機管理室長が必要と認めた場合、各部は、必要な人員をもって警戒配備（0号）体制を敷く。（詳細は各部の配備計画による）

(2) 特別警戒配備（1号）

大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、近隣の活火山に噴火警報（火口周辺）、（警戒事項：火口周辺危険）又は（警戒事項：入山危険）が発表されたとき、その他特に総務課長が必要と認めたときは、「加美町災害対策警戒配備要領」に基づき加美町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 非常配備（2号）

近隣の活火山に特別警報、噴火警報（居住地域）（警戒事項：居住地域嚴重警戒）が発表されたとき、若しくは、特に副町長が必要と認めたときは、「加美町災害対策警戒配備要領」に基づき加美町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町域に大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき、若しくは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときは、「加美町災害対策本部要綱」に基づき、加美町災害対策本部を設置し、非常配備（3号）体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 現地災害対策本部

本部長が特に必要と認めるときは、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支所等又は当該災害現場等に現地災害対策本部を設置する。

2 職員の動員体制

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については事前に各部でそれぞれの場合の動員計画について定めておく。

(1) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内において非常配備基準に該当する災害が発生又は発生するおそれがあることを覚知したときは直ちに災害対策本部体制を執る。その際、職員への伝達方法は庁内放送、口頭、電話連絡、職員ポータルサイト掲示板、登録制メール配信によるものとする。

(2) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、各々所定の職員は自主的に登庁し、配備につく。

3 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内（第一会議室）に置く。また、災害対策本部事務局は役場2階の危機管理室及び総務課に設置する。ただし、災害の規模、その他の理由により必要と認めた時は、本部長が指定する場所に設置する。

災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

(2) 実施責任者

災害対策本部の本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。

(3) 本部会議の設置と対策内容

本部長は、町の災害対策を推進するため、役場第一会議室において本部長、副本部長、本部員による本部会議を開催し、次の事項について基本方針を決定する。

本部会議は、町長が総括し、事務局は危機管理室長が行う。

また、本部長が必要であると認めた場合には、県の連絡員、町に派遣された自衛隊等の実働部隊責任者等に対し、本部会議への出席を要請する。

イ 災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること

ロ 災害救助法の適用に関すること

ハ 県、国、他都道府県及び市町村の応援に関すること

- ニ 現地災害対策本部の設置に関すること
 - ホ その他重要事項に関すること
- (4) 町の災害対策本部が設置される予定の役場庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水のおそれのない施設等において設置する。

【配備体制・配備基準（風水害その他）】

配備体制	本部体制	配備基準	参集職員の範囲	対応等	備考
警戒配備	0号配備	なし ※警戒本部準備体制	0号ー1配備 1 町域に大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 町域に大雨、洪水等の注意報が発表され、災害の発生に警戒を要するとき。 3 その他危機管理室長が必要と認めたとき。	危機管理室の職員 ※所要人員は危機管理室長の判断等による	1 情報等の収集 2 その他必要な対応 配備体制は危機管理室長の判断とする。
			0号ー2配備 1 町域に大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されたとき。 2 台風の接近による注意警戒を要するとき。 3 その他危機管理室長が必要と認めたとき。	本部員が所属する課（※1）の職員 ※所要人員は課長の判断等による ※配備した職員の人員を危機管理室へ報告する	
特別警戒配備	1号配備	警戒本部 [本部長：総務課長]	1 台風による災害が予想されるとき。 2 町域に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。 3 近隣の活火山に噴火警報（火口周辺）、（警戒事項：火口周辺危険）又は（警戒事項：入山危険）が発表されたとき 4 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	全ての課・所、館、教育委員会の係長等以上、及び、体制に必要な職員。 ※所要人員は各課長等が判断し召集する ※配備した職員の人員を総務課へ報告する	1 情報等の収集 2 警戒・巡視等 3 行政区等との連絡・調整 4 避難所の開設準備・職員配置 5 その他必要な対応
非常配備	2号配備	特別警戒本部 [本部長：副町長]	1 近隣の活火山に特別警報、噴火警報（居住地域）（警戒事項：居住地域嚴重警戒）が発表されたとき。 2 その他特に副町長が必要と認めたとき。	召集免除者を除く全職員	1 情報等の収集 2 避難所の開設 3 住民への情報提供・広報・周知 4 各関係機関等への連絡・調整 5 応急対策 6 その他必要な対応
	3号配備	災害対策本部 [本部長：町長]	1 町域に大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき。	召集免除者を除く全職員	1 災害対策本部を設置 2 災害対応を組織の全力を挙げて実施する

（※1）本部員所属課：総務課、小野田・宮崎支所、保健福祉課、建設課、産業振興課、町民課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課

(5) 災害対策本部の所掌事務

町災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおり。

- イ 災害情報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ロ 住民の不安を除くために必要な広報
- ハ 消防、水防その他応急措置
- ニ 被災者の救助、救護、その他の保護
- ホ 施設、設備の応急復旧
- ヘ 防疫その他の保健衛生
- ト 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- チ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- リ 県災害対策本部への報告、要請
- ヌ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ル 自主防災組織との連携及び指導
- ヲ その他必要な災害応急対策の実施

【資料編】1-02-05「加美町災害対策本部要綱」

4 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

5 市町村間での応援協定

町長は、応援協定を締結している千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市、大石田町に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

第4 消防機関の活動

被災市町村の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

洪水による水害が発生した被災市町村の水防管理者は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。

その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として加美消防署長の所轄の下に行動するものとし、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第5 交通安全指導隊・防犯指導隊

交通安全指導隊員及び防犯指導隊員の招集は、町長（危機管理室）の指示に基づいて各隊長が行い、加美警察署と連携しながら、交通の安全確保、避難誘導、防犯活動等の応急対策を実施する。

【資料編】3-03-06「防災関係機関・団体等連絡先」

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。

この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 町、県、国及び関係機関の連携

1 県と国機関との連携

県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。

また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

また、国が関係省庁、県又は市町村、ライフライン事業者等の代表者を一同に集めた連絡会議及び調整会議を開催する場合、県は、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

2 町と県との連携

大規模な災害が発生し、町が情報途絶した場合、県は「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

【資料編】3-03-07「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」

3 県による現地災害対策本部の設置

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

町は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

4 防災関係機関職員の派遣要請

町は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

5 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 ヘリコプター運用調整会

県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。

また、ヘリコプターを有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のためのヘリコプターの運用に関し、災害対策本部事務局内にヘリコプター運用調整グループを設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

第8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。

現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第6節 警戒活動

〈主な実施機関〉

宮城県北部土木事務所、町災害対策本部（総務課、危機管理室）、消防団、加美警察署、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

町、県及び防災関係機関は雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3 水防活動

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水警報の危険度分布等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、町及び県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係町及び警察署に通知するとともに住民に周知する。
- 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第4 土砂災害警戒活動

- 1 国又は県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を町長に通知し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。
また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の必要な措置を講じる。
- 3 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「非常に危険（薄い紫）」（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した）のメッシュが予め避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示を発令する。
また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「きわめて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した）のメッシュが予め避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに緊急安全確保を発令する。
- 4 町は、発令した避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第6 流木防止活動

関係機関は、河川において、洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第7節 相互応援活動

〈主な実施機関〉

加美町全職員、宮城県（総務部、復興・危機管理部）、県内市町村、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

町は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、原則として応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

（1）個別相互応援協定

町は、大規模災害が発生した場合には、必要に応じて、古川地方消防相互応援協定、災害時における宮城県市町村相互応援協定、宮城県広域消防相互応援協定、宮城県が締結している応援協定等、緊急消防援助隊、その他の応援要請又は依頼を行う。

また、遠隔地（山形県山形市、千葉県市川市）との相互応援協定についても、必要に応じて応援要請及び応援活動を実施する。

（2）県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

2 県への情報伝達

町は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、本町が被災しない場合においても、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 県による応援・受援活動

1 応援要請及び指示

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求める。また、必要に応じて県内市町村に対して、他の市町村を応援すべきことを指示する。

2 職員派遣の要請

県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の応急対策職員派遣制度等により必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。町が対象となった場合には、受け入れ態勢の整備を行うものとする。

※ プッシュ型支援とは：発災当初は、被災自治体において正確な情報把握に時間を要し、民間供給能力も低下すること等から、必要な物資量を迅速に調達することは困難であるため、国・県が被災自治体からの具体的な要請を待たずに人材等を派遣することをいう。

3 物資の供給

県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

町が対象となった場合には、受け入れ態勢の整備を行うものとする。

4 応急措置の代行

県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により、実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

5 応急復旧の要請等

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、国の指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や公共土木施設等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

町の施設が対象となった場合には、受け入れ態勢の整備を行うものとする。

6 災害対応の進捗状況の把握等

県の職員が町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう協力する。

第4 県内消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

県は、応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、必要があると認められるときは、代表消防機関に対し、宮城県広域消防応援基本計画の見直しを要請する。

1 宮城県広域消防相互応援協定

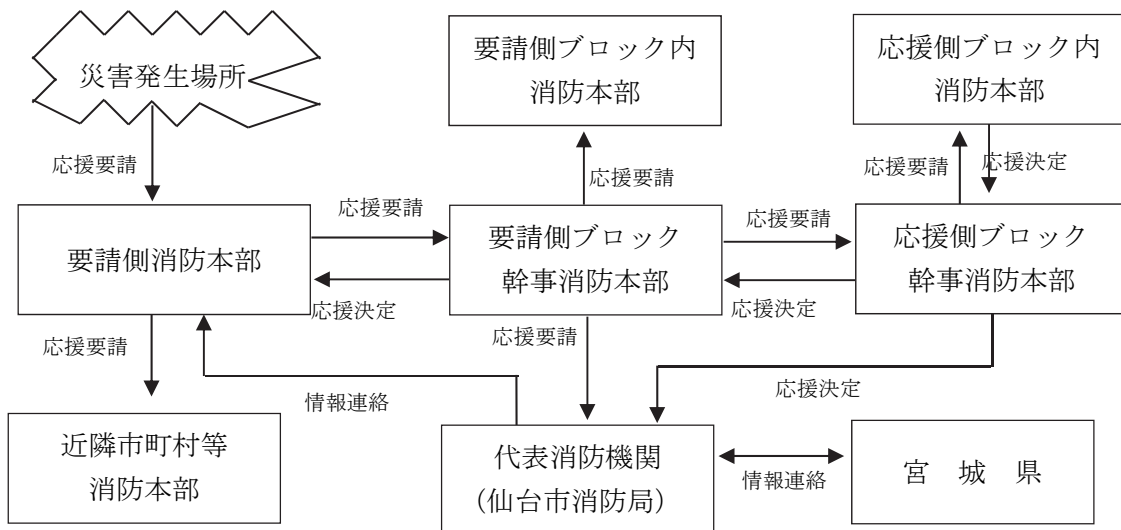
仙台市消防局、名取市消防本部、あぶくま消防本部、栗原市消防本部、登米市消防本部及び6広域消防本部等がその行政区域を越えて相互応援を行う。

イ 受援活動については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月15日施行）による。

ロ 応援要請を必要とする場合については、町長（災害対策本部長）が大崎地域広域行政事務組合消防本部消防長と協議し、必要により組管理者が代表消防機関（仙台市消防局）等に要請する。

ハ 応援部隊の受入れについては、「宮城県広域消防応援基本計画」及び「大崎地域広域行政事務組合消防受援計画」（平成14年4月1日施行）による。

宮城県内応援要請手順



【資料編】5-04-02「宮城県広域消防相互応援協定書」

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

1 消防庁への応援要請

知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請を行う。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないな

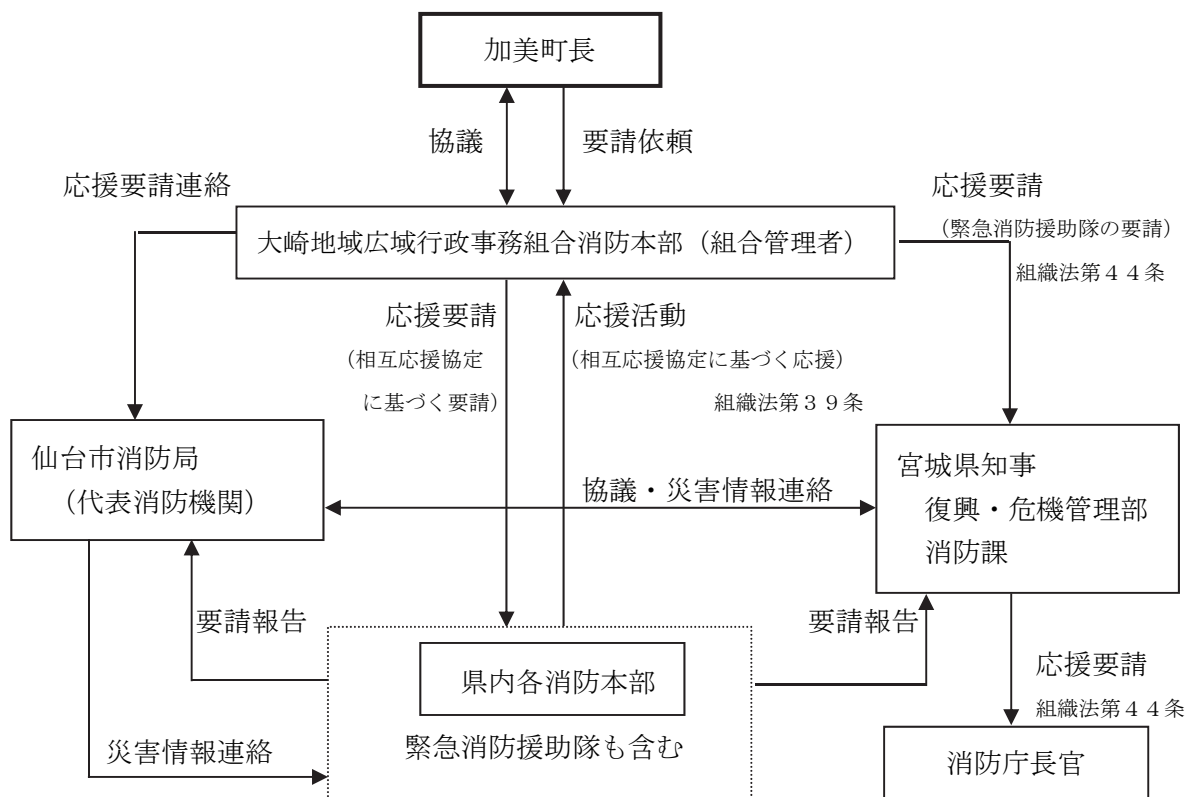
ど知事の要請を待ついとまがない場合は、知事の要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができる。

2 緊急消防援助隊の活動円滑化

県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。

大崎地域広域行政事務組合消防本部管内に地震等大規模災害が発生し、消防組織法第39条及び第44条の規定による応援を受ける場合は次のとおりである。

緊急消防援助隊（受援）要請要領



第6 広域的な応援体制

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第7 受入れ体制の確保

町及び県は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、町は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に

関する情報を提供する。

第8 他県等への応援体制

町及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。

第8節 災害救助法の適用

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（保健福祉課、総務課）

第1 目的

災害に際して、国は地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にある場合に行う。

適用基準は、以下のとおりである。

法の適用は、災害による町域の住家被害が次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合において、知事より指定される。

- （１）人口が15,000人を越え30,000人未満の本町の場合、町域の滅失世帯数（全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ）が50世帯以上のとき

＜参考＞人口21,943人・世帯数7,641世帯（令和2年国勢調査）

市町村人口	住家滅失世帯数
～ 5,000人 未満	30世帯
5,000人 以上 ～ 15,000人 未満	40世帯
15,000人 以上 ～ 30,000人 未満	50世帯
30,000人 以上 ～ 50,000人 未満	60世帯
50,000人 以上 ～ 100,000人 未満	80世帯
100,000人 以上 ～ 300,000人 未満	100世帯
300,000人 以上 ～	150世帯

- （２）県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。

- （３）住家滅失が次のような状態にあるとき。

イ 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（市町村の被害状況が特に救助を要する状態

にあること。)

ロ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

イ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

ロ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

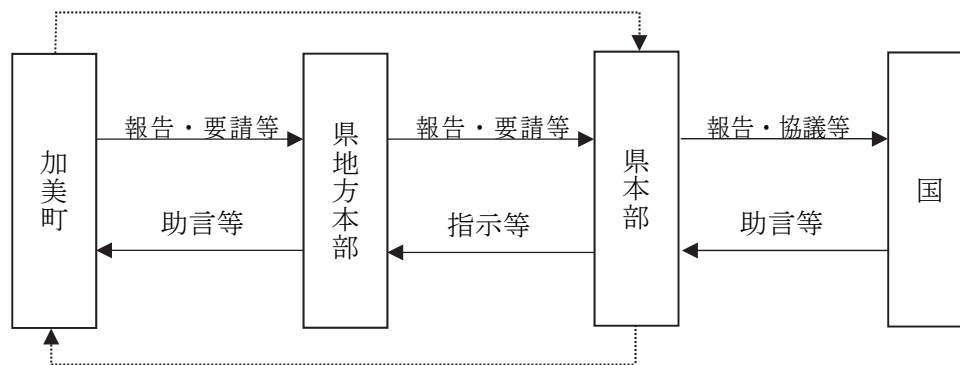
法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例 外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公 示 日 = 被害等が判明した日

(1) 福祉部は、災害対策本部総務部情報連絡班との連携のもと、町内の災害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

< 事務処理手順 >



(注) 点線は、緊急の場合のルート及び補助ルートとする。

(2) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を町長に委任する。

(3) 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、福祉部に報告し、福祉部は町の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正平成26年3月31日）

第3 救助の実施の委任

知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として次表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（町の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と町とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	町	全ての救助 (県から即時に委任（法第13条1項）)
	県	—
広域災害の場合	町	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任（法第13条1項）)
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任することができる。

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

【資料編】6-01-08「災害救助法」

第9節 自衛隊の災害派遣

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務課、危機管理室）

第1 目的

災害に際して人命又は財産の保護のため特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

町長（災害対策本部長）は、人命又は財産を保護するため、特に自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認めるときは、知事（復興・危機管理総務課）等に対し、速やかに自衛隊法第83条の規定による要請について、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。派遣の依頼は総務部（総務課）が担当する。

第2 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

- （1）町は自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。

この場合、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

また、町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合、町長は速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

- （2）自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産を保護するため、特に必要があると認めるときであり、おおむね次の場合である。

- （1）災害の発生による人命又は財産の保護が必要と認められるとき
- （2）給水支援（緊急を要し、他に適当な手段がないとき）
- （3）事故車両の引き上げ（直接人命に関係するとき）
- （4）病人、医薬品等の緊急輸送（緊急を要し、他に手段がないとき）

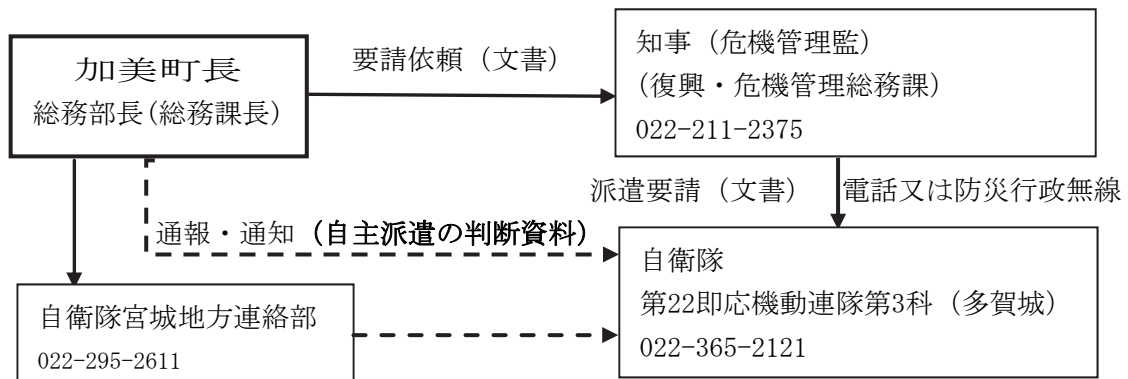
- (5) 遭難事故の救出（緊急を要し、他に手段がないとき）
- (6) 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫
- (7) 交通路上の障害物の排除（放置すれば、人命又は財産に関係するとき）
- (8) その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

4 要請の手続き

町長（担当、総務課）は、知事（復興・危機管理総務課）に対し、自衛隊の災害派遣要請を文書により依頼する。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話、防災無線により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

派遣要請系統図



また通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの指定部隊等の長に通知するものとし、この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

最寄りの指定部隊	部隊の長
第22即応機動連隊機動戦闘車隊（陸上自衛隊大和駐屯地） 022-345-2191	大隊長

【資料編】6-01-01「自衛隊法」

【資料編】6-02-02「自衛隊災害派遣要請（依頼、撤回）様式」

第3 町と県及び自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡幹部等の派遣

大規模災害発生時、自衛隊は、町及び県の災害対策本部等に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、町及び県、関係機関（警察、消防等）等と被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行う。

2 自衛隊の災害派遣に係る町の対応

- (1) 自衛隊の災害派遣に係る町の窓口は総務課危機管理室（林野火災については県消防課）とする。

- (2) 町は、災害対策本部を設置した場合、自衛隊の連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要な情報交換等を行う。
- (3) 町は、連絡幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおり。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 要救助者等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- (6) 道路の啓開：道路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町職員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること

- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

第5 派遣部隊の受入れ体制

町への災害派遣が決定された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、総務課長は速やかに受入れ体制を整える。

1 連絡調整者の指定及び連絡調整の場の提供

町長は、自衛隊の災害派遣の間、総務課の職員の中から連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。また、町役場内に、他の防災関係機関との連絡調整の場を設置する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。宿営地については、さわぐら公園及び役場職員駐車場とする。

4 作業内容の調整

町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備及び施設の使用に際して管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポートの設定

- (1) 臨時ヘリポート設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- (2) 町のヘリポート適地箇所は、あゆの里運動公園、小野田ふれあいの岸部公園、陶芸の里スポーツ公園運動場であり、臨時ヘリポートの場所は、状況に応じ町長がその都度決定する。また、臨時ヘリポートとして使用する場合は、広報車又は口頭で周知を行い、周辺地域の安全を確保する。

[第3章 災害応急対策 第12節 交通・輸送活動 参照]

【資料編】2-18-06「臨時ヘリポートの適地場所」

- (3) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。
- また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

(4) 危険予防の処置

- イ 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- ロ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意し、散水等の措置を講じる。

6 車両駐車地区

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
あゆの里運動公園	字住吉地内外	町長	1, 0 0 0 台	0229-63-3111

7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第6 派遣部隊の撤収

派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、町長及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第10節 救急・救助活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部員）、消防団、大崎地域広域行政事務組合消防本部、加美警察署、加美郡医師会、日赤加美支部、自主防災組織

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、県及び防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般の住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 救出・救助活動

1 町の活動

(1) 町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。

また、これらの状況については、速やかに県に報告する。

(2) 町は、住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

(3) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

(4) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

2 警察の活動

(1) 加美警察署は、救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。

(2) 加美警察署は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊の出動を要請する。

(3) 加美警察署は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動等を行う。

3 消防機関の活動

大規模な災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

(1) 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに

早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。

また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

4 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住地区において建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動について現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第3 惨事ストレス対策

捜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 感染症対策

捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用、手指消毒等の標準予防策等を徹底するものとする。

第11節 医療救護活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部員）、加美郡医師会、公立加美病院、
大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町、県及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 災害時の医療

災害時の医療は、不特定多数の傷病者に対し、限られた人員・機材・医薬品等で救命行為を行うことになるが、時間の経過とともに救命率も低下するため、短時間に効率的な救護を行う必要がある。

このため、公立加美病院と連携して、初期段階で治療の優先順位を決めるトリアージにより、負傷程度に応じた迅速で適切な応急治療を行い、必要に応じ速やかに救急医療機関等へ搬送する。

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

第3 町の医療救護体制

1 医療救護担当部門の設置

- (1) 町は、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- (2) 町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、加美郡医師会、公立加美病院及び大崎市民病院等に医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

2 町の医療救護活動

町は、宮城県の地域災害医療本部の支部である大崎支部が県北部保健福祉事務所（大崎保健所）に設置されること、災害拠点病院（宮城DMA T指定病院）は基幹が国立病院機構仙台医療センター、地域が大崎市民病院となることを前提として、災害時の医療救護体制をとる。

(1) 医療機関の状況把握

福祉部は、町内の医療機関、大崎市民病院の被害及び活動状況、町内の人的被害状況、医療ニーズ等について早急に把握する。

また、北部保健福祉事務所と密接に連携し、隣接市町村等の医療機関の活動状況の把

握に努める。町内の医療機関の活動状況については、速やかに住民に周知する。

(2) 救護班の編成

本部長（町長）は、災害の状況により必要と認めるときは、公立加美病院を中心に加美郡医師会に協力を要請し、町内の医療機関の医師、看護師等により医療救護班を編成し、医療救護に当たる。また、町内の医療機関のみでは対応できないと認められるときは、速やかに県（北部保健福祉事務所）及び日本赤十字社宮城県支部等に対し、医療救護班の派遣要請を行う。医療救護班は、医薬品及び衛生材料等を携行し、救護活動を行う。

(3) 救護班の業務内容

救護班の業務内容はおおむね次のとおり。

- ・ 傷病者に対する応急措置
- ・ トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいて分類）
- ・ 救急医療機関への移送の要否、及び移送順位の決定
- ・ 輸送困難な患者、軽傷者等に対する医療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認

3 加美郡医師会の活動

(1) 加美郡医師会は、加入医療機関の被害状況等を把握するとともに、福祉部（保健福祉課等）及び県（北部保健福祉事務所）と密接に連携し、速やかに医療救護活動及び防疫・保健衛生の指導を行う。

(2) 加美郡医師会は、県医師会と宮城県とが締結した「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、医療救護班を編成し、他の団体等と協力して医療救護活動を行う。

4 日本赤十字社宮城県支部との連携

町は、日本赤十字社宮城県支部と密接に連絡を行い、救護班を編成し、医療救護活動を実施する。救護班長は、町の災害対策本部と協議し、適当な場所に救護所を開設し応急救護等を行う。

日本赤十字社宮城県支部長は、災害救助法の発令のない場合においても、支部独自の判断と責任において、必要な救護班を派遣し、関係機関と連携し救護活動に当たる。

5 救護所の設置

(1) 町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、救護所を設置・運営する。

(2) 町は、設置した医療救護所の場所を本町の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。

(3) 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

- (4) 救護所は、被災地付近又は避難場所となる町内の学校等に設置することとし、災害の状況により本部長（町長）がその都度決定する。福祉部（保健福祉課等）は、設置場所となる各学校の校長、土地の所有者等の協力を得て開設するとともに、各福祉センターの施設は要配慮者用の救護施設として受入れ準備を行う。
- (5) 町内の歯科診療所が被災し、歯科診療を行うことができないときは、大崎歯科医師会と連携し、必要に応じ歯科救護所を設置する。災害時には傷病者が特定の医療機関に集中するため、住民に対し、各医療機関の診療状況を周知する。また救護所を開設したときは掲示板の設置、及び広報車等により広報を行う。

【資料編】2-18-05「救護所設置予定施設」

第4 医療救護の対象者

医療救護は次の者を対象として行う。

- (1) 応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、被害のため医療の途を失った者。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日から7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者。

第5 医薬品等の確保

福祉部（保健福祉課等）は、医療救護活動のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足すると認められるときは、町内の薬局等関係業者から調達する。また、本部長（町長）は、町内で調達できないと思われるときは、地域災害医療支部又は隣接市町村長に対し調達のあつせんを依頼し、確保する。

第6 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。重傷者については応急手当の後、地域災害医療センター（大崎市民病院等）に搬送する。

2 搬送の実施

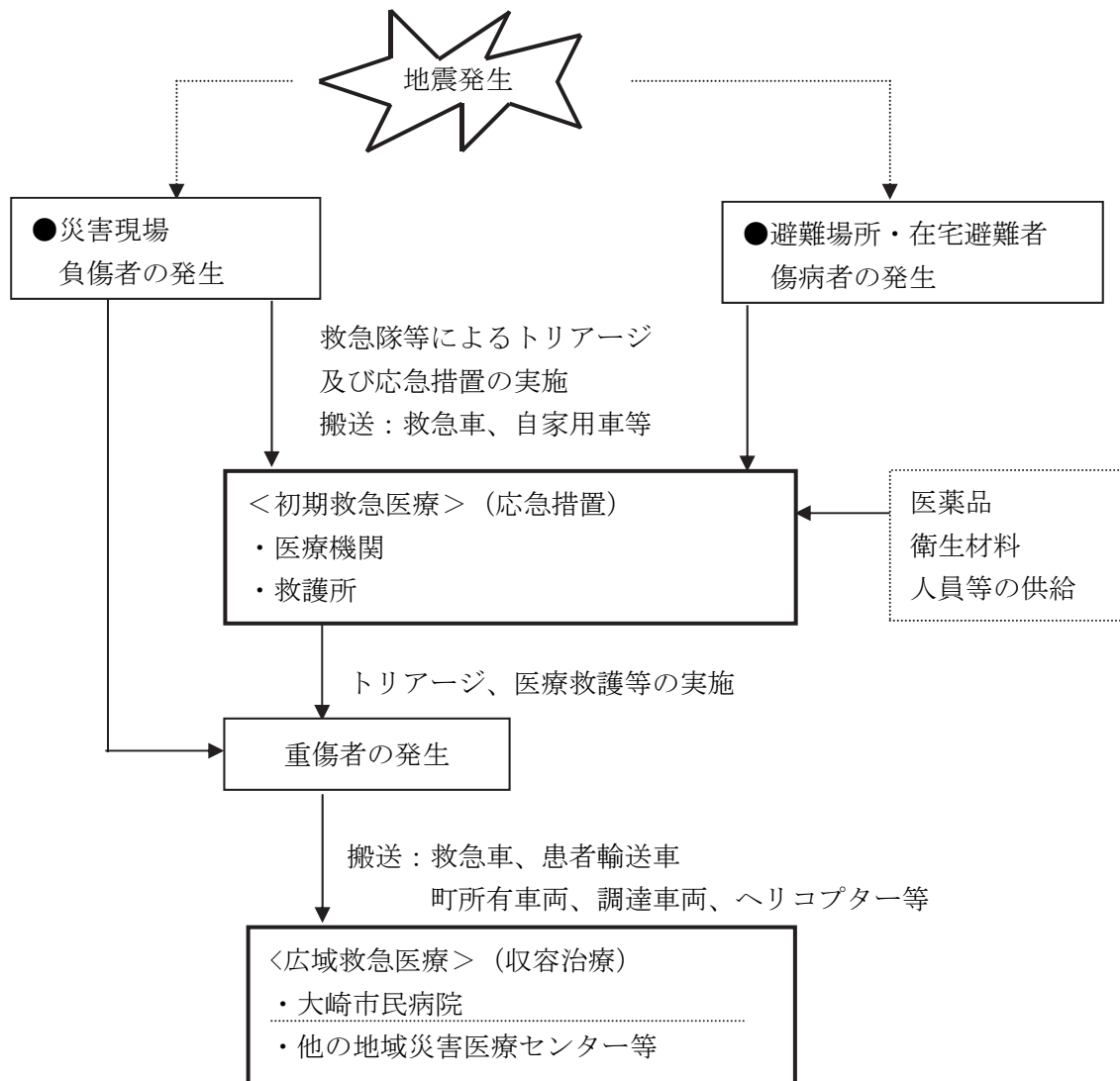
- (1) 災害時後方支援病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、町又は県に要請する。
原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町が、医療施設又は救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び町が対応する。
- (2) 福祉部（保健福祉課等）は、県（北部保健福祉事務所）及び大崎地域広域行政事務組合消防本部（加美消防署）と密接に連携し、隣接市町村も含めた救急医療機関等の受入れ状況について把握し、救急車及び患者輸送車両等により搬送する。搬送車両が不足する場合は、町所有車両、若しくは民間輸送業者・団体等の協力を得て、搬送車両及び運転者を確保し、加美警察署に道路状況等を確認しながら搬送する。
- (3) 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、県に対し、県及び自衛隊所有のヘリコプター等の協力を要請する。

【資料編】2-18-03「医療機関等一覧」

【資料編】3-11-03「町保有車両等」

【資料編】5-03-01「宮城県広域航空消防応援協定書」

【 災害時の医療救護体制 】



第7 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関又は県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、本町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を必要に応じて本町災害対策本部に提供する。
- 5 県は、町が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第12節 交通・輸送活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部、(公社)宮城県トラック協会大崎支部、ヤマト運輸(株)宮城主管支店、災害協定締結企業

第1 目的

大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

第2 緊急輸送活動

1 輸送の優先順位

町は、輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災及び応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- イ 救急・救助活動の従事者及び医薬品等の物資
- ロ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ハ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料、飲料水、燃料等生命の維持に必要な物資
- ハ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

(4) その他関連措置

- イ 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- ロ 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。
- ハ 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

第3 町の活動

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、協定締結先の(公社)宮城県トラック協会大崎支部等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

1 緊急輸送に関する協定締結状況

協定等名称	協定団体名	協定内容等
災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部	災害時の生活救援物資等の緊急輸送
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸(株)宮城主管支店	災害時の緊急物資輸送及び物資拠点施設の運営

【資料編】5-06-11「災害時における緊急物資の輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書」

【資料編】5-06-12「災害時における緊急物資の輸送に関する協定書」

2 緊急輸送に必要な車両等の確保

緊急輸送に必要な車両について、次のとおり確保する。

(1) 町保有車両の確保

車両の調達、管理は環境安全部が管理各課と調整し行う。

【資料編】3-10-03「町保有車両内訳」

【資料編】3-11-03「町保有車両等」

(2) 町保有車両以外の輸送力の確保

町保有車両等により応急措置の輸送力を確保できないとき、環境安全部は次により町保有以外の輸送力を確保する。

イ 陸上運送業者の自動車

あらかじめ災害協定を締結した緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。緊急を要する場合は口頭で協力を要請し、その後文書を送付する。

ロ 緊急輸送の依頼

町内で自動車等の確保が困難、又は不足する場合に、災害の救助、その他公共の福祉を維持するため緊急物資の輸送が必要なときは、知事又は隣接市町村長に対し、次の事項を明らかにして輸送の要請を行い、輸送力を確保する。

- ・ 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ・ 輸送を必要とする区間
- ・ 輸送の予定日時
- ・ その他必要な事項

ハ 燃料の確保

町災害対策本部は、協定先である宮城県石油商業協同組合加美支部、丸か建設株式会社給油部、ペトラス加美店に対し、緊急通行車両等の燃料を優先的に供給するよう依頼する。

【資料編】5-06-08「災害支援協力に関する協定」

【資料編】5-06-09「災害支援協力に関する協定」

【資料編】5-06-10「災害支援協力に関する協定」

二 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等、鉄道輸送が適切な場合は、JR古川駅に要請し、輸送力を確保する。

ホ 航空機輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要になったときは、県防災ヘリコプター又は自衛隊航空機の確保について、知事に要請する。

【資料編】5-03-01「宮城県広域航空消防応援協定書」

【資料編】2-18-06「臨時ヘリポートの適地場所」

3 輸送力の配分

輸送力の配分は環境安全部が担当し、各災害対策部長等からの要請に基づき配分する。各災害対策部長等は、必要とする輸送力の目的、種類、数量、輸送区間、輸送予定日時等を明確にし、環境安全部に要請する。

4 応急救助のための輸送基準

(1) 対象

応急救助に必要な輸送の対象は、おおむね次のとおり。

- ・ 被災者を避難させるための輸送
- ・ 医療及び助産のための輸送
- ・ 負傷者等の救出のための輸送
- ・ 飲料水供給のための輸送
- ・ 救済用物資の輸送
- ・ 行方不明者等の搜索のための輸送
- ・ 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送

5 費用及び期間

輸送に要した費用は、町で定める基準で負担し、期間は各救助種目別で定められている救助期間の範囲内とする。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

第4 陸上交通の確保

町長及び知事等の道路管理者は、管理路線について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- (1) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

2 道路状況の把握

建設部及び環境安全部は、加美警察署及び行政区長等と連携協力しながら、災害発生後直ちに道路施設等の巡回調査を行い、道路、橋りょう等の被害状況を把握するとともに応急復旧を行う。

また、国道県道の被害情報は、県（北部土木事務所道路管理班）に通報を行う。道路管理者は、行政区長、交通安全推進協議会委員、交通安全指導隊員、交通安全協会、交通安全母の会、地域住民、運転者に対し、道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう常に啓3蒙する。

3 主要道路の優先確保

県は町内の次の国・県道を緊急輸送道路として定めており、この道路は優先的に確保される。

建設部及び環境安全部は、この緊急輸送道路と町の災害対策本部、避難所、救援物資等集積所、応援隊等引受場所、臨時ヘリポート等の防災重要拠点とを結ぶ主要道路について、町内の建設業者等の協力を得て、優先的に盛土作業、仮舗装、仮橋の建設等の応急工事及び障害物の除去を行う。

【資料編】2-20-02「指定緊急輸送道路」

4 障害物の除去等

- (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。
- (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

5 通報連絡

電力、通信、上下水道、その他道路占用工作物の被害による道路被害が発見された場合には、直ちに関係機関に通報を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

関係機関連絡先	電話番号
東北電力（株）宮城県北営業所	0229-24-9051
東北電力ネットワーク（株）古川電力センター	0229-24-9041
東日本電信電話（株）宮城事業部	113 又は（固定電話以外からは0120-444-113）
N T T ドコモ東北	022-752-5324 災害対策室
加美町上下水道課	0229-63-3954

6 関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

7 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があるため、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。加美警察署長は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確

に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地内への車両の流入と走行の規制

(イ) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

ロ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

ハ 道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう、道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

二 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記ロ、ハの措置を取ることができる。

ホ 関係機関等との連携

加美警察署、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

8 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。

イ 車両番号標に標示されている番号

ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

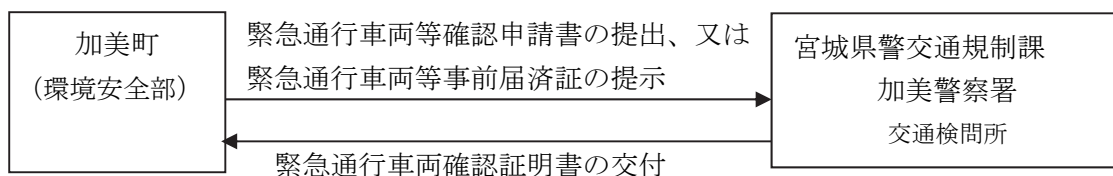
ハ 使用者の住所、氏名

ニ 出発地

ホ その他参考事項

(2) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行ったときは、車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。



【資料編】6-02-03「緊急通行車両等事前届出書等様式、標章」

第13節 ヘリコプターの活動

〈主な実施機関〉

宮城県、自衛隊、町災害対策本部（総務課）、加美警察署、
大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等広域的・機動的な活動を行う。

迅速な応急対策を実施するために必要と認めるときは、ヘリコプターの活動要請を行う。

第2 活動要請

防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県、仙台市、県警察、海上保安庁、自衛隊が所有するヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県等の応援ヘリコプターによる支援が可能となる。ヘリコプターの要請は、町長が知事又は直接所有者に対し行うが、有効に活用するため関係機関等と連携するとともに、受入れ体制等を整備する。

航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- ・ 航空機使用の目的及びその状況
- ・ 機種及び数量
- ・ 機関及び活動状況
- ・ 発着地点及び目標地点

第3 活動内容

災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送

- 8 住民に対する避難指示等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点

総務部（総務課）は、大規模災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、施設の管理者及び関係機関と連携し、活動拠点を早急に確保する。

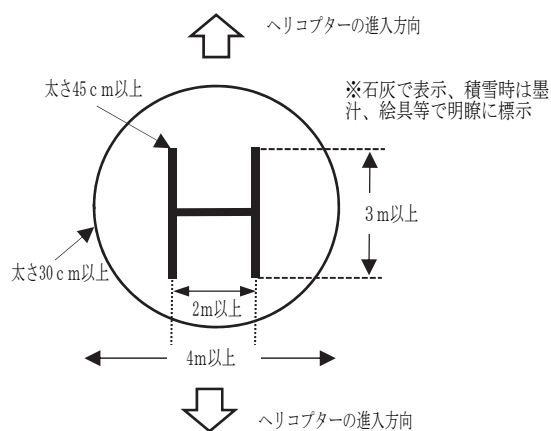
ヘリポートは、臨時ヘリポート適地場所の中から、災害の状況及び避難場所としての重複利用をできるだけ避けるなどを考慮し、町長が決定する。ヘリコプターの離着陸時には、十分に安全対策を講ずる。

【資料編】2-18-06「臨時ヘリポートの適地場所」

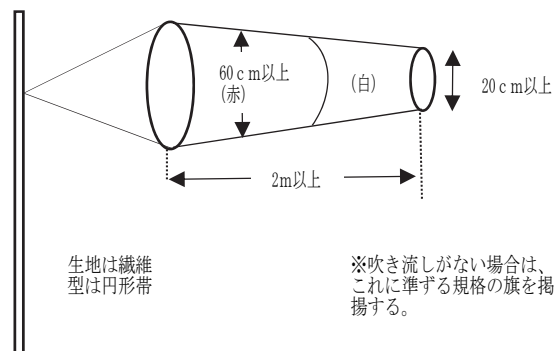
1 着陸地点の表示

着陸地点には、ヘリコプターから視認できる次の着陸マーク（Hマーク）を石灰等で風向きと平行に表示する。ヘリポートの近くに、風向き、風速が上空から判定できるよう吹流しを掲揚する。必要な場合は、緊急発煙筒等により、着陸地点の識別を容易にする。

<Hマークの基準>



<吹流しの基準>



2 危険予防措置

着陸地点及びその周辺等への立入りを制限する。

また、砂塵が発生しやすい場所では、ヘリコプターの進入方向に留意しながら散水等の措置を講ずる。

第5 県防災ヘリコプター

1 緊急運行の要件

宮城県が所有する防災ヘリコプターの緊急運行は、原則として次の要件を満たす場合に行う。

(1) 公共性

災害から、住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行なわなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動ができない、又は活動ができない場合)

2 緊急運行基準

防災ヘリコプターの運行は次の活動を基準として運行する。

- ・ 災害応急対策活動
- ・ 救急活動
- ・ 救助活動
- ・ 火災防ぎょ活動
- ・ 広域航空消防防災活動

第6 自衛隊ヘリコプター

自衛隊ヘリコプターの要請は、町長が知事に対して行い、要請方法等は、「第9節 自衛隊の災害派遣」(応急-42)による。

第14節 避難活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部、消防団、加美警察署、大崎地域広域行政事務組合消防本部、宮城県、自衛隊

第1 目的

災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等）

（1）リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

イ 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

ロ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

（2）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

警戒レベル5 緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※ 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2 高齢者等避難

- 1 町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。

このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2 土砂災害

平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨する。

3 夜間に備えた対応

前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において高齢者等避難等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第3 避難の指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。

また、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難情報の区分及び発令基準

災害対策基本法第56条及び第60条に基づく避難情報の発令は、次の区分により実施する。

災害種別		高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
洪水	水位周知 河川 【鳴瀬川】 【多田川】	①避難判断水位（鳴瀬川 6.80m、多田川 2.10m）に達し、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれる場合 ②水位観測所の水位が氾濫注意水位（鳴瀬川 6.15m、多田川 1.85m）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合	①氾濫危険水位（鳴瀬川 7.50m、多田川 2.40m）に到達した場合 ②水位観測所の水位が避難判断水位（鳴瀬川 6.80m、多田川 2.10m）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ③災害の発生が想定される場合 ④河川の水位が、堤防高を超える場合	①災害（決壊や越水・溢水）が発生した場合
	その他の 河川 【田川、名蓋川、境堀川、深川などの河川】	①洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表されて、24時間に100mm程度の雨量を観測し、さらに降雨が続くと見込まれる場合 ②洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出た場合 ③越流等により危険を及ぼす可能性があるとは判断した場合	①近隣で浸水を確認し拡大している場合 ②洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表されて、1時間に30mmを超え、24時間に100mm程度の雨量が観測され、さらに降雨が続くと見込まれる場合 ＜避難指示＞緊急的に又は警戒レベル3に重ねて避難を促す場合に発令 ③近隣での浸水の発生が想定される場合	①近隣での浸水が床下に及んでいる場合 ②災害（決壊や越水・溢水）が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

災害種別	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
土砂災害	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合

2 避難の指示等を行う者

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を行う者

- イ 町長（災害対策基本法第60条）
- ロ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ハ 海上保安官（災害対策基本法第61条）
- ニ 水防管理者（町長、町水防事務組合管理者、水防予防組合管理者〔水防法第29条〕）

- ホ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
〔自衛隊法第94条〕）

（2）警戒区域の設定権者

- イ 町長（災害対策基本法第63条）
- ロ 警察官（災害対策基本法第63条）
- ハ 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- ニ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
- ホ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

3 町長、知事の役割

町長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の指示等を行う。

また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示等を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難指示を発令することを検討する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

4 洪水等に係る知事の指示

知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに町長に状況を伝え、町長は、住民に対し避難するよう指示する。

5 警察の役割

- （1）警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- （2）警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

- (3) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第4 避難の指示等の内容及び周知

- 1 町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 町長等が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 避難先
 - (3) 避難経路
 - (4) 避難の指示等の理由
 - (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示等をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

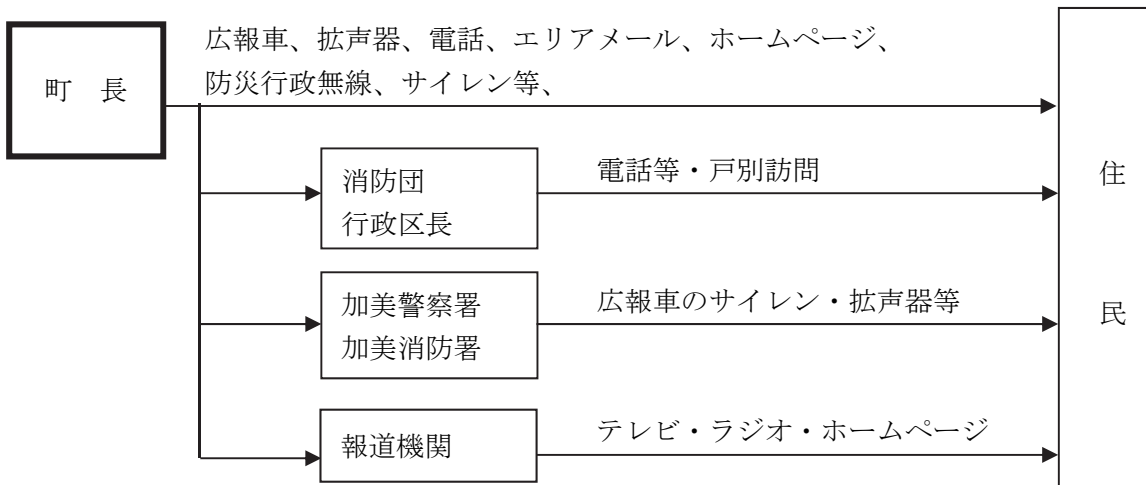
(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、緊急速報メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

住民等への周知方法



(2) 関係機関の相互連絡

町、県、警察及び自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難情報発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

イ 警察署長は、市町村長が行う避難の指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

ロ 警察は、避難の指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第5 避難誘導

- 1 住民等の避難誘導は、町地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し「緊急安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

- 2 町は、消防職団員、水防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

- 3 県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第6 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第7 避難所の開設及び運営

本部長（町長）は、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

1 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。
- (4) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

イ 適切な運営管理の実施

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求

める。

ロ 管理者の設置

町は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ハ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ニ 自主防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

ホ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、それぞれの避難所で受け入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 避難所の環境維持

イ 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ロ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理 状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ハ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ニ 感染症対策

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を保健福祉担当部局と共有する。

(3) 男女共同参画

イ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ロ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ハ 女性・子供等への配慮

町は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ニ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 県による支援

イ 避難所開設状況の把握

県は、町からの報告により避難所開設の状況を把握する。

ロ 県が管理する施設での対応

県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。

(5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。

この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行う

よう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(6) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(8) 住民以外の避難者の受入

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

第8 避難情報の発令等による広域避難

- 1 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第9 避難長期化への対処

- 1 町は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 町は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。
- 3 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 4 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

- 5 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

町は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

第11 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

県は、町や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

3 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。

4 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

町からの広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第12 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所等での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第15節 応急仮設住宅等の確保

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（建設課、町民課、保健福祉課、総務課、ひと・しごと推進課）

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

（1）県の対応

イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき（一社）プレハブ建築協会の協力を得や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得て速やかに整備する。整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保

県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて政府本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

（2）町の対応

町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、町自ら整備する。

【資料編】2-22-05「応急仮設住宅建設候補地」

2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

（1）管理体制

県は応急仮設住宅の適切な管理運営を行うが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である町に管理を委任する。

町長に委任した場合は、知事と町長との間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

イ 安心・安全の確保に配慮した対応

(イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

(ロ) 街灯や夜間照明等の工夫

(ハ) 夜間の見回り（巡回）

ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応

(イ) 交流の場づくり

(ロ) 生きがいの創出

(ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

(ニ) 保健師等による巡回相談

(ホ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

ハ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

(イ) 集会所の設置

(ロ) 仮設スーパー等の開業支援

(ハ) 相互情報交換の支援

(ニ) 窓口の一元化

ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

(イ) 運営における女性の参画推進

(ロ) 生活者の意見集約と反映

第3 公営住宅等の活用等

町及び県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するのとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

1 県の対応

- (1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるなどの取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び町と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。
- (2) 県は、平常時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて町との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。
- (3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。
- (4) 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

2 町の対応

町は、基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第5 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第6 住宅の応急修理

町は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第7 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第16節 相談活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部及び関係各課）、宮城県（総務部及び関係部局）

第1 目的

大規模な災害時において、町は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

第3 専門職による相談の実施

町は、災害発生直後から生じる相談需要の増加に対応するために必要であると認める場合は、県に対し各種法律相談や専門性を要する相談業務の応援を要請する。

県は、宮城県災害復興支援士業連絡会との間に締結した「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書」に基づき、町が設置する総合相談窓口への派遣等を行い、町民等の相談等に迅速かつ的確に対応する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（福祉部（保健福祉課等）、経済部（産業振興課等））

第1 目的

大規模災害発生時には、特に要配慮者、外国人、旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、町、県、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

また、地域住民は普段から、災害時に救援を要すると思われる避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時には、行政区役員及び民生・児童委員、自主防災組織等と協力し、支援活動を行う。

第2 高齢者、障がい者等への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

（1）社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

（2）社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

2 支援体制の確立と実施

（1）施設等従事者及び必要物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(2) 緊急支援

イ 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施

町及び県は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

ハ 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

ニ 多様な避難所の確保

町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ホ 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

イ 支援体制の確立

町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。

特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

ロ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ハ 専門職による相談対応

町及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

ニ 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障がい者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、町の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人への支援活動

町及び県は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 町は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 3 町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 4 町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。
- 6 県は、通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じ、町に通訳者を派遣する。
また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、他都道府県・地域国際化協会・国際交流団体・大学等に通訳者の派遣を要請する。
- 7 県は、在日大使館等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について、町や関係機関の協力を得て調査し、回答する。
また、外国人の被災が確認された場合は、直ちに母国の在日大使館に連絡する。

- 8 町及び県は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第18節 愛玩動物の収容対策

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（環境安全部（町民課等））

第1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会等関係団体に協力を要請し、被災動物の救護や応急措置を講じる。

【資料編】5-01-01「災害時における防災協定等締結状況一覧表」

第2 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他の必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力し避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の要請
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 県への連絡調整及び支援要請

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部・各班）、加美よつば農業協同組合、町社会福祉協議会、
加美商工会

第1 目的

町は、大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

大規模災害時には、「自助」と「共助」を原則としたうえで、必要に応じて、避難場所及び避難所ごとに避難者数、避難の状況、要望品目等について速やかに把握し、町の備蓄物資を供給するとともに、不足する品目、数量等については早急に調達し、供給する。

なお、被災状況の程度や避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料・物資等調達体制の整備

1 調達計画の立案

町は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）の、早期の調達計画の立案に努める。

2 多様な避難者への対応

町は、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

3 県によるプッシュ型の物資提供の受入れ

県は、町における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに町に対する物資の確保及び輸送を行うこととしている。

このため、町は、中新田郵便局、ヤマト運輸等との協定に基づき、これらの物資の円滑な受け入れと配送ができるように必要な体制を整備する。

4 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所を定めておく。

【資料編】3-18-04「調達・救援物資の集積場所、供給場所」

第3 流通在庫備蓄

町は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

1 協定締結事業者への要請

被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対し、文書又は口頭により物資の調達要請を行う。

2 県への要請

町内業者の流通在庫備蓄状況を把握し、必要と認めた場合は、県に対して応援を要請し、県があらかじめ締結している協定に基づき調達を行う。

第4 食料

1 食料の調達・供給

(1) 地域住民による「自助」「共助」

町には農村地帯もあり、また、地下水等豊富な水源を有していることに鑑み、住民は、最低でも3日分の食料及び飲料水の備蓄に努め、地域住民同士で相互に助け合うなど「自助」と「共助」による調達・供給に努めることを基本とする。

(2) 町による調達・供給

本部長（町長）は、必要があると認められるときは、備蓄又は調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。

食料の調達は経済部（産業振興課等）が担当し、供給は福祉部（保健福祉課等）が担当する。その際に災害協定を締結している中新田郵便局、ヤマト運輸等に必要な要請を行うとともに、避難所等の管理責任者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て公平に配分する。

(3) 日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

2 米穀

(1) 調達

県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

イ 応急用米穀

（イ）県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対

し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した米穀小売業者等。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

（ロ）また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。

ロ 災害救助用米穀

（イ）県は、町からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。

（ロ）町は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。

（2）供給

イ 応急用米穀

（イ）県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を町に供給する。

（ロ）町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

（ハ）町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

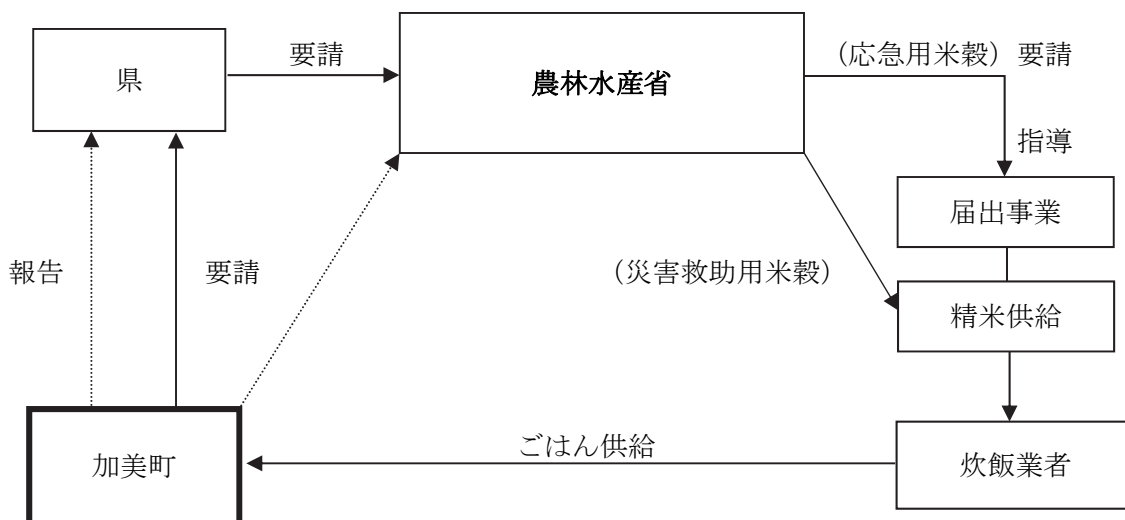
ロ 災害救助用米穀

（イ）県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を町に供給する。

（ロ）町は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

（ハ）町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料（精米）の供給体制略図



※ —→ 県を通じて要請する場合 → 県を通じて要請することが困難な場合

ハ 供給数量

(イ) 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

(ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

供給対象	基準量	供給期間
炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1人1日当たり精米200グラムの範囲内で町長が定める数量	災害発生の日から7日間以内（費用負担：町）
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1人1食当たり精米300グラムの範囲内で町長が定める数量	実情に応じて町長がその都度決定（費用負担：町）

ニ 炊き出しの実施

(イ) 「共助」と町による「公助」

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。炊き出しは、「共助」を原則として、地域の集会所等の避難場所等において、行政区等により炊き出しを行うことを原則とする。それによりがたい場合には、「公助」として、本部長（町長）は、一時的に食生活を保護する必要がある者に対し、炊き出しを行い、食料を供給する。

(ロ) 供給対象者

炊き出しの供給対象者は次のとおり。

- ・ 避難所に収容された者

- ・ 住居の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水などのため、炊事のできない者
- ・ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要が認められる者
- ・ 水道、電気、ガスの障害により対応ができない者

（ハ）炊き出し担当等

町による炊き出しは、経済部が担当する。経済部長は、炊き出し現場に現場責任者を選任し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

（ニ）炊き出しの協力団体及び場所

炊き出しは、婦人防火クラブ等の協力団体及び社会福祉協議会等に要請し、避難場所等で町長の指定する場所で行う。

また、必要に応じ、行政区長又は自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとし、要員が不足する場合は、県、日赤宮城県支部等に協力要請を行い、確保する。

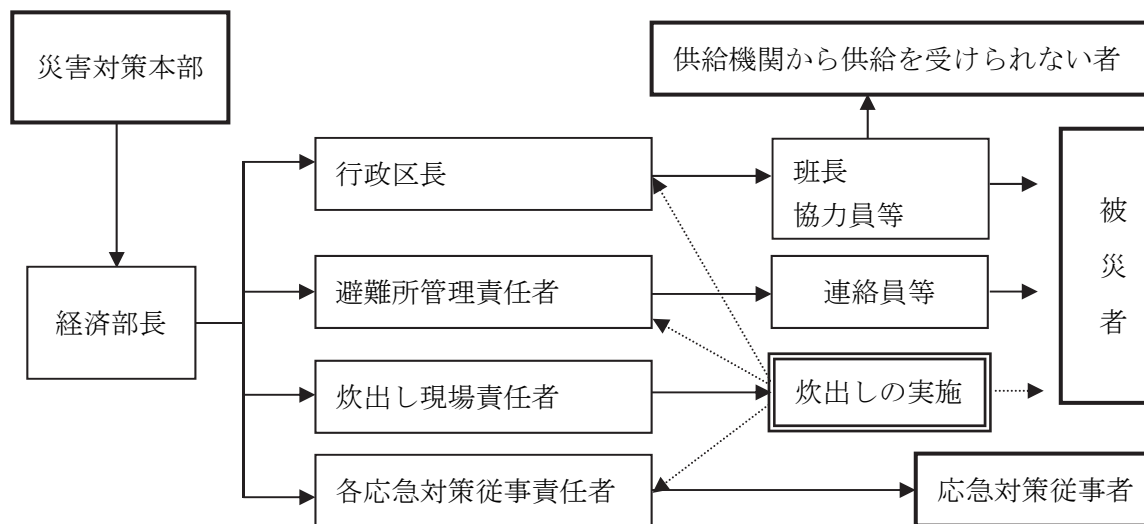
（ホ）費用及び期間

炊き出しに必要な費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

また、炊き出しその他による食料の供与を実施する期間は、原則として被害発生の日から7日以内とするが、大規模災害時には、必要に応じて延長することができる。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

食糧供給のフロー図



【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

【資料編】3-23-03「炊出しの協力団体及び実施場所」

3 野菜及び果実

野菜及び果実について、町は県と連携を取りながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の

確保に努める。

4 乳製品

町は、乳製品について、県と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、(一社)日本乳業協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

町は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、町は、県と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、災害協定を締結している町内量販店等の関係業者等から調達する。ただし、町内の関係業者等から必要数量を確保できない場合は、知事又は隣接市町村長に、調達を依頼し、調達する。

7 緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、町からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第5 飲料水

水道施設の破損又は汚染等により飲料水が得られない被害者に対し、最小限必要な飲料水を供給する。飲料水の供給は水道部（上下水道課）が担当する。

水道部長（上下水道課長）は、応急給水に必要な量を把握し、各配水場などの貯水タンクや被害を受けない水道管、小中学校のプール（浄水機能付き）、飲料水兼用防火水槽などから取水し、避難場所等で町長が指定する場所に運搬、被災者等に供給する。また、飲料水の確保が困難又は不足するときは、日本水道協会宮城県支部に対し応援要請を行い、飲料水を確保する。

1 飲料水の供給方法等

（1）給水

水道部長は、速やかに飲料水を確保・供給するため、応急給水に必要な水量の把握を行う。また、災害協定を締結している加美町水道事業指定給水装置工事業者等の関係団体に対し協力要請を行い、総務部と協議し応急給水に必要な人員を確保する。応急給水を実施するにあたっては、必要に応じ給水班及び浄水班等を編成して行う。

- ・ 給水班－1班3名編成（班長1名、運転手1名、作業員1名）
- ・ 浄水班－1班3名編成（班長1名、技術担当者1名、作業員1名）
- ・ 広報班－所要人員（住民に対する広報）

（2）飲料水の確保

上水道からの確保が困難な場合の飲料水の確保先は次のとおり。

- ・ 館山配水場

- ・ 多田川浄水場
- ・ 漆沢浄水場
- ・ 東部配水池 宮崎字赤坂原地内
- ・ 北部配水池 宮崎字切込地内
- ・ 西部配水池 字麓山地内
- ・ 麓配水池 宮崎字麓地内

なお、飲料水の汚染が認められるときは、県北部保健福祉事務所（保健所）の水質検査を受け、安全を確保する。また、上記の施設からの供給が不能になったときは、県北部保健福祉事務所（保健所）の指導を受け、汚染の少ないと思われる井戸水、湧水等の原水を煮沸又は消毒して飲用するなどの対策を指導する。

（3）応急給水

応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。また要配慮者等に配慮し供給する。調達・確保した飲料水は、給水車等により避難所若しくは集落単位等で本部長（町長）が指定した場所まで運搬し、供給を行う。

供給は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行い、状況に応じ備蓄している非常用飲料水袋又は飲料水用ポリ袋等を調達し、供給する。供給に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

【 応急給水 】

給水対象	給水量	給水期間
・被害を受け、飲料水を得ることができない者 ・応急活動従事者	最少1人1日3リットルを目標とし、経時的に増量する。	災害発生の日から7日以内。 長期に渡る場合は実情に応じその都度決定する。
・医療機関、福祉施設等	その都度決定する。	

飲料水の供給量は、災害発生から1ヶ月以内には通常の供給量を確保するものとし、経時的な増量は次を目標として確保、給水する。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

【 復旧目標 】

災害発生からの日数	目 標 量
災害発生 ～ 3日まで	3リットル／人・日
4日 ～ 10日まで	20リットル／人・日
11日 ～ 21日まで	100リットル／人・日
22日 ～ 28日まで	被災前の給水量

2 給水資機材の調達等

必要な資機材は町内の関係業者等から調達する。不足のときは、日本水道協会宮城県支部又は隣接市町村長に調達のあっせんを依頼し、調達する。

【資料編】3-17-05「町が保有する給水資機材」

【資料編】3-25-02「給水資機材の調達先・給水装置工事事業者・排水設備等公認業者」

3 給水施設の応急措置

水道部（上下水道課）は、災害により給水施設等に被害を受けたときは、早急に被害状況を調査し、必要な人員を招集して応急復旧工事等を行い、飲料水供給の早期回復に努める。

（1）応急復旧資機材等の調達

応急復旧資機材等は、町の水道関係業者から調達するが、不足の場合は、日本水道協会宮城県支部又は隣接市町村長に対し、資機材及び技術者のあつせんを要請する。

応急復旧工事は、水道部が行うほか、町指定給水装置工事事業者に指示して行う。

（2）応急措置の重点事項は次のとおり

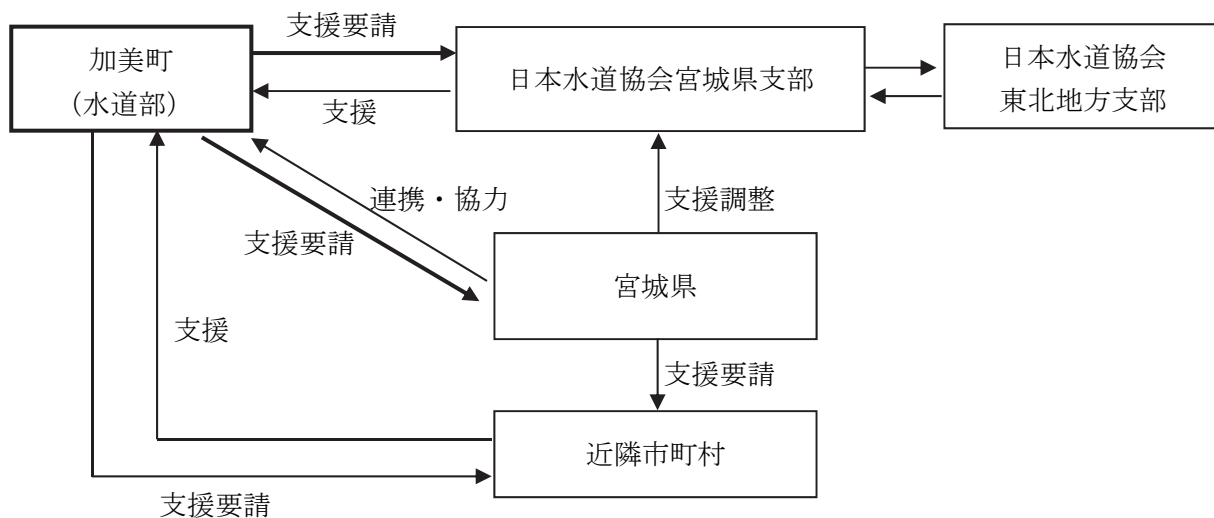
- イ 取水、導水及び浄水施設等の点検
- ロ 給水可能箇所等の広報
- ハ 有害物資等の混入防止及び汚染が認められた場合の緊急停止措置
- ニ その他、井戸水等の消毒、浄水による飲料水の確保

4 住民に対する広報

断水した場合には、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について広報車等により周知する。

5 応援要請

応急給水対策の応援要請は、日本水道協会宮城県支部及び隣接市町村長に対し行う。



※ 県は、被災市町村から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。

【資料編】5-05-03「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」

【要請先】

- ・ 大崎広域水道麓山浄水場（字麓山1-9 電話：0229-67-6512）
- ・ 日本水道協会宮城県支部及び隣接市町村

第6 生活物資

災害により衣料、生活必需品等の生活関連物資を喪失した被災者に対し、必要があるときは、次により生活関連物資を供給する。物資の調達及び供給は、町と災害協定を締結している中新田郵便局、ヤマト運輸並びにイオンスーパーセンター、ヨークベニマル、ホームセンター、ドラッグストア等の量販店等の協力を得て、経済部（産業振興課等）が担当する。また、町内の業者等で調達困難な場合には、知事又は隣接市町村長に対し、あつせんを依頼し調達する。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

【資料編】6-02-05「救助物資給（貸）与書 様式」

1 支給対象者

住家の全半壊（焼）、流失、又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 支給品目

- | | | | |
|---------|----------|-----------|---------|
| (1) 寝具 | (2) 衣料品 | (3) 炊事用具 | (4) 食器 |
| (5) 日用品 | (6) 光熱材料 | (7) 緊急用燃料 | (8) その他 |

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

3 費用

衣料、生活必需品等の供与、又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

4 期間

災害発生時から原則として10日以内とするが、大規模災害時においては、延長することができる。

5 生活関連物資の備蓄・集積場所

調達した物資及び備蓄物資等の集積場所は、一次集積場所又は災害の状況により二次集積場所に集積、仕分けを行い、供給要請等に基づき各施設に搬送する。

集積場所での仕分けは、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

【資料編】3-18-04「調達・救援物資の集積場所、供給場所」

6 物資の供給

調達した物資及び義援物資等の供給は経済部が担当し、福祉部が協力して協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）の支援を得て行う。

（1）配分の方法

経済部長は、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）、避難所管理責任者、各地区の区長が指名する協力員やボランティア等の協力を得て、生活関連物資の配分を必要とする被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

経済部長は、救助物資管理者を指名し、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）の支援を得て、物資の管理・配分に当たらせる。

（2）救助物資配分計画

救助物資配分計画では、次の事項を明確にするとともに、要配慮者に対する供給については特に留意し作成する。

- ・ 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする）
- ・ 救助物資の品名、数量
- ・ 救助物資の受払数量

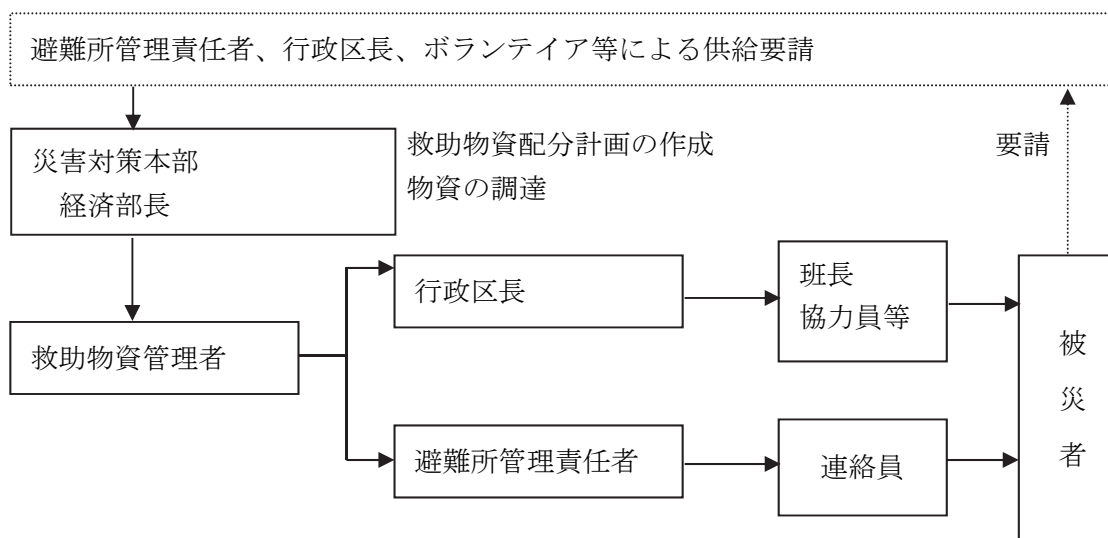
（3）供給場所

救助物資管理者は、救助物資配分計画に基づき、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）、避難所・福祉施設等の職員及び避難所管理責任者、各行政区の区長及び協力員、ボランティア等の協力を得て、被災者に配分し、原則として受領書を徴し（様式第1号、第2号）、若しくは受領者の確認により行うものとする。

なお、緊急を要する場合など、それによりがたい場合には、受領証は不要とする。供給場所は、災害に状況に応じ、各施設の中から本部長（町長）が決定する。

【資料編】6-02-05「救助物資給（貸）与書 様式」

生活関連物資の供給フロー



第7 物資の輸送体制

1 民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請

町は、大規模災害時に緊急物資の輸送が必要な場合には、あらかじめ締結した協定に基づき、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）に緊急物資輸送の協力を要請する。協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

2 県等への輸送の要請

町は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、県に対して、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。

なお、要請に当たっては、発災直後は救助活動が優先されることに留意する。

3 輸送業務実施への支援

町は、必要に応じて協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）に、フォークリフト等の専用機材の提供、物資の仕分けや集積所から避難所等への輸送業務実施への支援を要請する。

第8 義援物資の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ

（1）町（経済部及び福祉部）は、義援物資の募集を必要とする災害が発生したときは、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部など関係機関と連携しながら、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）の支援を得て、義援物資受入れ窓口を設置し、速やかに義援物資の募集及び受入れを開始する。

（2）募集は、総務部を通じ、県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目、数量、送付先及び送付方法等について広報・周知を行う。

（3）県及び町は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

（1）経済部長は福祉部長と協議の上、県及び日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整し、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）の支援を得て、義援物資の配分を速やかにかつ適切に行う。

（2）義援物資の仕分け、配分場所への搬入、被災者への配分作業等は、協定事業所（ヤマト運輸、県トラック協会大崎支部等）を中心として、被災地区の行政区役員及びボランティア等の協力を得て迅速に行うこととし、必要に応じ、各避難所管理責任者等避難所関係者の協力も得るものとする。

（3）配分場所は、救助物資等の配分場所と同じ場所とするが、災害の状況を考慮し、本部長（町長）が決定する。また、配分に当たって行政区長等と連携し、在宅の避難者及び要配慮者等への配分について留意する。

【資料編】6-02-05「救助物資給（貸）与書 様式」

第9 燃料の調達・供給

1 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時に応急対策の実施及び住民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、町内のガソリンスタンド等燃料供給流通事業者等と災害協定を締結し、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて県等へ緊急用燃料の確保を要請し、住民の生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

町は、災害発生時においてもその機能を維持する必要がある町役場、支所などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4 住民への広報

町は、燃料類の供給見通し等について住民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第20節 防疫・保健衛生活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部、宮城県（北部保健福祉事務所）、日赤宮城県支部

第1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫

町及び県（北部保健福祉事務所）は、次の点に留意し、災害防疫活動を行う。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 感染症患者が発生したときは、速やかに県と協議し、適切な治療措置をとる。
- (2) 県は疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (3) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資機材等の確保

- (1) 消毒薬その他感染症対策資機材は、町内の関係業者から調達するが、不足する場合は県又は隣接市町村に対し要請を行う。
- (2) 県は、町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策資器材等を町へ供給する。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

町及び県は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町及び県は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

町及び県は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び町は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

(2) 心のケアの実施体制の確保

県は、被災者のストレスケア等のため、災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療チーム（DPAT）のほか、心のケアの専門職で構成されるチームを編成し、被災地に派遣する。必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して心のケアの専門職等の派遣を要請する。

(3) 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

定期的に避難所、炊出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管

理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 食品衛生対策

福祉部（保健福祉課等）は、県（北部保健福祉事務所）等と連携し、必要に応じ食品衛生監視員を避難所及び食品の集積所等に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を行う。

また、県と連携し、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（環境安全部）、加美郡医師会、大崎歯科医師会、加美警察署、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 目的

大規模な災害による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携によりこれらの搜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の搜索

- 1 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から死亡が推定される者の搜索を行う。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

第3 遺体の処理、収容

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- 3 町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。
- 4 町は宮城県葬祭業協同組合と締結した「災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス等を確保する。

【資料編】5-08-08「災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定書」

【資料編】6-02-06「行方不明者搜索、遺体処理・収容・埋葬（記録）様式」

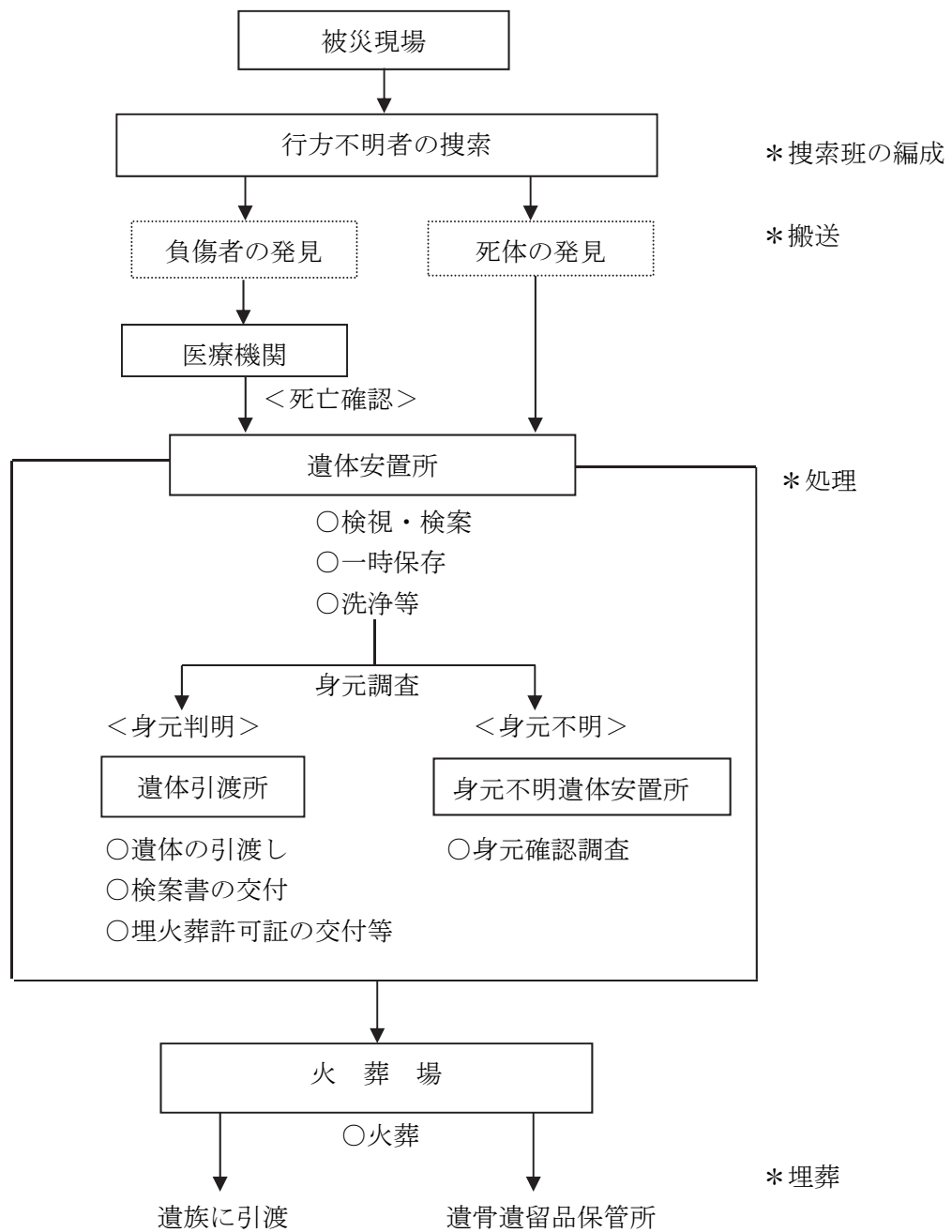
第4 遺体の火葬、埋葬

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

- 2 町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。
- 3 町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。
 - (1) 被災状況の報告
町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。
 - (2) 広域火葬の要請
町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。
 - (3) 火葬場との調整
町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
 - (4) 遺族への説明
町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。
 - (5) 広域火葬の終了
イ 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。
ロ 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。
 - (6) 一時的な埋葬について
町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行う。
- 4 町は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 5 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

【資料編】3-19-04「遺体の一時保存所及び埋葬予定場所一覧」

遺体等の搜索・処理・埋葬のフロー

第22節 災害廃棄物処理活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（環境安全部）、大崎地域広域行政事務組合、町公衆衛生組合連合会

第1 目的

大規模な災害発生時には、建物の倒壊、流出等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、町は廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物の処理

- 1 大規模災害時においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 町は、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 町又は事業者は、災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 4 町及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 処理体制

- 1 町は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討する。
- 2 町は、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 3 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 県は、町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。
また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県等に対して応援を求めるほか、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。

- 5 県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。
- 6 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

第4 処理方法

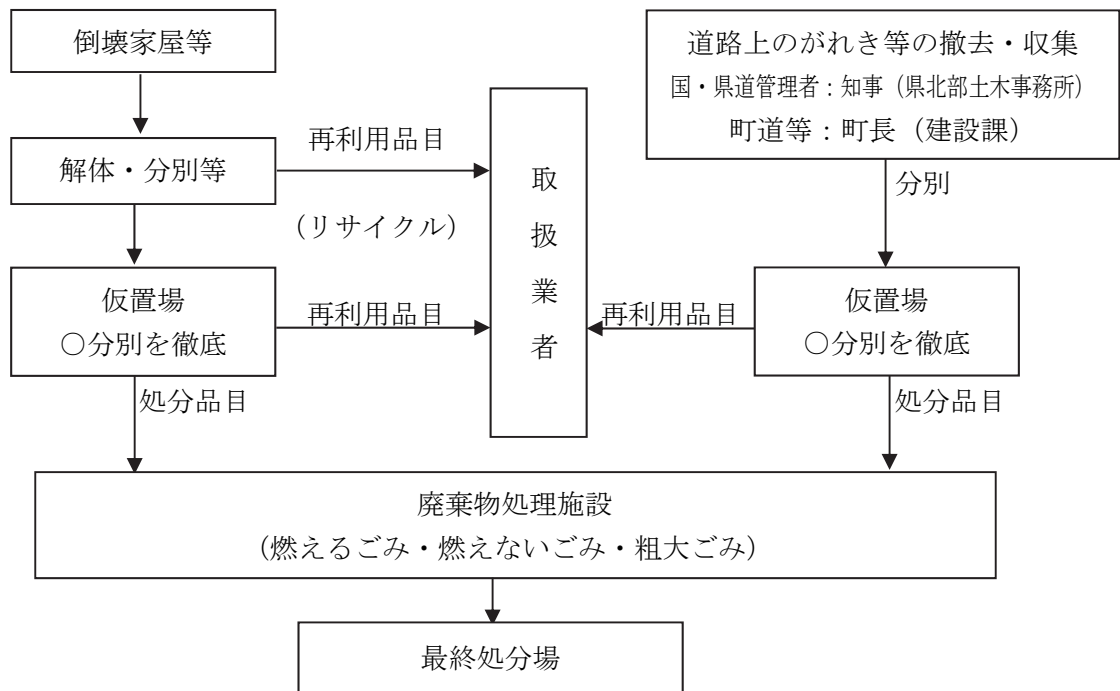
- 1 町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。
 - (1) ごみ処理

町は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。
 - (2) 災害廃棄物
 - イ 町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
 - ロ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
 - ハ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
 - (3) し尿処理
 - イ 町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
 - ロ 県は、町と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。
 - ハ 町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。
- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

がれき処理フロー**第5 清掃資機材の調達**

清掃資機材は、町所有のもののほか、町内の関係業者所有のものを借上げ、不足する資機材は知事又は隣接市町村長にあっせんを依頼する。

【資料編】2-26-03「清掃資機材の調達先」

第6 推進方策

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第7 住民の協力

環境安全部（町民課）及び大崎地域広域行政事務組合は、町公衆衛生組合連合会及び住民に廃棄物の分別処理等について協力を求め、周知を行う。

住民は、各公衆衛生組合長等の指導のもと積極的に協力し、生活環境の保全に努める。

第23節 社会秩序維持活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部）、東北経済産業局、加美警察署、町防犯指導隊

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため町、県及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視

- 1 町は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び県と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに町民への情報提供を行う。
- 2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき当該物資の保管命令又は収用を行う。
- 3 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 被災地の治安維持

町は、加美警察署等と連携し、パトロールや広報により、被災地の治安維持を行う。

第24節 教育活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（教育部）

第1 目的

町及び町教育委員会並びに私立学校設置者は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

第2 避難措置

学校等の校長等は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時の措置

（1）災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

（2）安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

（3）校園外活動時の対応

遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

（1）校園内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えにきた保護者も同様に校園内保護する。

（2）帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校園内に保護する。

第3 学校施設等の応急措置

町及び町教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校等

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立学校等

- (1) 私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し町に報告する。
- (2) 私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に町に報告する。

3 社会教育施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

イ 教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

ロ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に

努める。

2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、町は必要に応じ指導助言する。

第5 心身の健康管理

町教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達

町は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第7 給食

- 1 町及び町教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- 2 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。
- 3 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第8 修学支援

町教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。

第9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

- 3 町は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 町教育委員会は、速やかに町及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 町教育委員会は県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 町教育委員会は県指定の文化財について、県教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 町教育委員会は町指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

【資料編】3-05-02「災害救助法による救助の種類、費用の限度額、期間等の基準」

第25節 防災資機材及び労働力の確保

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（建設部、総務部、経済部）、自主防災組織、社会福祉協議会

第1 目的

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達

- 1 町は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 労働者の供給

町は、応急措置を講じるために必要な労働者を、公共職業安定所を通じて雇用し、必要箇所に迅速に供給する。

第5 応援要請による技術者等の動員

町、県及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

町長又は知事が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第6 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任された場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおり。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者
- (8) 船舶運送業者及びその従事者
- (9) 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第26節 公共土木施設等の応急復旧

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部・各班）、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合、宮城県北部地方振興事務所、国（国土交通省東北地方整備局）

第1 目的

道路、橋りょう、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設の管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設

1 町及び県の対応

（1）町及び県土木部の対応

イ 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

ロ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む）、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

[第2章 災害予防対策 第15節 緊急輸送体制の整備 参照]

ハ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

二 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

（2）町及び県農林水産部の対応

イ 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通公共土木施設等の応急対策の確保に努める。

ロ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ハ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第3 河川管理施設

1 県の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、管理区間の水位観測所において氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、なお増水が予想される場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。

風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(3) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

3 町の対応

町は、災害発生直後にパトロールを行う。なお、河川被害を確認した場合は県（北部土木事務所）へ通報するとともに被害の軽減措置を図る。

第4 農地、農業施設

町及び県は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第5 都市公園施設

町（建設部）は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる、都市公園においては、救援、救難活動が円滑にできるよう応急復旧を速やかに行う。

第6 廃棄物処理施設

- 1 町及び大崎地域広域行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 3 町及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当っては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 5 災害廃棄物処理に当っては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第7 被災宅地に関する危険度判定などの実施

町は、被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災宅地危険度判定士、県、関係団体との連絡体制整備に努める。

- 1 被災宅地の危険度判定業務は、町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- 2 県は町の要請を受け、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（水道部）、東北電力（株）宮城県北営業所、
東北電力ネットワーク（株）古川電力センター、東日本電信電話（株）宮城支店、
宮城県大崎地区LPガス協議会、（一社）宮城県LPガス協会

第1 目的

災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、県、市町村及びライフライン事業者等は、発災後直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

- 1 上下水道課及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害時において直ちに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 県は、町から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、（公社）日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対して支援を要請する。
- 4 水道事業者等は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

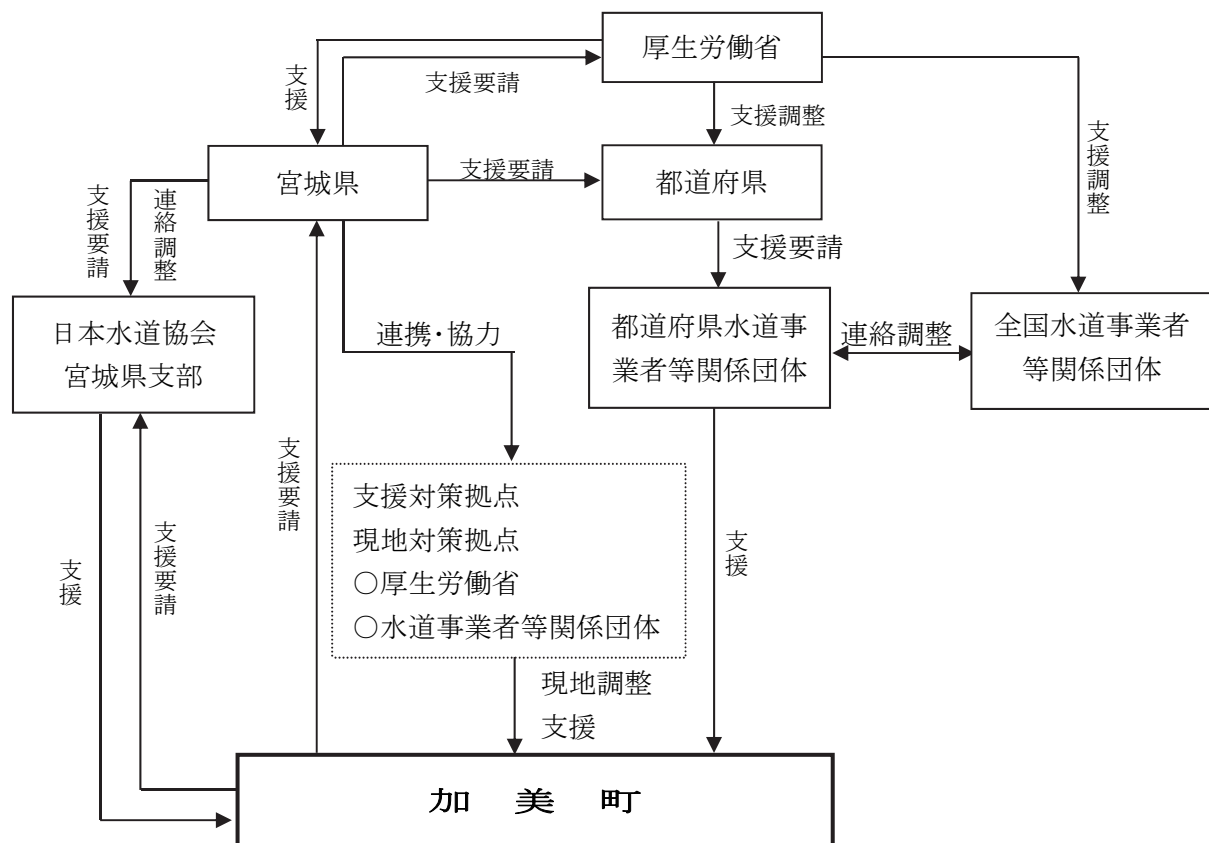
5 水道事業者等は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

6 水道事業者等は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

なお、応急給水及び応急復旧対策は、次の応急給水フローチャートにより行う。

【資料編】5-05-03「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」

応急給水フローチャート



第3 下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

【資料編】3-25-02「給水資機材の調達先・給水装置工事事業者・排水設備等公認業者」

1 管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、浄化センター

下水道管理者は、ポンプ施設、浄化センター施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

3 広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設

東北電力（株）宮城県北営業所及び東北電力ネットワーク（株）古川電力センターは、大規模災害による停電が発生した場合は、町に対し速やかに停電地区及び戸数を報告するとともに、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を実施する。

町は、必要に応じて、東北電力（株）宮城県北営業所及び東北電力ネットワーク（株）古川電力センターが実施する対策等に協力をする。

1 実施責任者

- (1) 町域内における電力施設の応急対策は、東北電力（株）宮城県北営業所及び東北電力ネットワーク（株）古川電力センターが行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力（株）宮城県北営業所及び東北電力ネットワーク（株）古川電力センター長に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力（株）の実施計画の定めにより行う。

第5 ガス施設

1 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス施設販売事業者は、大規模災害発生時には、被災した家屋等において液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

イ 応急措置と応援要請

気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。

被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

ロ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検を実施する。

その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。

結果は（一社）宮城県大崎地区L Pガス協議会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ハ 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）を（一社）宮城県大崎地区L Pガス協議会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

ニ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、（一社）宮城県大崎地区L Pガス協議会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

- （2）（一社）宮城県L Pガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。

イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施

ロ 応急供給の実施

ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告

ニ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整

ホ 二次災害防止のための広報活動

【資料編】5-05-01「災害時におけるL Pガス等供給協力に関する協定書」

第6 電信・電話施設

東日本電信電話（株）宮城事業部は、速やかに被害状況を調査し、電信・電話設備が被災した場合は、必要な応急復旧措置を実施する。

1 復旧対策の実施

通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

- （1）応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。
- （2）広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

2 通信のふくそう

通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- （1）設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- （2）被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（1

- 71)・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- (3) 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

3 応急措置の要領

通信施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については東日本電信電話（株）宮城事業部の実施計画の定めにより行う。

第28節 農林水産業の応急対策

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（経済部（産業振興課等））、加美よつば農業協同組合、
N O S A I 宮城・六の国支所、大崎森林組合、宮城県北部地方振興事務所、
宮城県北部家畜保健衛生所

第1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、飼料の
不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害とい
った間接的な被害が予想される。

このため、町、県及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止
めるため、的確な対応を行う。

第2 農業用施設

町及び県は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、
応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地
調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊
急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実
施する。

第3 林道、治山施設

町及び県は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点
検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現
地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧
等の工事を実施する。

第4 農産物

1 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

町は、必要に応じて、県農業機械化センター、加美よつば農業協同組合及び生産集団等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、営農機材の購入のあっせんを行う。

(2) 営農用資材

イ 町は、水稻、麦・大豆種子について、播種可能な期間中に供給できるよう必要に応じて、県及び近隣市町村等に要請し、購入あっせんのための対策を講じる。

ロ 町は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせんのための対策を講じる。

ハ 県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、(公社)みやぎ農業振興公社を指導するなど、安定供給のための対策を講じる。

二 県は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

2 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

イ 共通対策

(イ) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(ロ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

ロ 水稻

(イ) 水害

a 大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(ロ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ハ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

ハ 畑作物

(イ) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。

また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。

- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(ロ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できる場所は畦間に灌水する。

(ハ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。
また、露地では散水してとくす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(ニ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(ホ) 雪害(麦類)

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

ニ 果樹

(イ) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(ロ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草を兼ね浅い中耕を行い、敷草をする。
- b 晴天が続く時は薬害が出やすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ハ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

- イ 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ロ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ハ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- ニ 給水源等を確保する。

ホ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第5 畜産

1 応急技術対策

(1) 水害

- イ 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- ロ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ハ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- イ 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- ロ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- イ 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- ロ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- イ 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- ロ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- イ 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- ロ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- イ 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却
- ハ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。

- (4)所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行い、町から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

第6 林産物

町は、災害による林産物の被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、北部地方振興事務所に報告する。

1 応急対策

- (1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
(2) 災害の状況により町は、「加美町農作物等生産振興対策協議会」に諮り、必要に応じて「農作物災害対策本部」を設置し、関係団体等と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

第7 水産物

町は、災害による水産物の被害について関係機関・団体等の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、県に報告する。

1 応急対策

- (1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて町、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

2 資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

3 応急技術対策

施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

〈主な実施機関〉

町災害対策本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、加美警察署、消防団

第1 目的

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

1 町及び県又は事業者の対応

- (1) 町、県及び事業者は、発災後直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、通信施設）及び公共施設（道路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について町に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、町等事業者を指導する。
- (3) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者等は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど、報道機関等の協力を得て周知する。

- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

(2) 点検の実施

町、県及び事業者は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、町が適切に避難指示等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

5 空き家等

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 町及び県は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部）、加美警察署、自衛隊、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団

第1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 応急公用負担等の権限

1 町長

（1）応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

イ 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

ロ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ハ 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

（2）知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官、又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

町長若しくはその職権の委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、町長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職団員

（1）消防職員、消防団員

イ 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、又はその使用を制限することができる。

ロ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。

（2）消防長、消防署長

イ 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、又はその使用を制限することができる。

- ロ (1) のイ及び(2) のイに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

4 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収容することができる。

- イ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

- ロ 災害を受けた児童及び生徒の教育に関する事項

- ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- ニ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項

- ホ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

- ヘ 緊急輸送の確保に関する事項

- ト その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1) に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

5 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第3 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、町長、知事又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - イ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - ロ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ハ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

【資料編】6-02-07「公用負担命令権限証・公用負担命令書 様式」

第5 手続き

- 1 町長は人的公用負担を、相手側に口頭で指示する。
- 2 町長は物的公用負担を、次により行う。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - イ 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その他処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。
 - ロ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明なときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を町又は加美警察署に掲示し、通知に代える。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - イ 町長又は警察官が障害物（被害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適切な方法で保管する。
 - ロ 保管したときは、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
 - ハ 保管した工作物等が滅失又は毀損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管する。
 - ニ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者が負担する。
 - ホ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヶ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第6 損失補償及び損害補償等

- 1 町は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。
- 2 町は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 3 町は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第31節 ボランティア活動

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（福祉部）、町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部

第1 目的

大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町及び県は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、町レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

（1）町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

（2）県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

町及び県は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は町災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

なお、町が県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(3) 職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）

(4) 被災状況についての情報提供

(5) その他必要な事項

第3 専門ボランティア

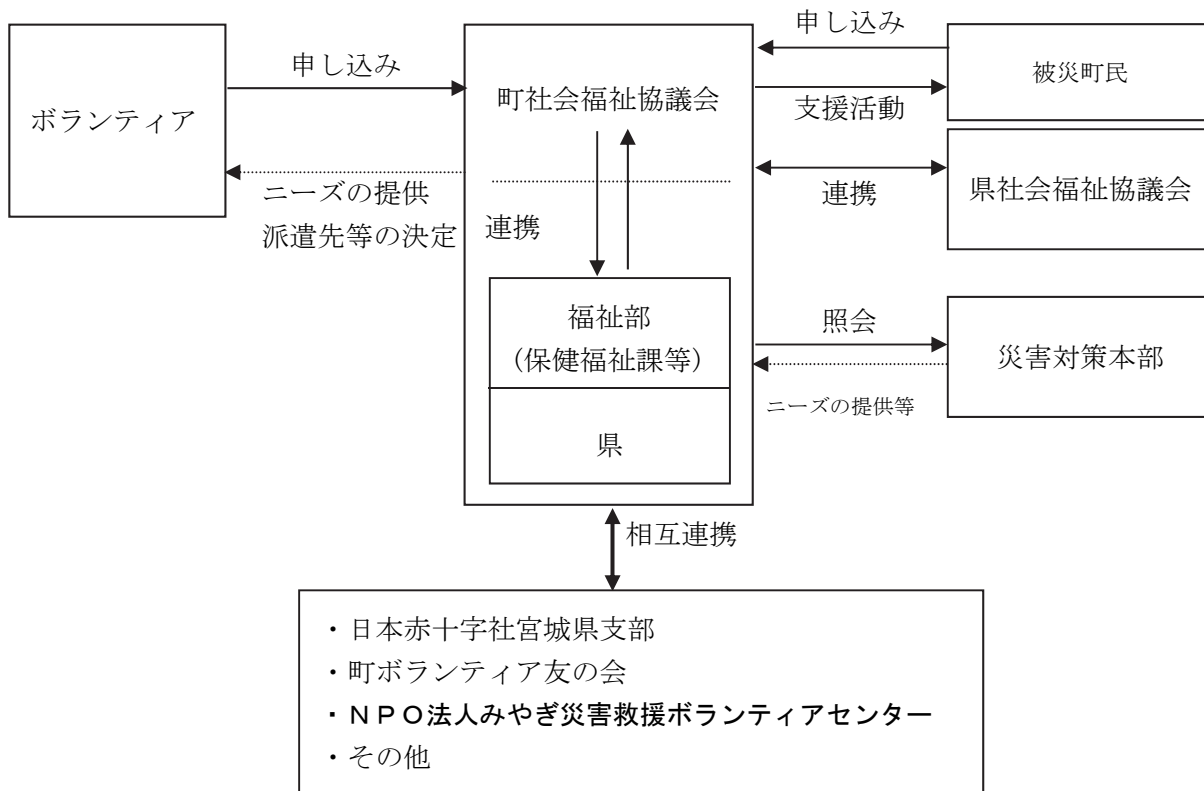
関係する組織からの申し込みにについては県の部局で対応し、町においても、県に準じた体制を敷く。専門ボランティアの主な種類は次のとおり。

主な受入れ項目	担当部局
イ 救護所等での医療、看護、保健衛生	保健福祉課
ロ 被災宅地危険度判定	建設課
ハ 外国人のための通訳	産業振興課
ニ 被災者の心のケア	保健福祉課
ホ 高齢者、障がい者等への介護	保健福祉課
ヘ その他専門的知識が必要な業務	各課

第4 NPO/NGOとの連携

町及び県は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

加美町災害ボランティアセンター体制イメージ図



【資料編】2-12-04「災害ボランティアセンター設置・運営」

第32節 海外からの支援の受入れ

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部、経済部）

第1 目的

大規模な災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援に一義的に対応するのは、国の役割となっているが、具体の被害を把握し、かつ町との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容、人数、派遣日程
- (2) 受入方法
- (3) 案内、通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名、数量
- (2) 輸送手段、ルート
- (3) 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第33節 災害種別毎応急対策

〈主な実施機関〉

町災害対策本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、加美警察署、住民、自主防災組織、事業所等

第1 火災応急対策

1 目的

災害発生時には、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

イ 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

ロ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ハ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

ニ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

ホ 火災現場活動の原則

(イ) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- (ロ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ハ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 消防機関の活動

(1) 加美消防署の活動

加美消防署は、大崎地域広域行政事務組合消防活動規程に基づき消火活動にあたる。消火活動の指揮は加美消防署長又は署長が指名する消防職員が行い、消防団及び災害対策本部（総務部）と密接に連携し、確実な消火活動を行う。

イ 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

ロ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ハ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

ニ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、加美町消防団規則及び加美町消防計画に基づき、消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

イ 火災情報の収集伝達活動

加美消防署等関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

ロ 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

イ 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

ロ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地

域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 町民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

町は、町の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

8 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災発生時においては、町は消防機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎょ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

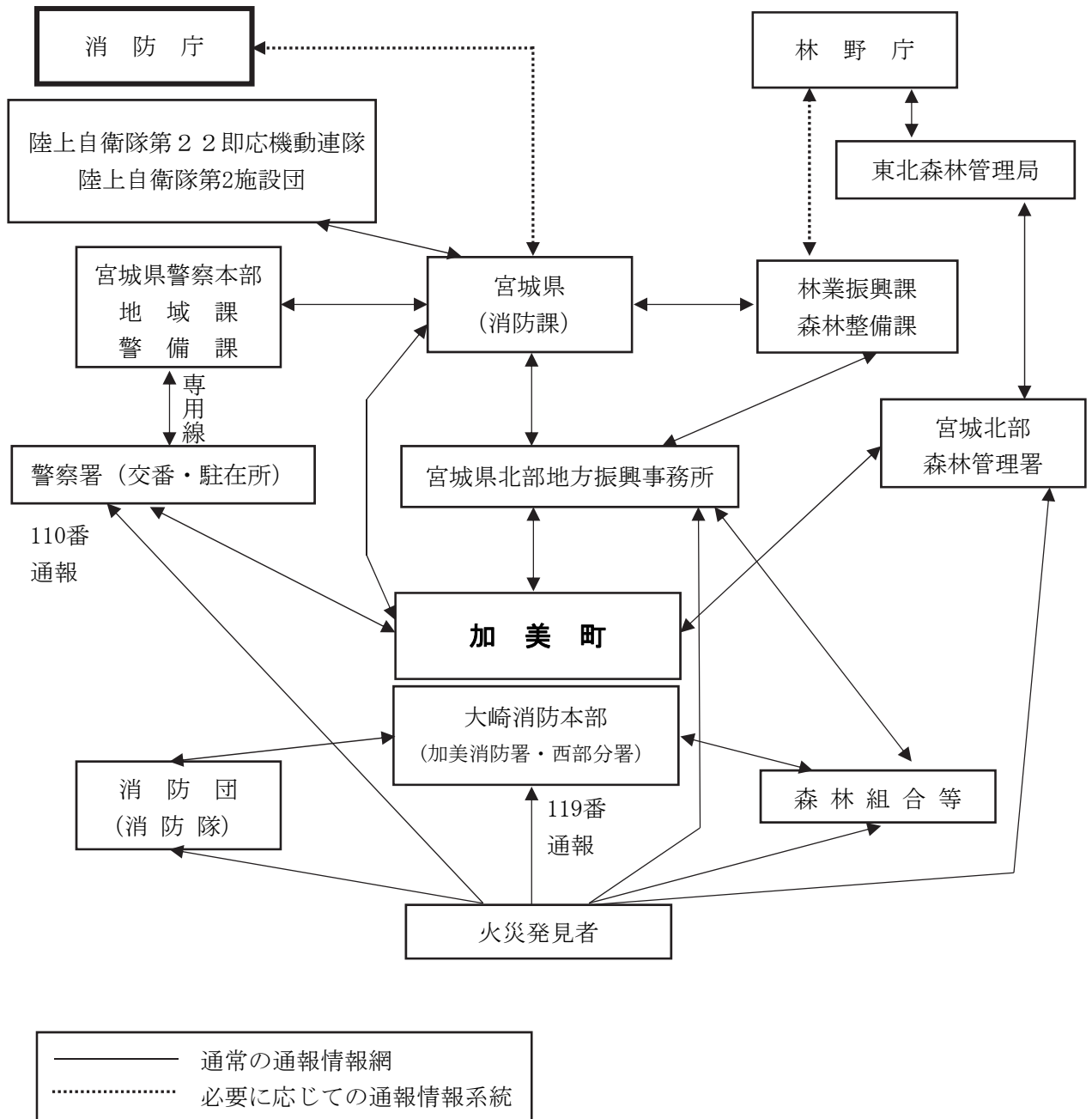
消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎょ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

通報通信系統図



(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎょが困難と認められる場合、町長は、本編第3章 第7節「相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、本編第3章 第9節「自衛隊の災害派遣」の定めると

ころにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合、なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

4 町の措置

町は、町地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

5 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、県及び消防機関は施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

3 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じよう指導する。

イ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

ロ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

ハ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

(2) 災害発生事業所等における応急対策

イ 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに加美消防署、関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

ロ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

(イ) 大量油の排出があった場合

a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。

b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。

d 排出された油の回収を行う。

e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(ロ) 危険物の排出があった場合

a 損傷箇所の修理を行う。

b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

e 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。

f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

g 消火準備を行う。

4 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、

被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

- (2) 町は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガス施設の所有者等及び関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請し、必要な場合は県に連絡し、処分等を依頼する。
- (3) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。
- (4) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- (5) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

第4 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2 事故発生時における応急対策

(1) 町、県及び東北地方整備局の対応

イ 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

ロ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ハ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、町は障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ニ 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

3 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

〈主な実施機関〉
町全課、宮城県

第1 目的

この計画は、震災発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い町土を構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国、県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町及び県が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速や

かに策定し実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

その計画は概ね次の計画とする。なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

イ 河川	ト 道路
ロ 海岸	チ 港湾
ハ 砂防設備	リ 漁港
ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道
ホ 地すべり防止施設	ル 公園
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

[農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)]

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

[水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)]

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

[生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)]

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

[公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)]

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

[公営住宅法(昭和26年法律第193号)]

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)]

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

(1) 町は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講ずる。

(2) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援

する。

- (3) 県及び町は、県道又は町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (4) 町は、町が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 町及び県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (6) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (7) 加美警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに効率的かつ効果的に実施するため、町及び県は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。県は、複数の市町村において復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

(1) 町の復興計画の策定

町は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 県の復興方針の策定

県は、複数の市町村で震災復興の必要性が認められ、国が災害復興基本方針を策定したときは、県としての復興方針の策定を行う。

(3) 被災前の地域課題等の考慮

町及び県は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り、事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(4) 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、県との連携）を行う。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第5 災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6 復興組織体制の整備

県は、災害の規模等必要に応じて復興組織体制の整備を図り、被災者及び被災市町村を支援する。

第2節 生活再建支援

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（各部・各班）、町社会福祉協議会

第1 目的

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

また、町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとするとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

県は、町で実施する被害認定や罹災証明書の発行業務に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。

罹災状況の調査及び証明窓口は税務課が担当し、建設課が協力する。防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が発行する。

- 1 罹災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。
 - (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）及び追加記載事項（床上浸水、床下浸水）
 - (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや
- 2 発行は、町の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記（1）については町長が、（2）については加美消防署長が行う。
- 3 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）を基に、1棟全体で、表面的な状況をもとに行う。

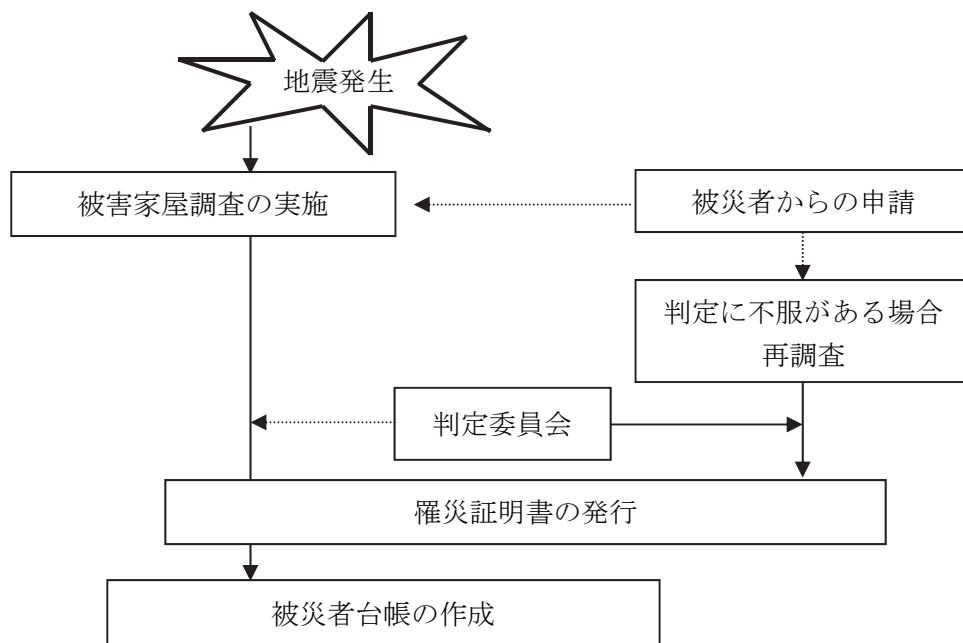
- 4 被害調査は、2人1組とし、町職員（建設課の住宅担当職員、税務課の家屋評価担当職員等）及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、又は建築士等の専門知識を有するボランティアの協力を得て行う。

判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等で構成する災害判定委員会を設置し、それらの意見等を参考に判定する。

【資料編】5-05-07「大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協力書」

第3 被災者台帳

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。



【資料編】6-02-08「罹災証明願・証明書様式」

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- (1) 町区域内において、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する自然災害が発生した場合
- (2) 町の区域内において、10世帯以上の住宅が全壊する自然災害が発生した場合
- (3) 県内において、100世帯以上の住宅が全壊する自然災害が発生した場合
- (4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) (1) 若しくは (2) の市区町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

[第3章 災害応急対策 第8節 災害救助法の適用 参照]

2 対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ただし、単数世帯の支給額は各該欄の金額の3/4となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体（半壊・敷地被害）	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

再建方法	被害程度	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認し、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認し、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県会館へ送付する。

送付を受けた（公財）都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

【資料編】6-02-09「被災者生活再建支援金支給申請書（総括申請及び概算支給申請用）様式」

7 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明交付書のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第5 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

県は、町による貸付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

2 母子父子寡婦福祉資金

県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※ 生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6か月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。
また、必要に応じ被害市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第6 生活保護

町（保健福祉課）は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第7 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

第8 税負担等の軽減

町（税務課）及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税（料）の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、保険者である町の判断で国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。

県は、町による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を

行う。

※ 国民健康保険税（料）の減免の基準

住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の3/10以上、かつ前年中の合計所得が600万円以下である場合において、次の表に定める区分により減免を行う。

【資料編】4-02-08「災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例」

合計所得金額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
① 300 万円以下	1/2	10/10
② 450 万円以下	1/4	1/2
③ 450 万円超	1/8	1/4

2 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険税（料）の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免することができる。

一部負担金の減免基準は、保険者である町が基準を定め減免を行う。

3 介護保険料の減免

町は、介護保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、介護保険料の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

県は、町による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

※介護保険料の減免の基準

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財等について、災害により受けた損害の金額（保険金等により補填される金額を除く）が、その住宅又は家財等の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

合計所得額	住宅又は家財等の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
① 300 万円以下	8/10	10/10
② 400 万円以下	6/10	8/10
③ 550 万円以下	4/10	6/10
④ 750 万円以下	2/10	4/10

4 介護保険の一部負担金の減免

町は、要介護又は要支援の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

県は、町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を行う。

※介護保険一部負担金の減免の基準

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財等について、災害により受けた損害の金額（保険金等により補填される金額を除く）が、その住宅又は家財等の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

合計所得額	住宅又は家財等の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
① 300 万円以下	100 分の 97	100 分の 100
② 550 万円以下	100 分の 97	100 分の 97
③ 550 万円超	100 分の 95	100 分の 95

5 授業料の減免等

- (1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮を来した生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。
- (2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 町及び県の措置

町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第10 相談窓口の設置

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

〈主な実施機関〉

建設課、総務課、町民課、企画財政課

第1 目的

町、県及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。
また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

町及び県は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

町及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・助言を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合に建設代行するなど必要な支援を行う。

(3) 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(4) 生活維持の支援

町及び県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(5) 計画的な恒久住宅への移行

町及び町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。

第4 防災集団移転促進事業の活用

町は、必要な場合には、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

本町とする（例外として町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる）。

2 移転促進区域

（1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（2）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：イ～へは4分の3、トは2分の1）

イ 住宅団地の用地取得造成

ロ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ハ 住宅団地の公共施設の整備

ニ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

ホ 住宅団地内の共同作業所等

へ 移転者の住居の移転に対する補助

ト 事業計画等の策定

（2）地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

〈主な実施機関〉

産業振興課、農業委員会、加美よつば農協、ひと・しごと推進課、商工会

第1 目的

町及び県は被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2 中小企業金融対策

町は、振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、所要の指導及び広報を行うものとする。

【資料編】4-04-02「中小企業への融資制度」

第3 農林漁業金融対策

町（産業振興課）は、県及び加美よつば農業協同組合等関係機関と密接に連携しながら、被災農家及び漁業組合等に対し融資制度等の周知に努めるとともに、各種資金の融資が受けられるよう努めるものとする。

必要に応じ既借入金の条件緩和措置等の支援措置を求める。被害が甚大な場合は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）」の活用により、被害農林漁業者等に低利の経営資金の融通を行い、農業経営の維持安定を図る。

【資料編】4-04-03「農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表」

第4 相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

〈主な実施機関〉

建設課、上下水道課、総務課、企画財政課

第1 目的

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、町土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 防災まちづくり

1 防災まちづくりの実施

町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

2 市街地の整備改善

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 耐震化の促進等

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

4 事業者との調整

町は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性等にも配慮しながら、各事業者と調整を図りつつ進める。

5 既存不適格建築物

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

6 新たなまちづくりの展望等の住民への提供

新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を住民に対し提供する。

7 学校の復興とまちづくりの連携

町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第3 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

砂防施設等町土保全施設の早期復旧と耐震性の強化及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第4 都市計画の決定等の代行

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第6節 義援金の受入れ・配分

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部、福祉部）、町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部

第1 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 受入れ

1 窓口の決定

県、町（災害対策本部）及び日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入れ及び管理

県、町、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

3 町に直接送られてきた場合の措置

町に直接送られる義援金は、現金、現金書留、銀行振込等によるものと想定され、その受入れについては次のとおりとする。

（1）窓口の開設

イ 災害対策本部総務部（会計班）は、役場会計課に現金の受入窓口を開設する。

ロ 郵便局及び銀行等と調整し、義援金専用の受入口座を開設する。

（2）義援金の整理

災害対策本部総務部は、義援金の送付人及び使用目的、金額等を整理し、必要に応じ人員を確保する。

（3）受入れ及び管理

災害対策本部総務部（会計班）は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

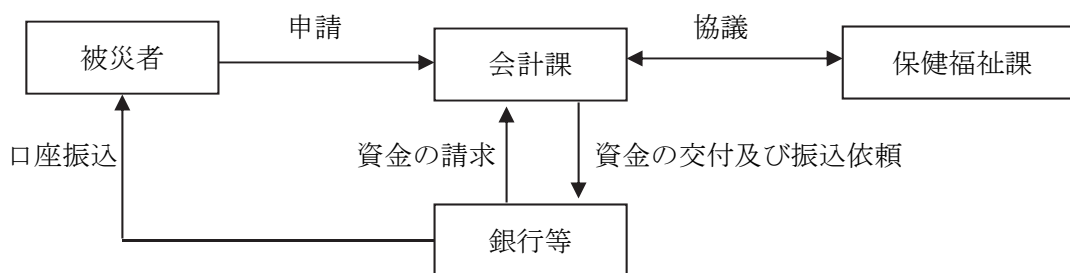
県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。

その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

2 配分

- (1) 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町が行う。
- (2) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金については、その指定に基づき配分する。
- (3) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、国民的合意が得られるように努める。

【 義援金事務のフロー図 】



【資料編】4-06-06「加美町災害義援金配分委員会設置要綱」

第7節 激甚災害の指定

〈主な実施機関〉

町災害対策本部（総務部）

第1 目的

町内において、災害により甚大な被害が発生した場合、町及び県は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2 激甚災害の調査

1 県

県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第3 激甚災害指定の手続き

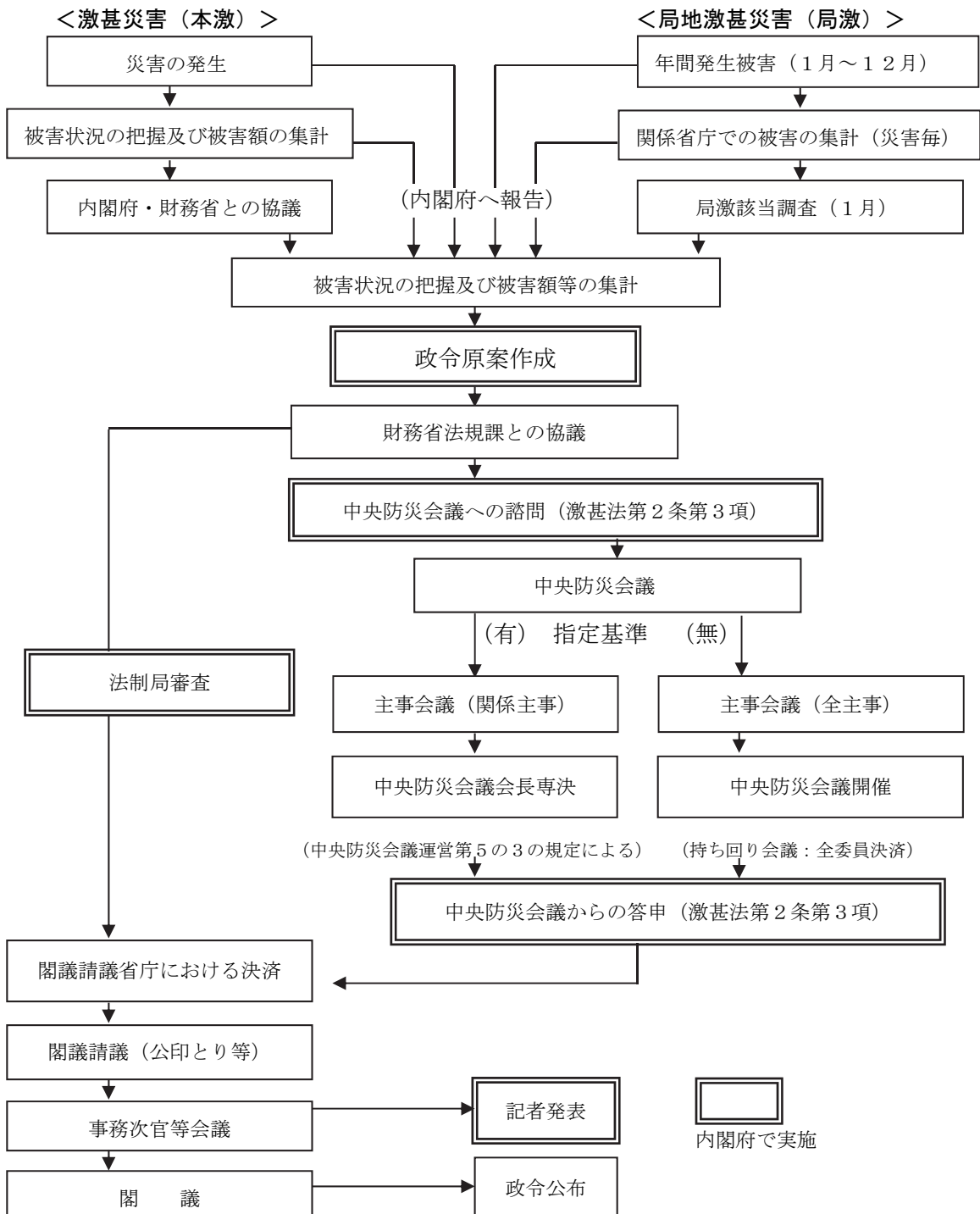
災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

【 激甚災害指定事務手続き 】



（注）局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準

(本激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）
 - ※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（法第5条）
 - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
 - ハ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
 - ニ 土地改良区の行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）
 - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
 - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
 - ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
 - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
 - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
 - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

2 激甚災害指定基準

(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（法第12条、第13条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

【資料編】4-07-05「激甚災害指定基準」

第8節 災害対応の検証

〈主な実施機関〉

加美町、宮城県、防災関係機関

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や住民ひとりひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

- 1 情報処理
支所、行政区などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- 2 資源管理
業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等
- 3 指揮・調整
災害対策本部内における
 - ① 指揮・統制
 - ② 決断
 - ③ 本部事務局各グループ・町各部署・支所等の間の業務調整
- 4 組織間連携
町外各機関（防災関係機関、国、他市町村、都道府県、協定締結団体など）との調整

- 5 個別のオペレーション
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- 6 広報・相談
住民等への広報・相談等
- 7 計画やマニュアル
事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第3 検証体制

町、県及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、本庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第4 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（本庁各部等）
- 2 防災関係機関
- 3 住民
- 4 自主防災組織
- 5 支援自治体
- 6 ボランティア団体など

第5 検証手法

町、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。

また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第6 検証結果の防災対策への反映

町、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第7 災害教訓の伝承

町、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

